
宮城県公共施設等総合管理方針



写真：宮城県行政本庁舎（平成元年築）

平成28年7月

宮城県

平成31年 3月 一部改訂

令和 4年11月 一部改訂



目次

第1章 はじめに.....	1
1 方針の位置付け	2
2 対象期間	2
3 対象施設	2
第2章 本県の公共施設等を取り巻く現状及び今後の見通し	4
1 今後の人口の見通し	4
2 公共施設等の状況	5
(1) 公用・公共用施設	5
(2) 社会基盤施設	9
3 公共施設等の更新等に係る中長期的な経費の見込み.....	11
(1) 財政状況	11
(2) 公共施設等の更新等に係る経費の見込み	13
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	17
1 基本方針	17
2 管理に関する基本的な考え方	18
(1) 点検・診断等の実施方針	18
(2) 維持管理・更新等の実施方針	18
(3) 安全確保の実施方針	18
(4) 耐震化の実施方針	18
(5) 長寿命化の実施方針	18
(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	19
(7) 総量適正化の推進方針	19
(8) 体制の構築方針	19
(9) 財源の確保方針	19
3 フォローアップの実施方針	20
(1) 公有財産調整会議による進捗管理	20
(2) 方針の見直し	20
(3) 個別施設計画の策定	20
(4) 進捗状況等の公表	20

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	21
1 公用施設	21
(1) 庁舎	21
(2) 試験研究教育施設	23
(3) 警察施設	25
(4) 職員住宅	27
(5) 防災関係施設	29
(6) 環境測定施設	31
(7) その他公用施設	33
2 公共用施設	35
(1) 文化・社会教育施設	35
(2) スポーツ施設	37
(3) 自然レクリエーション施設	39
(4) 産業振興施設	41
(5) 社会福祉施設	43
(6) 学校	45
(7) 公営住宅	47
(8) その他公共用施設	49
(9) 地方独立行政法人施設	50
3 社会基盤施設	53
(1) 道路	53
(2) 交通安全施設	55
(3) 河川・ダム	57
(4) 海岸保全施設	59
(5) 港湾	67
(6) 漁港	69
(7) 砂防施設	71
(8) 治山施設	73
(9) 林道	75
(10) 農業水利等施設	77
(11) 都市公園	79
(12) 空港関連施設・鉄道施設	81
(13) 下水道施設	83
(14) 水道	85
(15) 工業用水道	87

【表記方法】

① データ出典

特記なき限り、「公共施設等実態調査」（平成27年度 宮城県管財課）

調査概要

1 調査対象

本県が所有又は管理する建築物その他の工作物

2 調査方法

調査対象を所管する本庁課・室に照会

3 調査期間

平成27年8月～12月（データ内容現在：平成27年3月31日又は平成26年度（平成26年4月～平成27年3月））

4 調査内容

（1）施設情報・棟情報（公有財産台帳データに拠る）

（2）歳出・歳入

（3）運営人数・利用者人数等

② 端数処理

金額については単位未満で切り捨て、延床面積等については単位未満で四捨五入としているため、合計と内訳が一致しない場合があります。

③ %（パーセント）表記

小数第2位を四捨五入しているため、合計値が100%にならない場合があります。

④ 年度表記（グラフ）

将来年度を含むものについては西暦、それ以外は元号表記としています。

⑤ 施設数・棟数

公用・公共用施設における施設数及び棟数は、原則として、公有財産規則に基づく公有財産台帳における数値。

⑥ 複合施設

複数の施設から成る複合施設の場合については、各施設分類毎に施設数及び棟数を計上しています。

第1章 はじめに

本県では、戦後の復興期から高度経済成長期にかけ、急激な人口増や経済成長に伴う行政ニーズに対応するため、集中的に公共施設等（公用・公共用施設、社会基盤施設）を整備し、県民の利便性の向上等に努めてきました。

しかし、その後の社会の成熟化による行政ニーズの変化や県に求められる役割の変化等により、それら施設のあるべき姿にも変化が生じ、また今後の少子高齢化や人口減少の進行に伴い、公共施設等の利用需要の変化も予想されるところです。

さらに、施設は順次老朽化が進み、今後、多くが改修や更新の時期を迎えることから、本県の財政運営にも影響を及ぼすことが懸念され、計画的な管理が必要となります。

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)において、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」とされ、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成25年6月14日閣議決定)において、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定する」ことが決定され、平成25年11月には、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」に基づき、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されるとともに、地方公共団体においてもインフラ長寿命化計画(行動計画)・個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定することとされました。

これを受け、平成26年4月、総務省から地方公共団体に対し、「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたるものとして「公共施設等総合管理計画」の策定が要請されました。

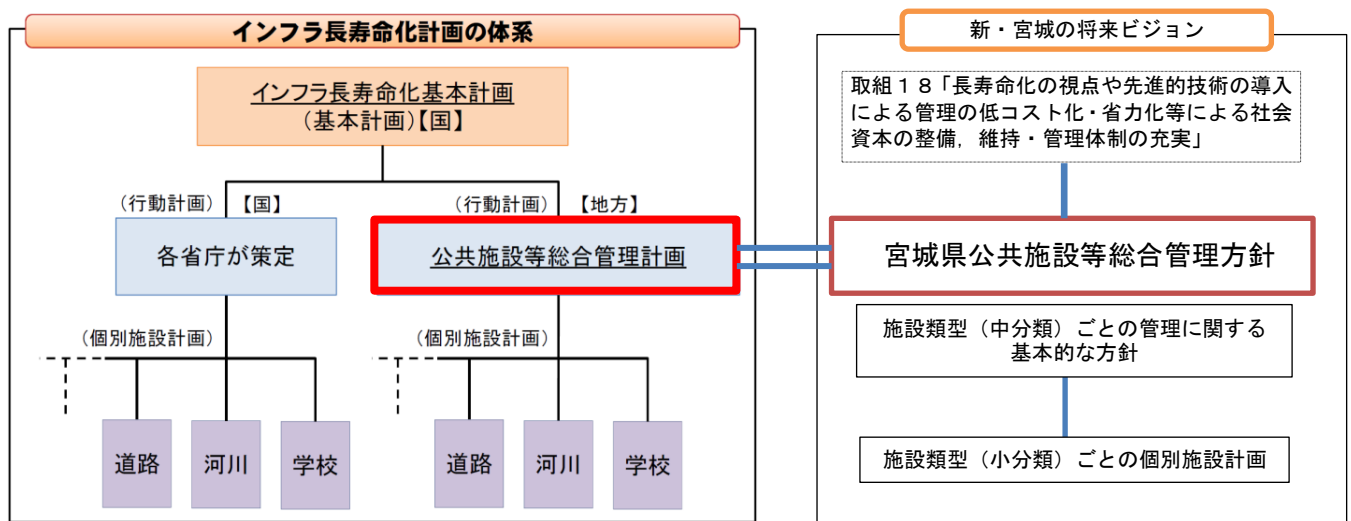
公共施設等の管理に関し、これまで本県では、一定規模以上の県有建築物に関する保全点検の実施や合同庁舎等の中・長期保全計画の策定、公共土木施設の維持管理・修繕に係る「みやぎ型ストックマネジメント・ガイドライン」の策定など、個別施設分野において施設の長寿命化等の取組みを進めてきたところですが、今般、こうした取組みも踏まえつつ、本県の所有管理する公共施設等の現状及び公共施設等を取り巻く将来見通しを基に、長期的・総合的な視点に立ち、今後10年間における公共施設等の管理の基本方針を定めました。

この方針は、上述のインフラ長寿命化基本計画(行動計画)及び公共施設等総合管理計画にあたるとともに、今後、この方針に基づき、個別施設に係る長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、具体化を図っていきます。

1 方針の位置付け

当方針は、国のインフラ長寿命化計画の体系における「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に位置づけられ、今後、施設類型（中分類）ごとの管理に関する基本的な方針に基づき、施設類型（小分類）ごとに個別施設計画を策定していきます。

また、それら計画の策定は、「新・宮城の将来ビジョン」における取組18の「長寿命化の視点や先進的技術の導入による管理の低コスト化・省力化等による社会資本の整備、維持・管理体制の充実」及び「宮城県行財政運営・改革方針（第1期）」における「1 財政基盤と組織体制の強化 「宮城県公共施設等総合管理方針」の進捗管理」に沿った取組みとなります。



2 対象期間

将来の人口・財政状況や社会経済情勢の変化等の可能性も踏まえ、当面、平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間とします。

3 対象施設

本県が所有又は管理する建築物その他の工作物

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針¹」における「公共施設等²」。

本県の所有又は管理ではないが、本県が維持管理費や更新費等の財政負担を負うことが見込まれる公共施設等を含む³。

¹ 平成26年4月22日付 総財務第75号 総務省自治財政局財務調査課長通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」

² 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいい、具体的には、いわゆるハコモノのほか、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（浄水場、污水处理場等）等も含む包括的な概念。

³ 平成27年6月総務省 公共施設等総合管理計画に係るQ&A NO.24（農業水利施設や3桁国道など）

表1-1 対象施設

大分類	中分類		小分類	
	「基本方針」を定める単位		基本方針に基づく「個別施設計画」を定める単位	
I 公用施設	1	庁舎	合同庁舎 ⁴ 、単独庁舎	
	2	試験研究教育施設	試験研究施設、研修教育施設	
	3	警察施設	警察署、交番、駐在所、連絡所、執行隊	
	4	職員住宅	知事部局職員宿舎、教職員宿舎、警察職員宿舎	
	5	防災関係施設	防災機材倉庫、防災無線施設	
	6	環境測定施設	大気汚染等測定施設、放射線測定施設	
	7	その他公用施設	用途廃止施設 ⁵	
II 公共用施設	1	文化・社会教育施設	図書館、博物館、文化会館	
	2	スポーツ施設	複合スポーツ施設、単体競技施設	
	3	自然レクリエーション施設	自然公園等、森林施設等、自然の家	
	4	産業振興施設	産業振興施設	
	5	社会福祉施設	障害福祉施設、児童福祉施設	
	6	学校	高等学校、特別支援学校、高等技術専門校、高等看護学校、大学校	
	7	公営住宅	県営住宅	
	8	その他公共用施設	運転免許センター、その他公共用施設、用途廃止施設	
	9	地方独立行政法人施設	大学、病院、こども病院	
III 社会基盤施設	1	道路	道路、橋梁、トンネル、道路附属物（横断歩道橋）、道路附属物（横断歩道除く）	
	2	交通安全施設	交通安全施設	
	3	河川・ダム	河川管理施設、ダム	
	4	海岸保全施設	1 建設海岸	ゲート施設、護岸・堤防・胸壁、離岸堤、突堤、防潮堤等
			2 港湾海岸	ゲート施設、護岸・堤防・胸壁、離岸堤、突堤、防潮堤等
			3 漁港海岸	ゲート施設、護岸・堤防・胸壁、離岸堤、突堤、防潮堤等、ポンプ施設
			4 農地海岸	ゲート施設、護岸・堤防・胸壁、離岸堤、突堤、防潮堤等、ポンプ施設
	5	港湾	港湾施設	
	6	漁港	漁港施設	
	7	砂防施設	砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	
	8	治山施設	ダム、地すべり防止施設	
	9	林道	橋梁・道路	
	10	農業水利等施設	ダム、ため池、頭首工、用水路、用排水機場、地すべり防止施設	
	11	都市公園	都市公園	
	12	空港関連施設・鉄道施設	空港関連施設、鉄道施設	
13	下水道施設	中継ポンプ場、下水処理場、下水道管		
14	水道	取水・導水・浄水・送水施設		
15	工業用水道	取水・導水・浄水・配水施設		

⁴ 本庁舎（行政・議会・警察本部・自治会館）を含む

⁵ 行政財産としての用途を廃止した施設。用途廃止後、民間企業等に貸付等を行っている施設も含む。

第2章 本県の公共施設等を取り巻く現状及び今後の見通し

1 今後の人口の見通し

本県の人口は国勢調査によると、2000（平成12）年の2,365,320人をピークに減少に転じ、2020年（令和2年国勢調査確定値）には2,301,996人と20年間で63,324人減少（△2.7%）しています。

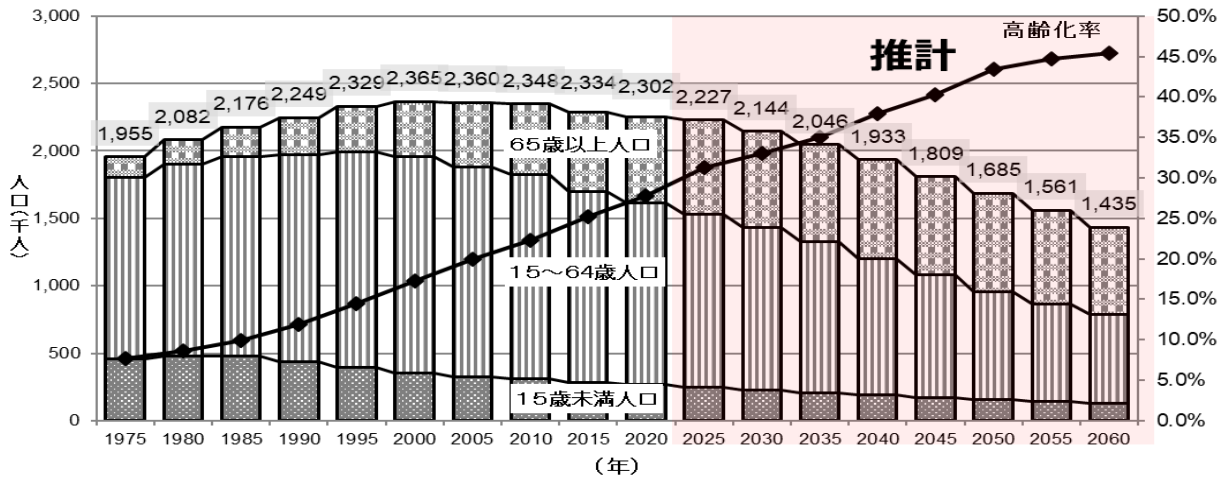
年齢区分別の人口構成割合をみると、年少人口（0～14歳）は、1975（昭和50）年に全人口の23.6%を占めていましたが、2020（令和2）年には11.7%に減少し、逆に老年人口（65歳以上）は1975（昭和50）年の7.7%から、2020（令和2）年には27.8%に増加しています。

また、今後の人口見通しについて「新・宮城の将来ビジョン」における試算⁶では、2060（令和42）年の全人口は143.5万人、構成割合では、年少人口は8.9%、老年人口は44.2%になると推計されています。

全国的に人口が減少し、少子高齢化が進む中、本県も同様の傾向にあります。また、本県の人口推移を広域圏別で見た場合には、仙台都市圏においては増加傾向にある反面、それ以外の広域圏では一貫して減少傾向にあり、特に東日本大震災の発生後、多くの被災市町で大幅な人口減少が見られます。

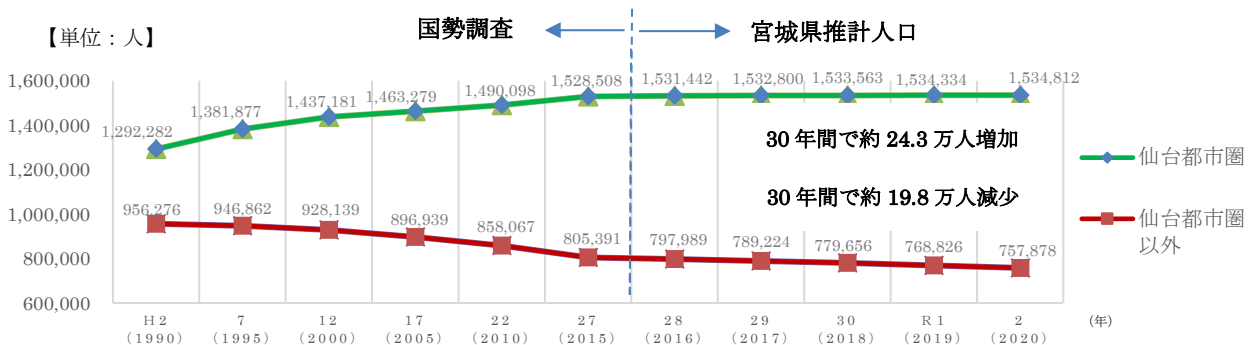
人口減少や人口構造の変化に伴い、公共施設等の利用需要も変化が見込まれることから、圏域毎の人口動態及び必要な行政サービス水準、地域特性などに配慮した施設の総量適正化を図る必要があります。

図2-1 本県の人口推移



データ出典：「国勢調査」（1975年～2020年）、「新・宮城の将来ビジョン」の【ケース1】推計（2025年～2060年）

図2-2 仙台都市圏と仙台都市圏以外の人口の推移



データ出典：「国勢調査」（総務省）、「宮城県推計人口」（宮城県）

⁶ 宮城県における将来人口のケーススタディ（2060年の推計人口）のうち、【ケース1】 国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した場合。

2 公共施設等の状況

(1) 公用・公共用施設

① 保有状況

平成27年3月31日時点で、本県が保有する公用・公共用施設は766施設、総延床面積は2,785,858㎡となっています。

表2-1 公用・公共用施設の保有状況

大分類	中分類	小分類	施設数 ⁷	延床面積 (㎡)	取得価額 (千円)	帳簿価額 ⁸ (千円)	老朽化度 ⁹
公用施設	庁舎	合同庁舎	12	200,606	54,408,754	26,404,420	51.7%
		単独庁舎	45	45,743	7,681,236	2,521,459	69.4%
	試験研究教育施設	試験研究施設	13	100,486	25,879,623	13,884,687	49.6%
		研修教育施設	6	43,734	11,140,358	6,621,681	31.2%
	警察施設	警察署	24	64,689	12,080,584	5,840,507	52.0%
		交番	71	8,421	1,520,708	553,260	65.1%
		駐在所	128	13,227	1,956,043	667,337	70.3%
		連絡所	18	1,545	189,295	13,529	115.6%
		執行隊	4	10,937	1,493,088	1,241,544	16.7%
	職員住宅	知事部局職員宿舍	27	55,428	10,236,525	5,336,727	47.1%
		教職員宿舍	18	16,526	3,217,333	1,398,401	56.4%
		警察職員宿舍	58	56,677	8,050,959	3,418,118	57.0%
	防災関係施設	防災機材倉庫	14	3,974	642,324	233,767	66.5%
		防災無線施設	14	663	301,560	177,323	40.2%
	環境測定施設	大気汚染等測定施設	16	199	45,407	18,633	61.4%
		放射線測定施設	3	26	5,381	1,722	68.0%
その他公用施設	用途廃止施設	7	5,438	526,736	22,149	123.2%	
公共用施設	文化・社会教育施設	図書館	1	18,101	9,376,708	6,188,627	34.0%
		博物館	3	42,705	17,179,848	10,024,502	41.6%
		文化会館	1	12,470	2,930,459	0	100.0%
	スポーツ施設	複合スポーツ施設	3	130,652	51,545,864	32,295,291	36.2%
		単体競技施設	6	15,952	3,748,818	1,806,192	50.5%
	自然レクリエーション施設	自然公園等	8	4,488	2,172,923	1,015,100	55.7%
		森林施設等	6	5,689	1,736,233	691,572	50.1%
		自然の家	3	10,474	1,680,815	420,199	77.4%
	産業振興施設	産業振興施設	2	30,190	12,467,444	7,829,936	36.8%
	社会福祉施設	障害福祉施設	13	58,586	12,829,839	4,367,095	62.6%
		児童福祉施設	7	11,206	3,119,450	1,222,503	35.5%
	学校	高等学校	82	997,046	173,632,983	79,873,633	54.8%
		特別支援学校	19	127,486	24,336,941	11,073,515	53.8%
		高等看護学校	1	2,970	628,201	270,449	55.3%
		高等技術専門学校	5	33,452	6,987,797	2,778,630	63.0%
		大学校	3	12,725	2,434,669	1,187,033	51.4%
	公営住宅	県営住宅	100	599,403	97,177,321	28,840,650	68.9%
	その他公共用施設	運転免許センター	4	18,959	3,815,955	1,915,902	49.7%
		その他公共用施設	7	3,362	637,401	121,038	80.7%
用途廃止施設		14	21,623	3,367,718	839,097	76.3%	
計			766	2,785,858	571,183,316	261,116,243	—

⁷ 原則として、公有財産規則に基づき作成された公有財産台帳における数値。

⁸ 取得価額から減価償却累計額を控除した金額。

⁹ (取得価額×経過年数/耐用年数)の各棟合計/取得価額の各棟合計。

② 中分類別の延床面積と老朽化の状況

中分類別の延床面積をみると、学校が全体の約4割、公営住宅が全体の約2割を占め、これら2類型で全体の約6割を占めます。一方、老朽化度との関係性をみると、延床面積が大きく、かつ、老朽化度が高いのは、学校と公営住宅となっています。

図2-3 中分類別の延床面積割合

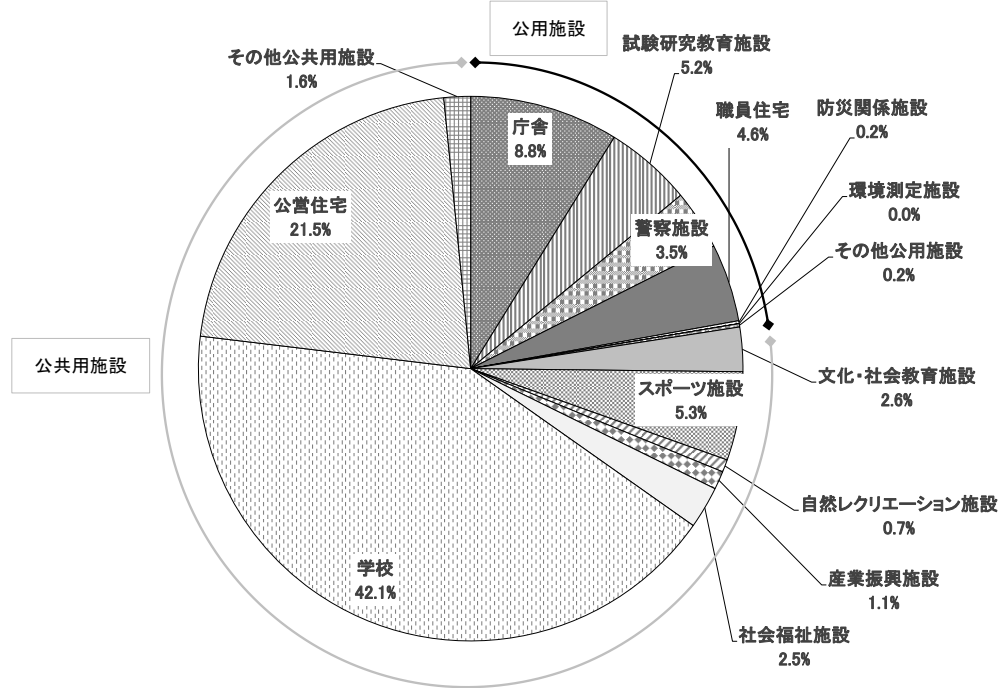
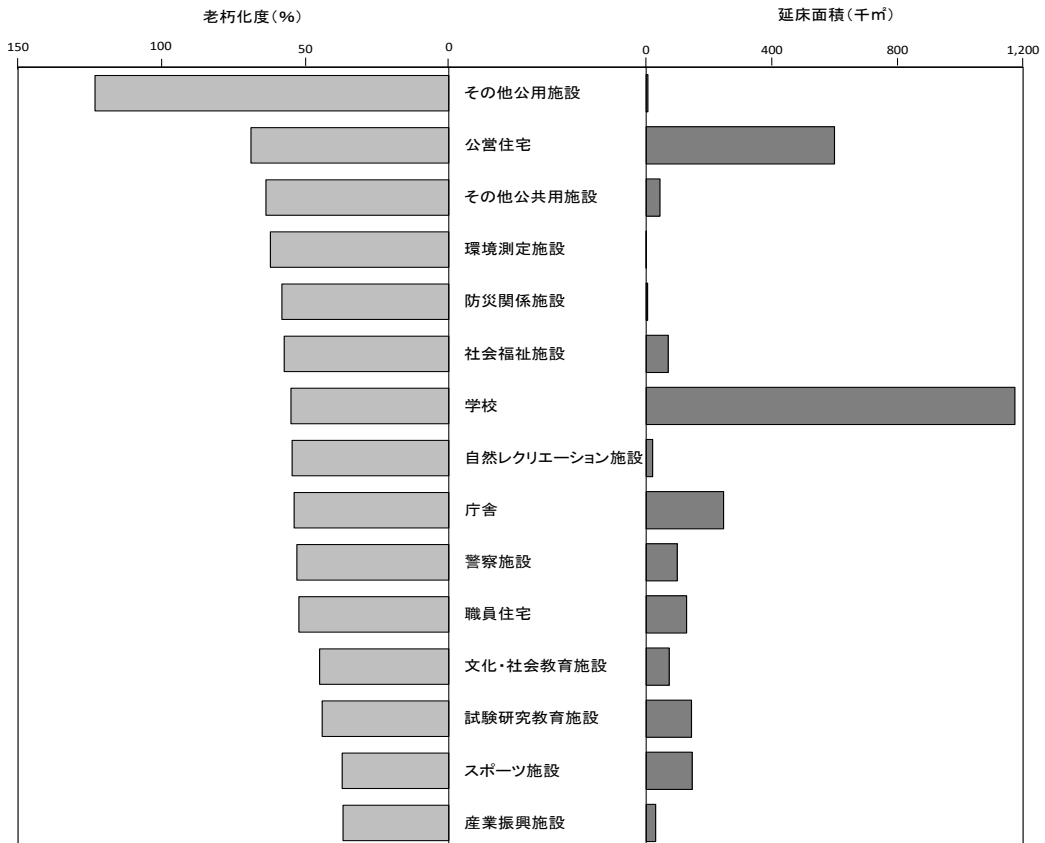


図2-4 中分類別の延床面積と老朽化度



③ 建築年度別延床面積の推移

本県の公用・公共用施設の整備状況を建築年度別に延床面積でみると、昭和43（1968）年度から施設整備が増加し、さらにバブル経済期以降大型施設の建設が加わりましたが、平成13（2001）年度以降は激減しています。

旧耐震基準が適用されていた昭和55（1980）年度以前に建設された現有施設は34.8%にのぼり、学校、公営住宅、庁舎がその多くを占めます。

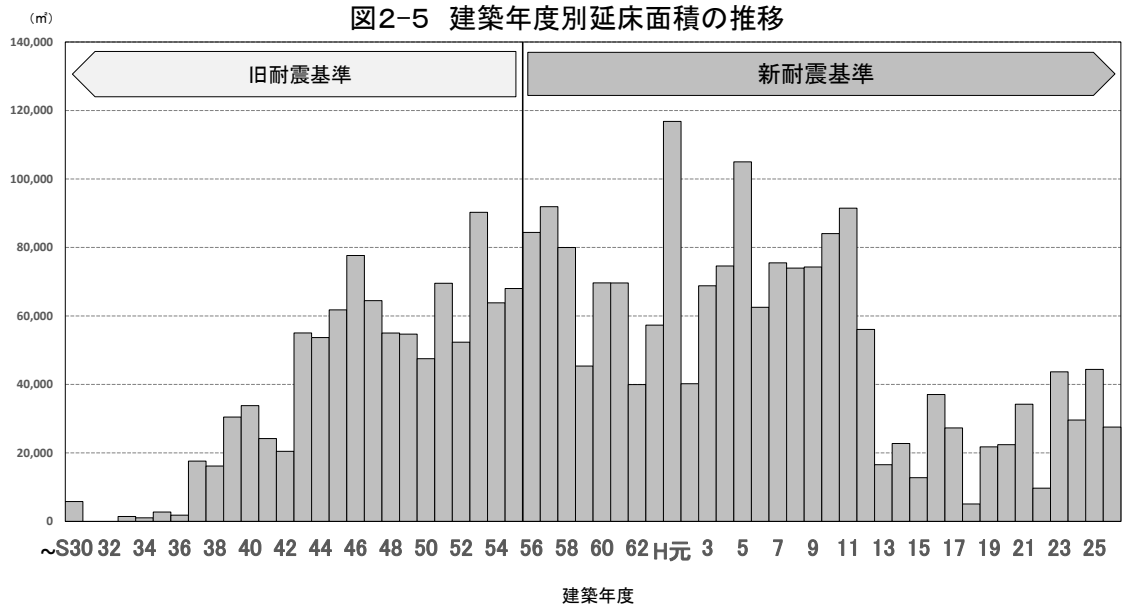
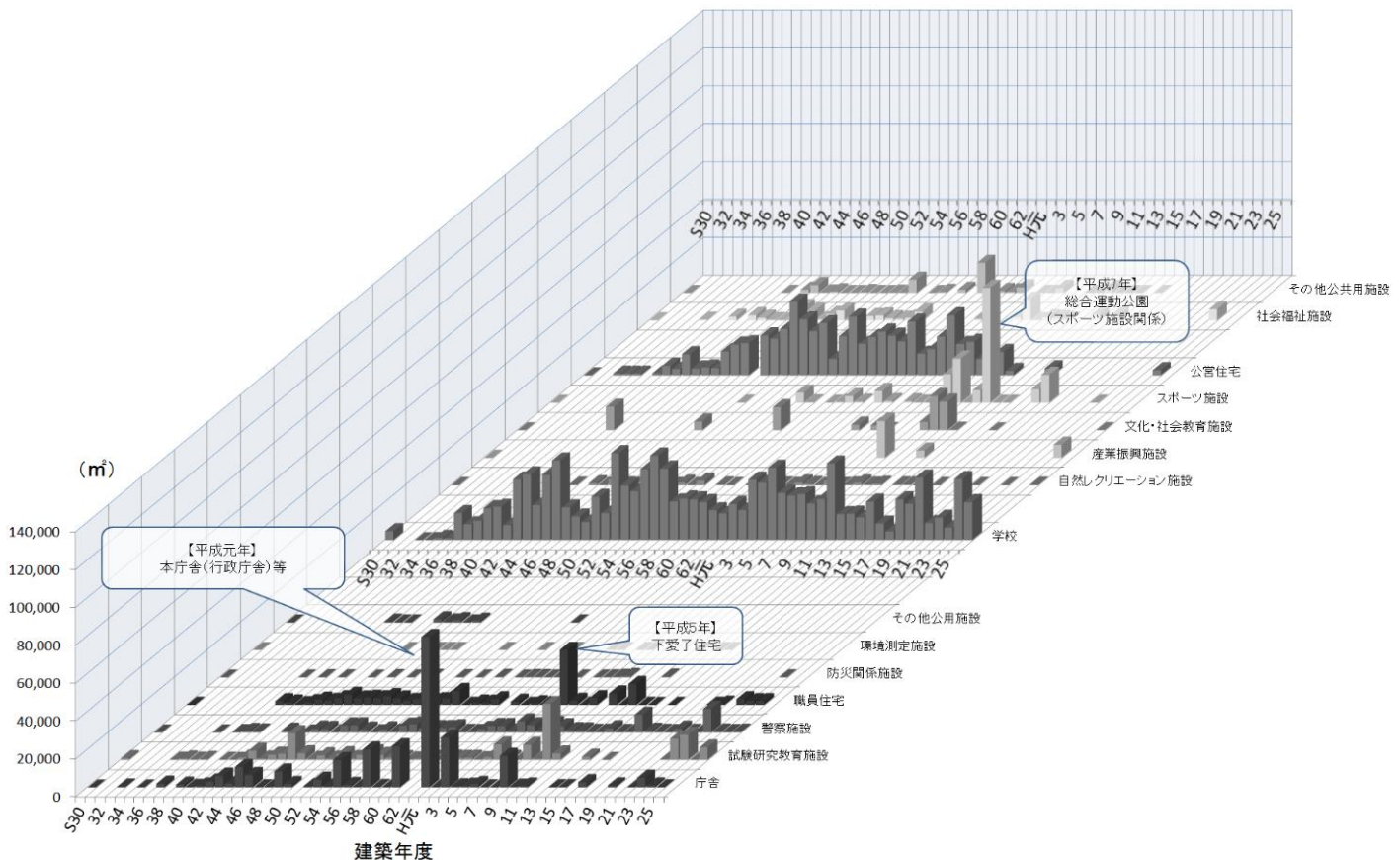


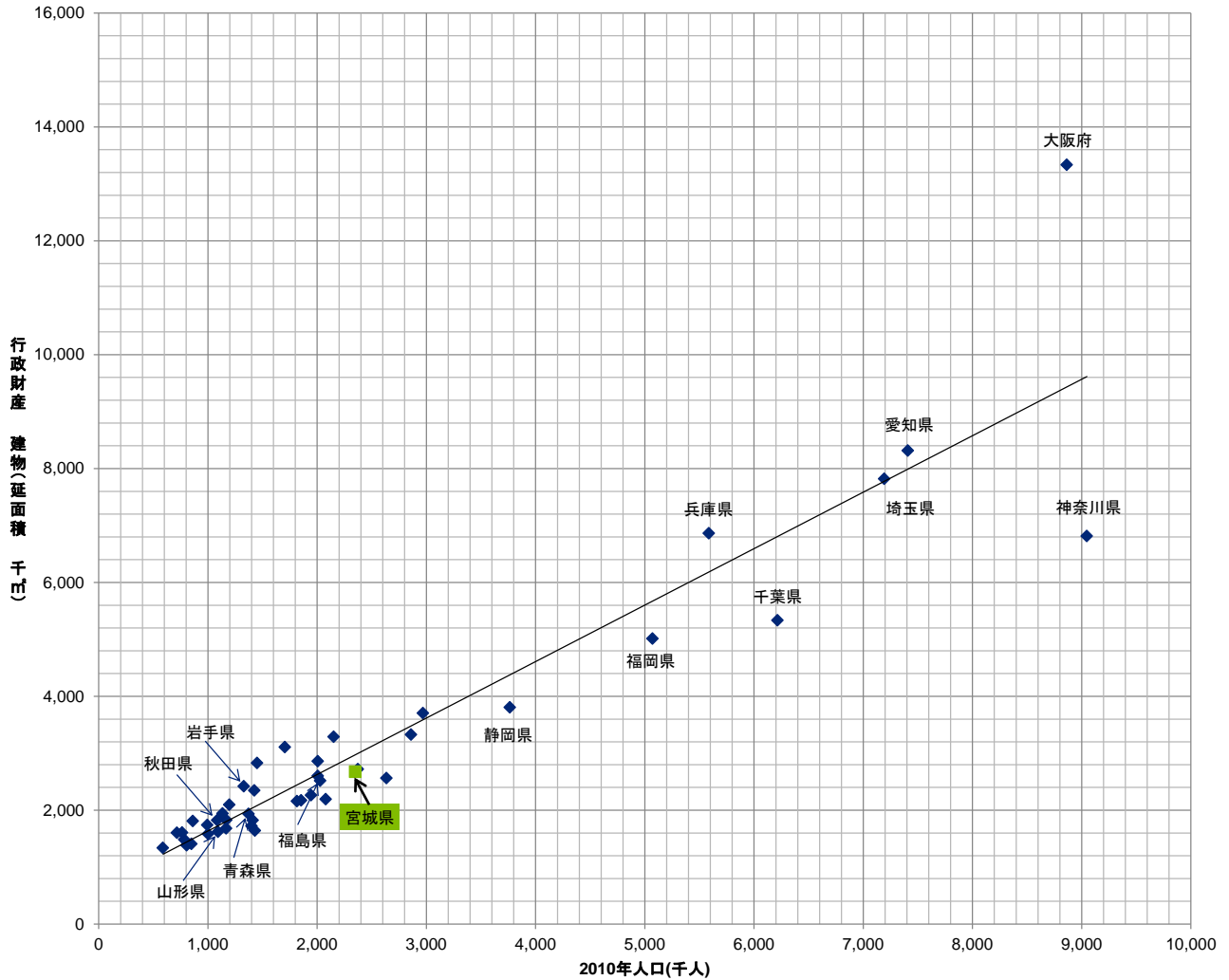
図2-6 中分類別の建築年度別延床面積の推移



④ 人口一人あたり延床面積

人口一人あたりの延床面積を他府県¹⁰と比較した場合、回帰直線¹¹の右下に位置していることから人口に比べて延床面積は少ない状況であり、公共施設量は全体としては過剰とはいえないと考えられます。

図2-7 人口と延床面積の全国比較



データ出典：「平成25年度公共施設状況調」（総務省）

⑤ 耐震化の状況

本県では平成19年度に策定した「宮城県耐震改修促進計画」において、平成27年度末までに県有建築物（非木造、2階以上又は200㎡を越える建築物。ただし、県営住宅は全てを対象。）の耐震化を完了させる目標としていましたが、東日本大震災以前から高い確率で発生が予測されていた宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にするため、積極的に県有建築物の耐震化に取り組み、平成25年度までに対象施設全ての県有建築物の耐震化（耐震改修、解体、改築等）を完了しています。

¹⁰ 北海道、東京都、沖縄県は、他と環境等が大きく異なるため比較から除外。

¹¹ 人口と建物総延床面積のデータの中心的な分布傾向を現す直線。

(2) 社会基盤施設

① 保有状況

平成27年3月31日時点で、本県が保有する社会基盤施設は下表のとおりであり、都市部、山間部、海岸部等、多様な県土構造を反映し、それらに対応する社会基盤施設の施設類型も多岐にわたっています。

表2-2 社会基盤施設の保有状況

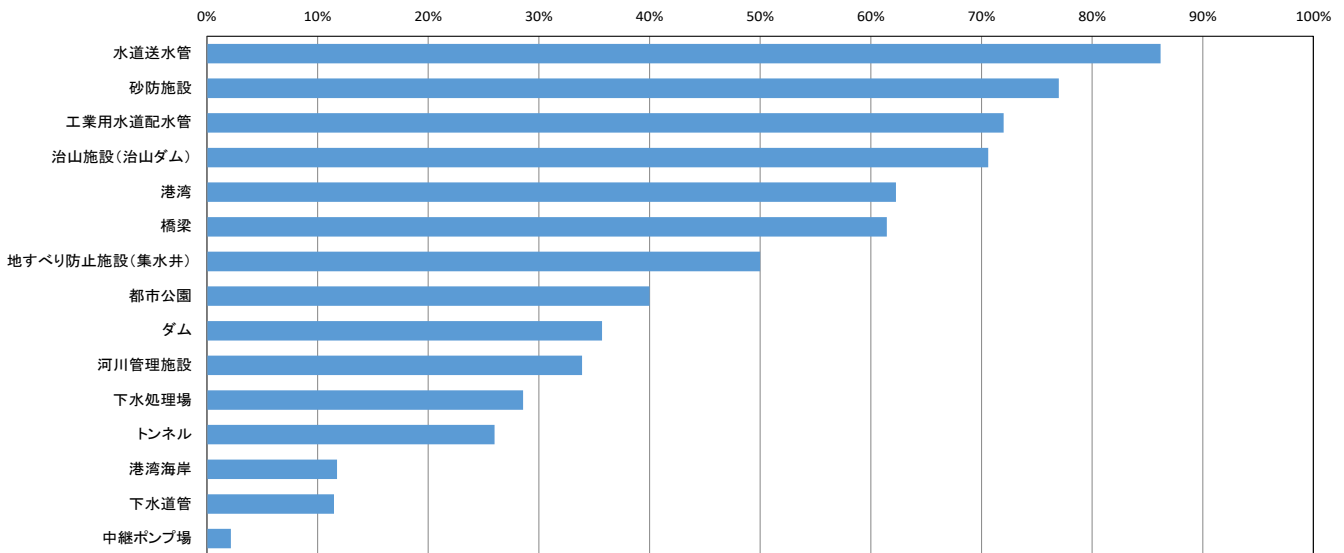
大分類	中分類	小分類	施設量	
社会基盤施設	道路	道路	221 路線 2,701.1 km	
		橋梁	1,756 橋	
		トンネル	55 箇所 22.1 km	
		道路附属物（横断歩道橋）	24 橋	
		道路附属物（横断歩道除く）	33 箇所	
	交通安全施設	交通安全施設	信号機	3,430 基
			道路標識	100,827 基
			車両感知器	1,265 基
			情報収集提供装置（光ビーコン）	766 基
			交通監視用カメラ	32 基
			交通情報板	71 基
	河川・ダム	河川管理施設	河川	324 河川 2,134.5 km
			ダム	14 基
	海岸保全施設	建設海岸	ゲート施設	海岸 92.3 km
			護岸・堤防・胸壁	
			離岸堤	
			突堤	
			防潮堤等	
		港湾海岸	ゲート施設	230 箇所
			護岸・堤防・胸壁	海岸 54.6km
			離岸堤	
			突堤	
			防潮堤等	
		漁港海岸	ゲート施設	水門 22 箇所 陸閘 171 箇所
			護岸・堤防・胸壁	海岸 46.0 km
			離岸堤	
			突堤	
			防潮堤等	
			ポンプ施設	
	農地海岸	ゲート施設	水門（防潮水門） 3 箇所	
		護岸・堤防・胸壁	海岸 29.8km	
		離岸堤		
突堤				
防潮堤等				
ポンプ施設		1 箇所		
港湾	港湾施設	525 施設		
漁港	漁港施設	1,721 施設		
砂防施設	砂防施設	2,390 箇所		
	地すべり防止施設	38 箇所		
	急傾斜地崩壊防止施設	360 箇所		

大分類	中分類	小分類	施設量
社会基盤施設	治山施設	ダム	4,443基
		地すべり防止施設	21箇所
	林道	橋梁・道路	4施設・28路線
	農業水利等施設	ダム	5基
		ため池	41箇所
		頭首工	23箇所
		用水路	—
		用排水機場	168箇所
		地すべり防止施設	5箇所
	都市公園	都市公園	5箇所
	空港関連施設・鉄道施設	空港関連施設	1箇所 ほか
		鉄道施設	1路線 6km
	下水道施設	中継ポンプ場	46施設
		下水処理場	7施設
		下水道管	292.5km
	水道	取水・導水・浄水・送水施設	送水管 333km
	工業用水道	取水・導水・浄水・送水施設	配水管 150km

② 老朽化状況

平成27年3月31日時点で築後30年以上経過した施設の割合は、水道送水管が約86%、砂防施設が約77%、工業用水道配水管が約72%となっており、多くの社会基盤施設で老朽化が進んでいます。

図2-8 築後30年以上が経過した施設数割合



3 公共施設等の更新等に係る中長期的な経費の見込み

(1) 財政状況

本県の令和3年度決算は、歳入が1兆2,566億円で前年度に比べ89億円の増(+0.7%)、歳出が1兆1,946億円で前年度に比べ464億円の増(+4.0%)となりました。

東日本大震災対応分を除いた通常分に限ると平成19年度から令和元年度まで8千億円前後で推移していましたが、令和3年度は1兆741億円でとなりました。

また、歳入歳出差引額(形式収支)は令和3年度決算で620億円の黒字で、このうち翌年度への繰越財源351億円を控除した実質収支は前年度に比べ黒字額が8億円減少し、269億円となりました。

翌年度への繰越財源については翌年度以降の事業の実施に必要となることなどから、実質的な余剰金となるものではありません。

データ出典：「宮城県の普通会計決算」(宮城県)、「地方財政状況調査」(総務省)

図2-9 普通会計歳入・歳出決算の推移

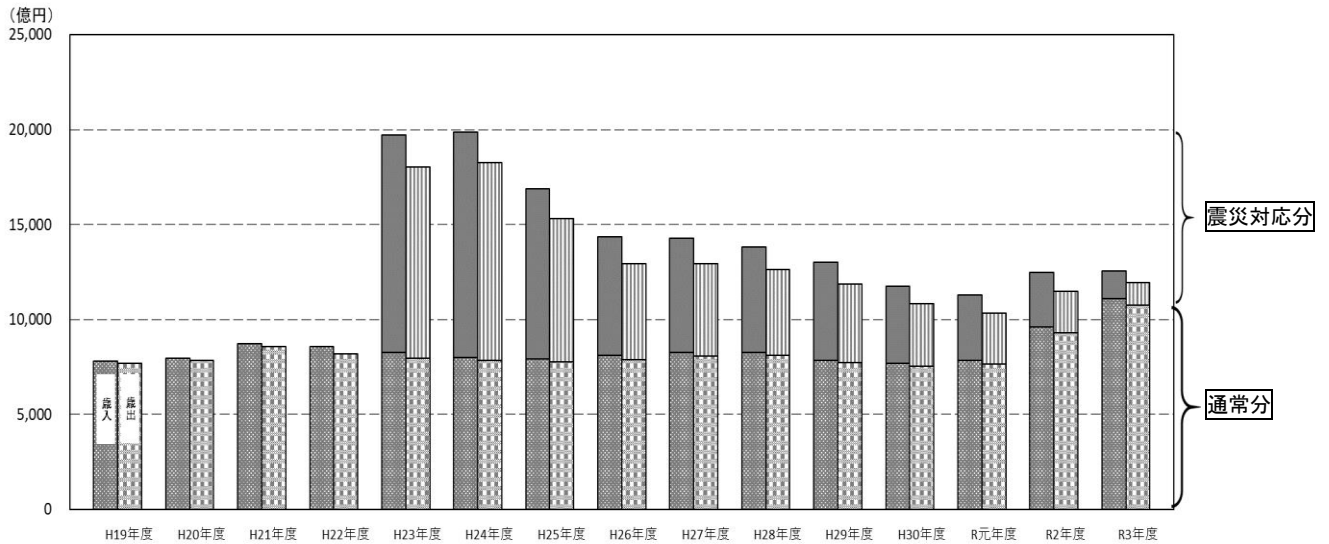
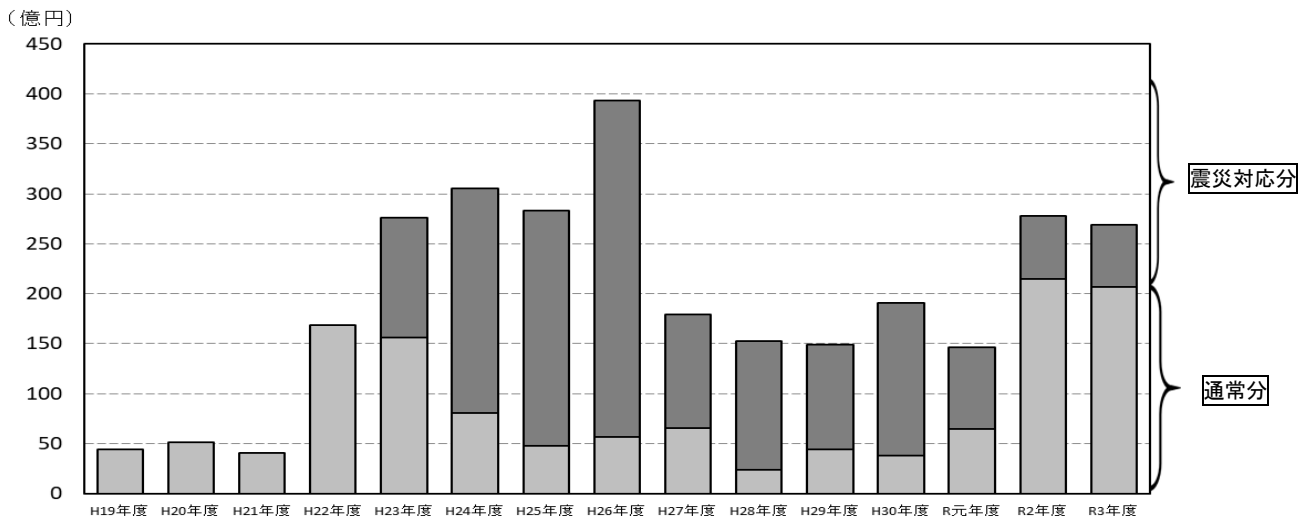


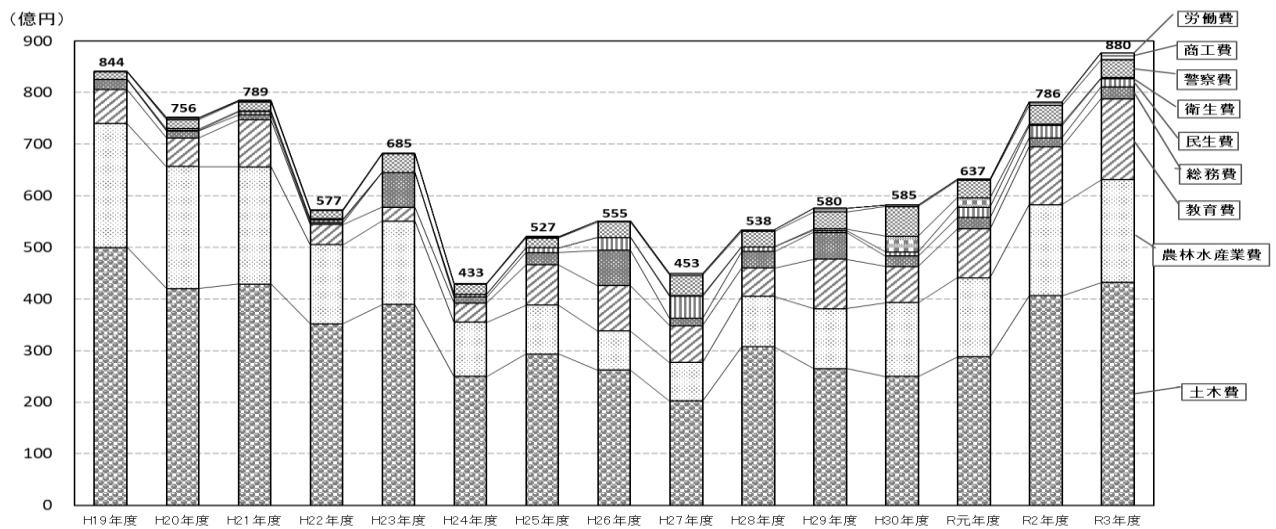
図2-10 実質収支の推移



投資的経費（普通建設事業費）¹²のうち、東日本大震災対応分を除いた通常分は平成23年度には685億円でしたが、翌年度は震災対応に重点的に取り組んだことにより433億円へと減少し、その後は再び増加傾向にあり過去3年間平均は約768億円となっています。

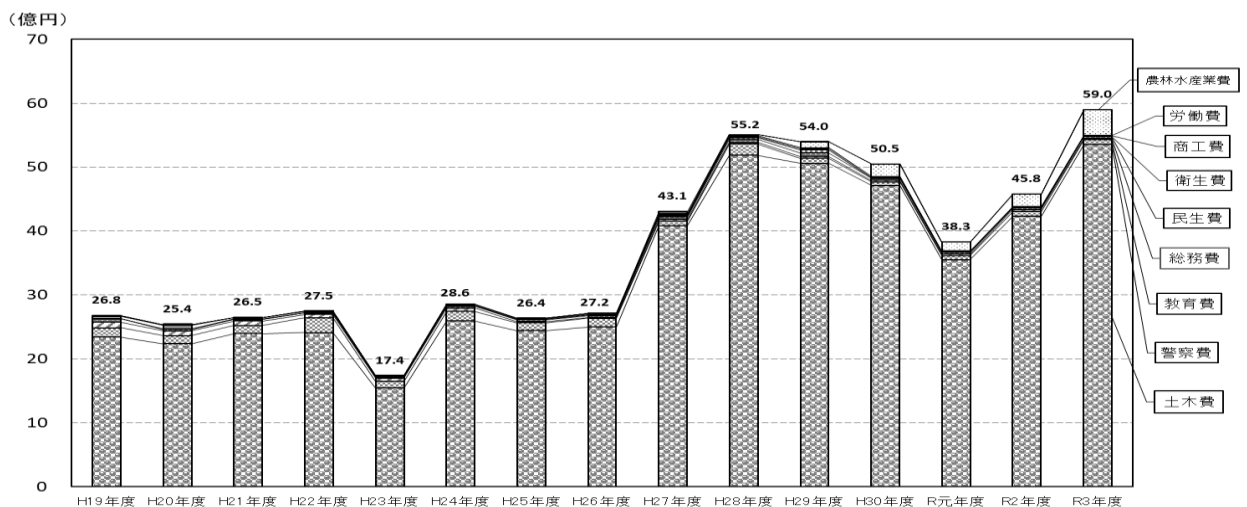
なお、令和4年度当初予算を基に当面の財政見通しを機械的に試算した「中期的な財政見通し」によると、東日本大震災対応分を除いた通常分の投資的経費（受託・直轄事業、民間への補助を含む普通建設事業費）については、1,200億円前後で推移する見込みで、引き続き厳しい状況が続く本県財政への影響が懸念されるところであり、今後の公共施設等の更新等に係る経費については、可能な限り計画的に確保していく必要があります。

図2-11 投資的経費(通常分)の推移



維持補修費¹³のうち、東日本大震災対応分を除いた通常分は、平成23年度は震災の影響により減少しましたが、その後は震災前より大幅に増加しており、道路、橋梁などの土木費が約9割程度を占めています。

図2-12 維持補修費(通常分)の推移



¹² 普通会計の投資的経費決算額のうち、災害復旧事業費を除く普通建設事業費に含まれる補助事業費（その団体で行うもの）と単独事業費（その団体で行うもの）との合算値（東日本大震災に係る復旧・復興事業経費を除く）。

¹³ 普通会計の維持補修費決算額（東日本大震災に係る復旧・復興事業経費を除く）。

(2) 公共施設等の更新¹⁴等に係る経費の見込み

今後、公共施設等の更新等に概ねどれくらいの経費が必要となるかについて、一定の条件の下で推計を行いました。なお、あくまで推計値であり、実際の経費とは異なる可能性があります。

① 公用・公共用施設

イ 推計条件

平成27年3月31日時点で本県が保有する公用・公共用施設¹⁵を対象に、

パターンA： 法定耐用年数¹⁶経過後に、同一延床面積で更新する場合

パターンB： 予防保全費¹⁷をかけ、耐用年数が30%伸びるよう長寿命化し、同一延床面積で更新する場合

について、「公共施設等更新費用試算ソフト（一般財団法人 地域総合整備財団）」及び「建築物のライフサイクルコスト（一般財団法人 建築保全センター）」等を参考に、下記条件により2016年度から2055年度までの更新等費用を推計しています。

表2-3 公用・公共用施設の更新等費用推計条件

		パターンA	パターンB
推計期間		40年間	
計上費用	建替え費 ¹⁸	建替え単価（※）×m ²	
	大規模改修費	大規模改修単価（※）×m ²	
	予防保全費	—	○事務所系 建替え費×0.7%（*） ○学校・住宅系 建替え費×0.3%（*）
計上開始時期	建替え	建築完成年度から起算し、法定耐用年数が経過した年度	建築完成年度から起算し、法定耐用年数の130%が経過した年度
	大規模改修	上記建替え時期の50%が経過した年度（※）	
計上期間	建替え	上記年度から3年間（※）	
	大規模改修	上記年度から2年間（※）	
	積み残し ¹⁹	推計開始年度（平成28年度）から「法定耐用年数×20%」の期間	
	予防保全費	—	毎年度

（注）「※」印は「公共施設等更新費用試算ソフト」参考、「*」印は「建築物のライフサイクルコスト」参考

¹⁴ 建替え及び大規模改修（建物の主要構造部において行う過半以上の修繕等）。

¹⁵ 用途廃止施設、大規模改修や建替えが見込まれない施設及び撤去予定施設は除く。

¹⁶ 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（財務省）における耐用年数。（鉄筋コンクリート50年、木造15年など）

¹⁷ 点検・診断や定期的・計画的な修繕など、不具合の発生を事前に予防するために要する費用。

¹⁸ 解体費、仮移転費用、設計料等を含む。

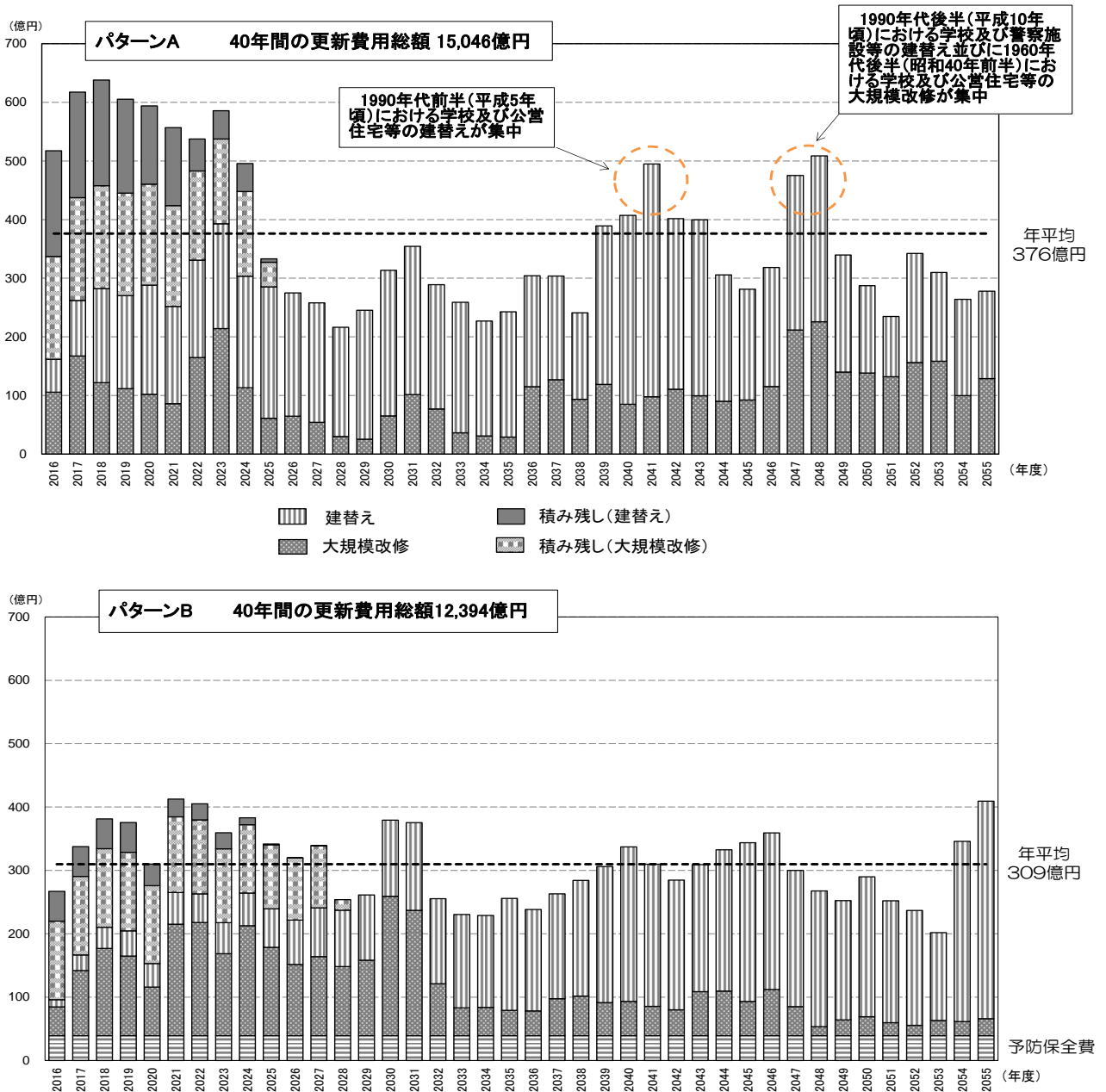
¹⁹ 平成27年3月31日時点で、既に建替え又は大規模改修の該当時期を経過しているもの。これらの更新時期を推計初年度に集中させた場合、初年度の更新費用が多額になることから、分散軽減を図る期間として一定の幅を持った期間を設定。公共施設等更新費用試算ソフトでは、建物構造に関わらず一律に10年と提示されているが、当推計では、延床面積の大多数を占める鉄筋コンクリートの法定耐用年数50年に対する10年の比率（=20%）を全構造に適用。

ロ 推計結果

パターンAでは、更新等費用の40年間の総額は約15,045億円、年平均約376億円に対し、パターンBでは、約12,394億円、年平均は約309億円となり、予防保全費をかけて長寿命化したパターンBの場合、40年間で2,651億円、年平均で約67億円の縮減が図られる計算となります。

このため、今後の施設の維持管理に当たっては、予防保全型へシフトすることにより、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの低減・平準化及び施設総量の適正化など、可能な限り更新費用の縮減を図る必要があります。

図2-13 公用・公共用施設に係る更新等費用推計額



ハ 各施設の個別施設計画を反映した積算結果

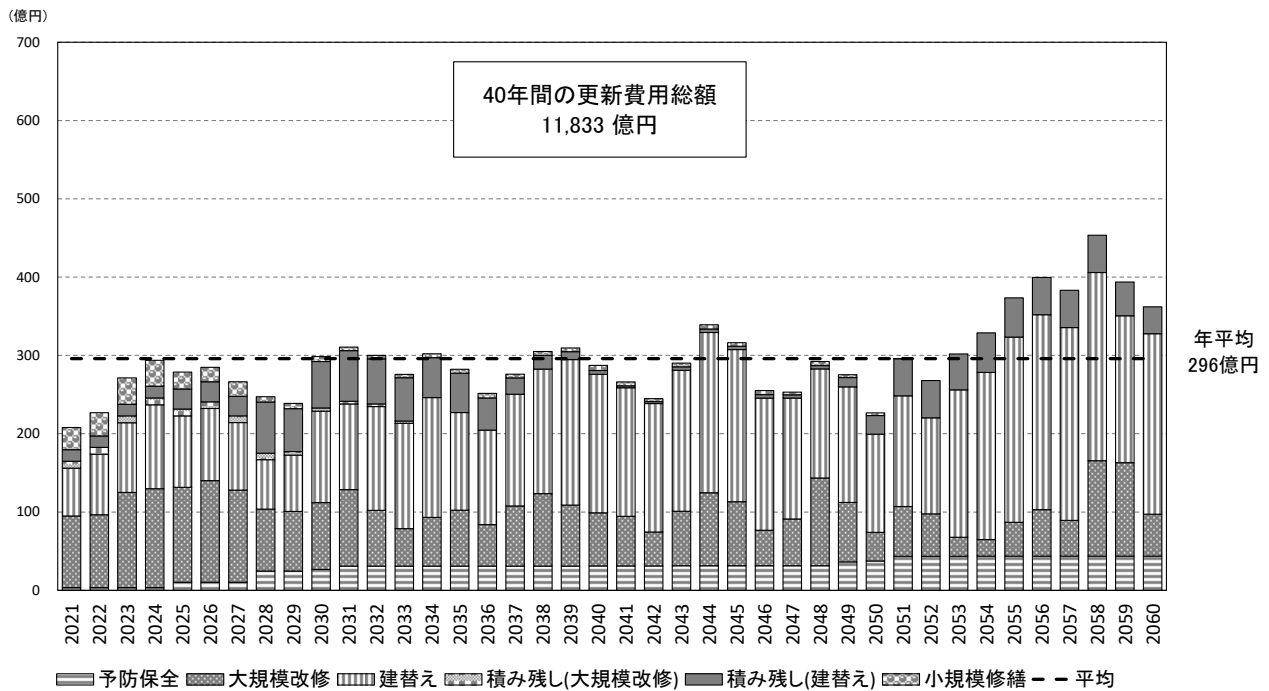
平成28年7月の当方針策定以後、公共施設等における安心安全の確保や長寿命化を目指し、定期的な修繕や改修を想定した個別施設計画を策定しました。これらを踏まえ、2021年度から2060年度までの公共施設等の更新等に必要となる経費の見込みを積算し、策定時の経費と比較することで対策の効果を算出しています。なお、あくまで推計値であり、実際の経費とは異なる可能性があります。

対象となる公用・公共用施設における積算条件は以下のとおりです。

- ・個別施設計画策定済みの施設は中長期保全計画等における金額を採用し、計画期間後は当方針策定時におけるパターンBと同条件で推計。
- ・個別施設計画未策定の施設は、当方針策定時におけるパターンBと同条件で推計。

公用・公共用施設の更新等に係る経費の見込みは11,833億円、年平均は約296億円となります。策定時における経費の見込みと比較するとパターンA（法定耐用年数を基に更新した場合）とは3,213億円の縮減効果があり、パターンB（法定耐用年数を30%延長して更新した場合）とは561億円の縮減効果が見込まれます。

図2-14 公用・公共用施設に係る更新等費用推計額



② 社会基盤施設

イ 推計条件

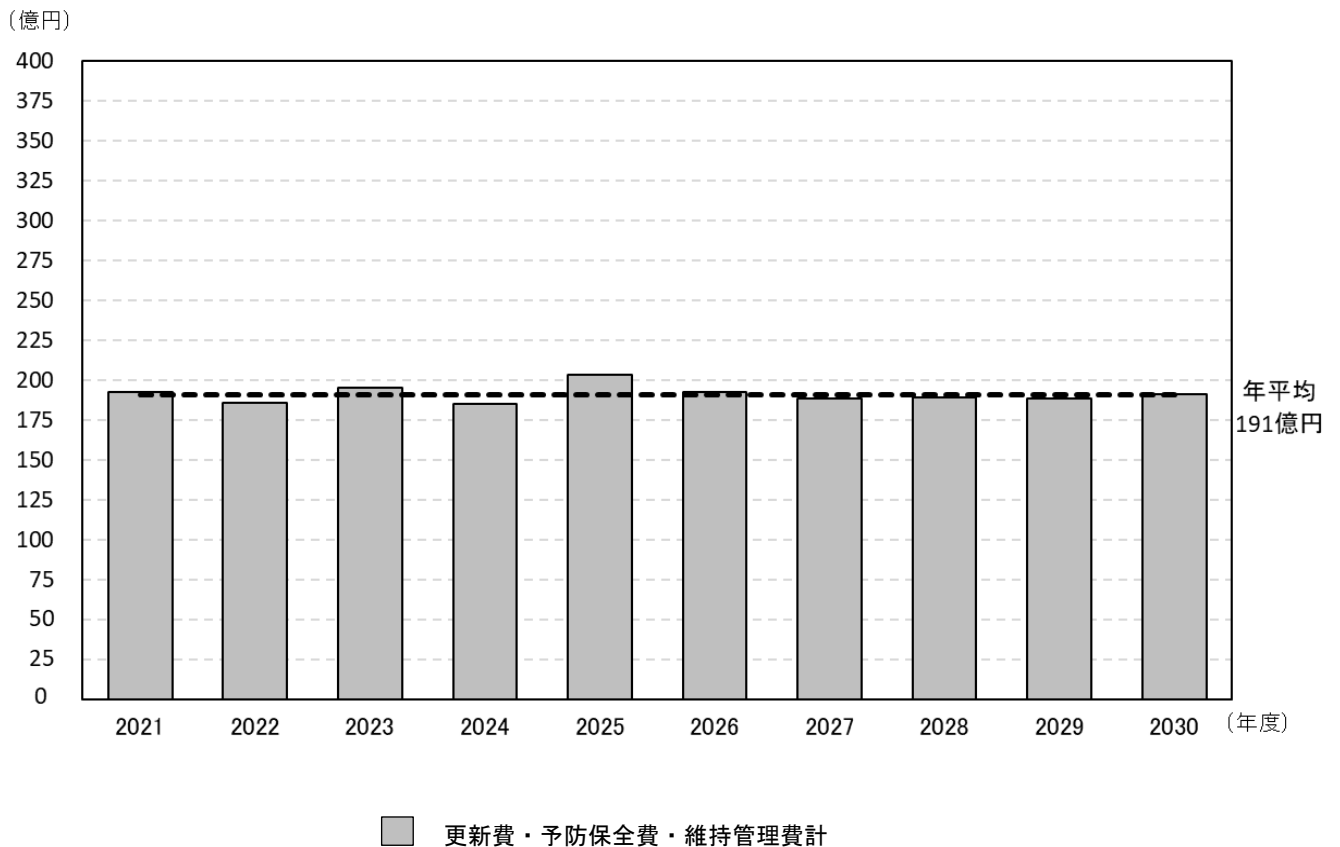
社会基盤施設は更新（施設の総取替え）になじまない施設類型が多く、また、施設類型ごとの維持管理形態も多様であり、一定の共通条件に基づく更新等費用の全体推計が困難なため、施設類型ごとの過去の実績額や長寿命化計画等で計上されている金額により、2021年度から10年間の更新等費用を算出しています。

ロ 推計結果

2021年度から10年間の更新等費用の総額は約1,911億円、年平均は約191億円となります。

今後の施設の維持管理に当たっては、長寿命化計画未策定施設の計画策定を進めるなど、予防保全の一層の推進を図るとともに、施設の維持管理方法の効率化等についても検討し、全体の更新等費用の縮減及び平準化を図る必要があります。

図2-15 社会基盤施設に係る更新等費用推計額



第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 基本方針

第2章で見てきたとおり、本県ではこれまで多くの公共施設等を建設、管理してきましたが、県民人口は、少子高齢化や人口減少の進行に伴い、令和2年度から令和7年度までの5年間で223万人まで約3%減少し、それ以降も減少が見込まれていることから、公共施設等の利用需要の変化が予想されます。

また、施設は老朽化が進行し、今後の更新等費用推計によれば、公用・公共用施設、社会基盤施設ともに現在の予算規模を上回る費用が必要と試算されており、本県の財政運営にも重要な影響を及ぼすことが懸念されます。

今後も引き続き、県民生活や県経済を支えていくためには、厳しい財政状況の中においても、県庁舎等整備基金の活用などにより必要な財源を確保するとともに、公共施設等の選択と集中の徹底を図りながら、効果的かつ効率的な施設管理を計画的に進めていくことが必要となります。

こうした観点から、本県では以下の3点を基本方針として、今後の公共施設等の管理を行います。

1 安全・安心の確保

公共施設等は、日常的に多くの人々の利用に供していますが、利用者の人身の安全が最優先であり、コストや機能性優先のあまり、施設の老朽化等に起因した事故等が生じないように、また、耐震化を含めた災害への対応も考慮し、施設の安全・安心の確保を図っていきます。

2 施設の維持管理費用の低減・平準化

施設の建替えには多くの費用を要することからも、施設をできる限り長期間利用すべく、施設の機能が損なわれてから対応する「事後保全」から、予め計画的な修繕等を行う「予防保全」へシフトすることにより、施設の長寿命化及びライフサイクルコスト²⁰の低減、平準化を図っていきます。

3 施設総量の適正化

施設の新規建設には多くの費用を要することから、将来的な人口減少・人口構造の変化を踏まえ、行政サービスの提供と施設の関係性・必要性等について、長期的・総合的な観点から十分な検討を行うとともに、既存の施設についても、施設の積極的な統廃合を進めるなど、県施設全体での施設総量の最適化を図っていきます。

²⁰ 計画・設計・施工から、維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。

2 管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」や施設類型ごとのマニュアル等を活用し、統一的な基準に則り施設管理者による点検を行い、一定規模以上の建物については技術職員による「県有建築物保全点検」を継続的に行います。

また、必要に応じてパトロール等による日常点検を行い、施設の状況について速やかな情報把握に努めるほか、施設特性や状況に応じた適切な点検等を行い、これらの点検・補修履歴等の管理に関する仕組みや蓄積データの施設保全への活用を検討します。

合わせて、施設管理者向け技術研修の実施や相談窓口の設置等により、施設管理者への技術的支援を行います。

(2) 維持管理²¹・更新等の実施方針

予防保全の考えを取り入れ、施設の部位ごとの改修サイクルに基づき、建設や改修からの経過年数及び部位の劣化状況に応じて周期的に改修を行い、同種・同規模の施設間の比較、ICT²²などの新技術や新たな知見の積極的な導入等により、管理の効率化や維持管理コストの縮減を図っていきます。

更新等の際には民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、施設の特長や規模等に応じて多様なPPP²³／PFI²⁴手法の導入について優先的に検討するなど、更新費の抑制方策を検討します。

なお、施設管理に当たっては、施設名称も含め県民が利用しやすくなるような工夫についても検討します。

(3) 安全確保の実施方針

日常点検・定期点検により危険箇所等が発見された場合は、速やかに対策を実施し、施設の安全確保を図るとともに、用途廃止した施設や利用見込みのない施設についても、防犯・防災・事故防止等の観点から予防的な対応を検討します。

(4) 耐震化の実施方針

公用・公共用施設については、平成25年度までに「宮城県耐震改修促進計画」における対象施設全ての耐震化が完了していますが、社会基盤施設も含め、東日本大震災の教訓等を生かしながら、今後も施設類型に応じた耐震化対応を推進します。

また、耐震化を含めた災害への対応方針としては、たとえば沿岸部の石巻・気仙沼合同庁舎の津波到達位置を考慮した移転建替や、公共土木施設等の復旧に当たっては、被災後も一定の機能を維持できるよう粘り強い構造とするなど、施設の再構築を行っていきます。

(5) 長寿命化の実施方針

施設の劣化状況や将来的な更新と予防保全コスト比較等を基に、長寿命化の優先度も考慮しながら、一定規模以上の建築物における「県有建築物の中長期保全計画作成マニュアル」や社会基盤施

²¹ 施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修等。

²² 情報通信技術（Information and Communication Technology の略称）。

²³ 公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの（Public Private Partnership の略称）。

²⁴ 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう（Private Finance Initiative の略称）。

設における国等による個別類型ごとのガイドライン等に基づき、中長期的な保全計画を策定し、計画的な保全を実施していきます。

（６）ユニバーサルデザイン化の推進方針

不特定多数の方が訪れる施設の改修等に当たっては、誰もが安全に利用しやすい施設になるよう、施設ごとの特性等を踏まえるとともに、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を参考にしながらユニバーサルデザイン化について検討します。

（７）脱炭素化の推進方針

「宮城県環境基本計画（第4期）」掲げる長期目標「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の実現に向け、宮城県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）等に基づき、施設の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入を図っていきます。

（８）総量適正化の推進方針

施設の利用状況や地域バランス、将来人口の減少による施設利用需要の変化等の観点から、各施設の必要性を常に検討し、必要性の低くなった施設については縮小、転用、統合、廃止等により施設量の適正化を図ります。

また、新規の施設建設は極力抑制し、特に大規模な施設の新設に当たっては大規模事業評価制度等をはじめ、必要性・妥当性等を慎重に検討していきます。

なお、建替え時期が到来した建物等については、国・市町村の施設との利用調整や他目的施設との合築等の方策を検討するとともに、不要財産・未利用財産については売却・貸付等により資産の有効活用を図ります。

（９）体制の構築方針

公有財産調整会議²⁵を適宜開催し、当方針の進捗管理を行うとともに、当方針の今後の取り組み状況等を踏まえながら、固定資産台帳等を活用した施設管理情報の一元化、総量最適化、有効活用、予算措置との連動等、公共施設等の管理を一元的に進める体制の構築を検討します。

維持管理に関する職員研修の実施など、維持管理を実施していく上で必要な知識・技能の習得体制整備を検討するとともに、指定管理施設については、指定管理者による管理状況を常に把握し、指定管理者への指導、助言を行うなど適正管理体制の構築に努めます。

（１０）財源の確保方針

社会保障関係経費の増や東日本大震災からの復旧・復興への対応など、厳しい財政状況の中ではあるものの、必要となる修繕・更新のための財源の確保については計画的に対応していく必要があります。

本方針の実効性を確保するため、中長期の事業量等の整理を踏まえ今後も適切な予算規模を確保するとともに、今後の財政状況を踏まえ、可能な限り、所要見込額について県庁舎等整備基金など各種基金への積立てを行うこととしています。

なお、令和4年度から令和13年度までの10年間に更新等の必要がある庁舎等の一部については、修繕・更新に要する想定事業費（実質負担額）を約560億円と算出し、平成26年度から、関係する基金へ所要見込額の一部を積み立てています。

²⁵ 当方針の原案策定主体（庁内関係各課長等から構成される要綱に基づく全庁横断的組織）。

表3-1 想定事業費と基金残高

施設の種別	県庁舎等	文化施設	スポーツ施設	合計
想定事業費	368億円	75億円	117億円	560億円
積立基金の名称	県庁舎等整備基金	文化振興基金	スポーツ振興基金	
令和3年度基金残高	153億円	81億円	46億円	280億円

3 フォローアップの実施方針

(1) 公有財産調整会議による進捗管理

当方針に基づく取組みを全庁的に推進していくため、公有財産調整会議においては、個別施設計画の策定状況や計画内容について情報共有を図るとともに、課題の整理や解決方策の検討を行います。

(2) 方針の見直し

P D C A サイクル²⁶を活用した継続的な取組みの観点から、方針の具体化状況や取組みの効果、社会経済情勢の変化等も踏まえ、当方針の対象期間満了時に当方針の内容を見直します。

(3) 個別施設計画の策定

策定済みの個別施設計画については、その内容を尊重しつつ、当方針の考え方にに基づき、随時見直しを図り、整合性を保つものとします。

また、未策定の施設類型においては、下記を記載内容とする個別施設計画を早急に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進します。

【個別施設計画の記載事項】

(「インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)」IV2 より)

- 計画期間
インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。
- 対策の優先順位の考え方
個別施設の状態(劣化・損傷の状況や要因等)の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。
- 個別施設の状態等
点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。また、「IV. 2. ③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。
- 対策内容と実施時期
「対策の優先順位の考え方」及び「個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。
- 対策費用
計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

(4) 進捗状況等の公表

進捗状況等については、適宜、県ホームページ等を通じて公表し、県民への積極的な情報提供を図ります。

²⁶ Plan (計画), Do (実行), Check (評価), Action (改善) を継続的に行い、業務等を改善していく手法。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 公用施設

(1) 庁舎

① 現状及び課題

表4-1-1 庁舎の施設量等の推移

小分類		棟数	延床面積 (㎡)	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率 ²⁷
合同庁舎	H29.3.31現在	69	200,243	54,464,157	24,381,250	55.2%
	H30.3.31現在	73	217,345	60,178,631	29,129,169	51.6%
	H31.3.31現在	69	211,272	59,360,780	28,393,650	52.2%
	R2.3.31現在	69	211,272	59,360,780	27,151,740	54.3%
	R3.3.31現在	69	211,272	59,387,057	25,936,107	56.3%
単独庁舎	H29.3.31現在	145	40,851	6,495,520	1,570,060	75.8%
	H30.3.31現在	142	41,548	7,187,240	2,191,210	69.5%
	H31.3.31現在	145	41,404	7,238,734	2,207,999	69.5%
	R2.3.31現在	129	42,771	8,470,236	3,517,387	58.5%
	R3.3.31現在	128	42,725	8,486,674	3,398,707	60.0%

データ出典：固定資産台帳（平成28年度～令和2年度）

本県には、合同庁舎など多くの庁舎があります。

県庁舎で建築後30年以上、合同庁舎では40年以上経過している建物もあります。そのため、建築・設備の物理的な劣化や時代の変化による社会不適応が生じている状態です。これらの庁舎等については中長期保全計画を作成し、庁舎施設の計画的な改修工事による機能維持と長寿命化を図ります。

これまで、県庁舎において、受変電設備、空調設備、昇降機設備の更新、仙台及び栗原合同庁舎において、空調設備の更新などを行っています。

さらに、石巻や気仙沼合同庁舎については、平成23年3月の東日本大震災の津波浸水等により壊滅的な損傷を受けたため、移転建替事業を実施し、平成30年4月に供用開始しております。

単独庁舎については、一部の施設が著しく老朽化しているほか、全体的に建設から相当程度の年数が経過している施設が多く、行政サービスのあり方を踏まえ、更新の有無について検討する必要があります。

なお、地方機関については、平成19年度に「宮城県地方機関再編の基本方針」を策定し、再編を進めてきましたが、さらなる再編については、東日本大震災からの市町の復興状況等を勘案しながら慎重に判断していくこととしており、庁舎についても、それに合わせて検討をしていきます。



【合同庁舎】
仙台合同庁舎
(仙台市)



【単独庁舎】
仙台土木事務所
(仙台市)

²⁷ 有形固定資産のうち償却資産（建物等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。 ○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全の考えを取り入れ、建物の部位ごとの改修サイクルに基づき、劣化状況等に応じて周期的に改修を行います。 ○ 修繕・更新の優先度を判断し、計画的に必要な修繕・更新を行っていきます。 ○ 更新等の際には、他施設との集約化を検討します。 ○ 同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理費等の縮減を図っていきます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、各施設の管理方針に従って計画的な補修工事や更新を行い施設の安全確保を図ります。 ○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設の状況に応じて対応します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の構造や用途等による選別基準を定め、また実際の劣化状況を調査して建替えと長寿命化のコストを比較した上で、長寿命化すべき建物（大規模改修する建物）を選別し、優先度を判断して適切な時期に改修・修繕等を行います。 ○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。 ○ 計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検討し、効果的な維持管理を推進していきます。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎の統合や廃止に際しては、建物の劣化状況のみならず、本県の組織のあり方、将来人口減少を踏まえた圏域の地域割のあり方、各機関に求められる役割など様々な観点から検討の上、行政機関としての機能や県民の利便性を損なうことのないように配慮します。 ○ 近接庁舎等の将来的な集約化や総合庁舎化等を継続的に検討します。 ○ 建替時期が到来した庁舎（特に単独庁舎）については、国・市町村の施設との利用調整や他目的施設との合築等の方策を検討します。 ○ 空きスペースの貸付等による有効利用など県有財産の有効活用に努めます。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎は県関係機関がその事務を処理するために使用する建築物であり、適正な維持管理体制を確保します。

(2) 試験研究教育施設

① 現状及び課題

表4-2-1 試験研究教育施設の施設量等の推移

小分類		棟数	延床面積 (㎡)	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
試験研究施設	H29.3.31現在	332	105,315	28,800,375	15,614,769	45.8%
	H30.3.31現在	329	106,298	29,139,603	15,305,773	47.5%
	H31.3.31現在	327	105,875	29,702,909	15,393,695	48.2%
	R2.3.31現在	325	105,918	29,708,435	14,724,251	50.4%
	R3.3.31現在	325	105,934	29,810,007	14,155,592	52.5%
研修教育施設	H29.3.31現在	35	51,699	13,370,954	9,212,190	31.1%
	H30.3.31現在	37	51,970	13,410,601	8,919,467	33.5%
	H31.3.31現在	37	51,970	13,410,601	8,587,325	36.0%
	R2.3.31現在	28	46,436	12,680,011	8,255,416	34.9%
	R3.3.31現在	28	46,436	12,682,459	7,926,987	37.5%

試験研究教育施設には、保健環境センター、産業技術総合センター、農業・園芸総合研究所など15の試験研究施設と、消防学校や総合教育センターなどの6つの研修教育施設があります。

試験研究施設については、一部老朽化が進んでいる施設もあるため、更新の検討やコストの見直しを図ることが必要です。なお、林業技術総合センターにおいて、令和3年度に本館の建替を行い、また、畜産試験場において、平成30年度に種雄牛舎等の新築を行っています。

研修教育施設については、教育研修センターが総合教育センターとして名取市に移転したため、当分の間更新需要に直面することはない状況であると考えられます。施設の維持管理に当たっては、修繕・更新の優先度を判断し、計画的かつ適切な維持管理に努めます。

【試験研究施設】



農業・園芸総合研究所（名取市）

【研修教育施設】



総合教育センター（名取市）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。 ○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全の考えを取り入れ、建物の部位ごとの改修サイクルに基づき、劣化状況等に応じて周期的に改修を行います。 ○ 修繕・更新の優先度を判断し、計画的に必要な十分な修繕・更新を行っていきます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、各施設の管理方針に従って計画的な補修工事や更新を行い施設の安全確保を図ります。 ○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の構造や用途等による選別基準を定め、また実際の劣化状況を調査して建替えと長寿命化のコストを比較した上で、長寿命化すべき建物（大規模改修する建物）を選別し、優先度を判断して適切な時期に改修・修繕等を行います。 ○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。 ○ 計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検討し、効果的な維持管理を推進していきます。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特徴等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特徴等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空きスペースの貸付等による有効利用など県有財産の有効活用に努めます。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種研修等を通じて、維持管理に必要な知識・技術の習得に努めます。

(3) 警察施設

① 現状及び課題

表4-3-1 警察施設の施設量等の推移

小分類		棟数	延床面積 (㎡)	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
警察署	H29.3.31現在	114	67,925	13,673,948	6,940,549	49.2%
	H30.3.31現在	118	68,032	13,704,430	6,693,482	51.2%
	H31.3.31現在	128	73,301	15,622,874	8,334,608	46.7%
	R2.3.31現在	131	73,382	15,639,294	8,031,288	48.6%
	R3.3.31現在	135	75,707	16,766,049	8,839,563	47.3%
交番	H29.3.31現在	99	7,460	1,434,399	583,762	59.3%
	H30.3.31現在	101	7,793	1,596,727	718,451	55.0%
	H31.3.31現在	99	7,808	1,649,080	746,445	54.7%
	R2.3.31現在	101	8,269	1,785,189	851,242	52.3%
	R3.3.31現在	101	8,269	1,785,189	807,226	54.8%
駐在所	H29.3.31現在	226	13,234	2,068,376	703,509	66.0%
	H30.3.31現在	230	13,872	2,266,108	844,734	62.7%
	H31.3.31現在	231	14,103	2,335,158	852,993	63.5%
	R2.3.31現在	232	14,335	2,420,304	879,672	63.7%
	R3.3.31現在	230	14,469	2,491,386	901,853	63.8%
連絡所	H29.3.31現在	20	875	108,436	4,909	95.5%
	H30.3.31現在	16	714	93,787	3,086	96.7%
	H31.3.31現在	4	176	27,774	0	100.0%
	R2.3.31現在	2	94	18,155	0	100.0%
	R3.3.31現在	2	94	18,155	0	100.0%
執行隊	H29.3.31現在	12	10,937	1,493,088	1,171,492	21.5%
	H30.3.31現在	12	10,954	1,497,816	1,142,396	23.7%
	H31.3.31現在	12	10,954	1,497,816	1,107,496	26.1%
	R2.3.31現在	12	10,954	1,497,816	1,074,579	28.3%
	R3.3.31現在	12	10,954	1,497,816	1,041,738	30.4%

県内には、警察本部庁舎以外に執行隊の独立庁舎が置かれているほか、警察署が25施設あり、警察署の下部組織として、より地域住民に密着した交番、駐在所、連絡所（警察官連絡所）などの施設が置かれています。

警察署は、今後、更新需要に直面する施設について、更新対応の検討が必要です。また、これまで平成17年に策定した「警察署再編整備計画」に基づき再編を進めてきましたが、当該計画が終期を迎えることから、今後は、平成29年に策定した「当面の警察署整備計画」に基づき、整備を進めていきます。なお、平成28年度から令和3年度までに、若林警察署および南三陸警察署を新築しています。

交番・駐在所は、木造のものが多く、老朽化のスピードが速いことから、適切な時期に保全措置が必要です。なお、平成28年度から令和3年度までに、交番・駐在所合わせて32棟を新築・建替しています。

執行隊は、機動センター以外の施設で老朽化が進んでいます。

【警察署】



仙台中央警察署
(仙台市)

【交番】



国分町交番
(仙台市)

【駐在所】



田尻駅前駐在所
(大崎市)

【連絡所】



西古川連絡所
(大崎市)

【執行隊】



機動センター
(利府町)

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。 ○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察施設は、県民の生命・財産を守るための機能を十分に発揮すべく、ライフサイクルコストの縮減・予算の平準化を考慮した適正な維持管理を実施するとともに、計画的に維持保全及び再整備を図ります。 ○ 新技術の導入や新たな知見を積極的に検討し、管理の効率化に努めます。 ○ 修繕・更新の優先度を判断し、計画的に必要な修繕・更新を行っていきます。 ○ 同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理費等の縮減を図っていきます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、各施設の管理方針に従って計画的な補修工事や更新を行い施設の安全確保を図ります。 ○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の施設は耐震化実施済です。今後の建て替えに当たっても耐震化を図っていきます。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察施設の維持管理・更新に係る具体的取組を定めた個別施設計画を策定し、効率的かつ効果的な施設運営を図ります。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署については、災害発生時等における危機管理上の重要拠点施設でもあることから、施設機能を十分に発揮できる体制を確保します。 ○ 交番・駐在所については、人口や犯罪の発生状況等を見ながら、受持区域や運用方法の見直しなどの計画的な対策を講じます。 ○ 連絡所については、施設の老朽度合いや地域の実情を踏まえ、存続又は廃止を検討します。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察施設は、有事即応体制を維持するために必要な施設であり、維持管理を行っている警察本部の営繕業務担当者と警察署の施設管理担当者に対する研修会の実施等により、適正な維持管理体制を確保します。

(4) 職員住宅

① 現状及び課題

表4-4-1 職員住宅の施設量等の推移

小分類		棟数	延床面積 (㎡)	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
知事部局職員宿舎	H29.3.31現在	63	53,427	10,127,794	6,558,055	35.2%
	H30.3.31現在	63	53,427	10,127,794	6,336,301	37.4%
	H31.3.31現在	60	51,728	10,006,533	6,050,782	39.5%
	R2.3.31現在	60	51,728	10,006,533	5,837,166	41.7%
	R3.3.31現在	60	51,728	10,006,533	5,625,862	43.8%
教職員宿舎	H29.3.31現在	57	15,457	3,098,705	1,804,860	41.8%
	H30.3.31現在	45	15,062	3,092,097	1,746,780	43.5%
	H31.3.31現在	42	14,839	3,072,874	1,676,711	45.4%
	R2.3.31現在	38	13,518	2,941,626	1,550,834	47.3%
	R3.3.31現在	38	13,518	2,941,626	1,486,234	49.5%
警察職員宿舎	H29.3.31現在	158	56,222	8,056,662	4,116,375	48.9%
	H30.3.31現在	156	56,134	8,093,681	3,977,019	50.9%
	H31.3.31現在	146	54,703	7,927,484	3,770,491	52.4%
	R2.3.31現在	151	55,447	8,215,714	3,879,373	52.8%
	R3.3.31現在	156	57,574	9,492,494	5,055,902	46.7%

職員住宅には、知事部局用、教職員用、警察職員用の3つがあります。いずれの宿舎も全体として老朽化が進んでおり、更新需要に直面しているものが少なくありません。また、施設の老朽化に伴う入居率の低下や交通インフラの整備に伴う職員の通勤範囲の広域化など、利用環境も変化しています。知事部局の職員宿舎にあつては、これまでも「県職員宿舎整備計画」等により仙台市内の老朽化した宿舎について順次廃止するとともに、仙台市外の宿舎についても老朽化度や入居状況、地域特性などを踏まえながら、保有の継続又は廃止を行っているところです。今後もこうした状況を踏まえた上で更新に当たっては慎重に検討していく必要があります。また、施設の劣化状況等に応じた周期的な改修を行い長寿命化を図ることとしており、平成29年度から令和2年度まで下愛子住宅において、屋上防水及び外壁改修の大規模修繕を行っています。

【知事部局職員宿舎】



下愛子住宅
(仙台市)

【教職員宿舎】



仙台地区向山教職員宿舎
(仙台市)

【警察職員宿舎】



仙台市北部警察官待機宿舎
(仙台市)

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し施設管理者による点検を行います。 ○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員宿舎（待機宿舎を除く。）の新築・建替えについては、当分の間、原則として凍結します。 ○ 圏域において基幹となる宿舎を選定し重点的に維持管理を行い、必要な戸数を確保します。 ○ 通常の維持管理及び維持保全（外壁改修・屋外防水・給排水設備更新等）に加え、リフォームにより室内を良好な状態に維持していくことで利用可能な戸数を確保し、長寿命化を図ります。 ○ 同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理費等の縮減を図っていきます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、各施設の管理方針に従って計画的な補修工事や更新を行い施設の安全確保を図ります。 ○ 非構造部材の安全対策（外壁，内壁，照明，ガラス，吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の実際の劣化状況等を調査して長寿命化すべき建物（大規模改修する建物）については全体的な管理状況を見ながら適切な時期に改修・修繕等を行います。 ○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。 ○ 計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検討し、効果的な維持管理を推進していきます。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特徴等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特徴等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員宿舎としての必要性を入居率等も踏まえて検討し、必要性が薄れた宿舎については順次廃止（解体・撤去）し、圏域の基幹宿舎に集約化します。 ○ 老朽施設（待機宿舎を除く。）は、原則として再取得することなく順次廃止します。 ○ 知事部局職員宿舎・教職員宿舎・警察職員宿舎間での区分を超えた入居の流動化を促進し、効率的な運用に努めます。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設管理者間の定期的な連絡体制を確保するとともに、適正な維持管理の体制を確保します。

(5) 防災関係施設**① 現状及び課題**

表4-5-1 防災関係施設の施設量等の推移

小分類		棟数	延床面積 (m ²)	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
防災機材倉庫	H29.3.31現在	35	5,614	939,952	474,320	49.5%
	H30.3.31現在	43	6,375	986,498	450,608	54.3%
	H31.3.31現在	43	6,775	1,101,152	551,874	49.9%
	R2.3.31現在	58	8,235	1,246,957	614,828	50.7%
	R3.3.31現在	58	8,238	1,246,771	585,273	53.1%
防災無線施設	H29.3.31現在	14	663	301,560	160,855	46.7%
	H30.3.31現在	15	740	335,072	186,133	44.4%
	H31.3.31現在	15	740	335,072	176,784	47.2%
	R2.3.31現在	15	740	335,072	167,435	50.0%
	R3.3.31現在	15	740	335,072	158,086	52.8%

防災関係施設は、全体として規模が小さいものが多く、比較的成本も少額ですが、防災機材倉庫、防災無線施設ともに老朽化が進んでいるものが多く、更新等を計画的に実施し、施設の維持管理に努める必要があります。

なお、防災無線施設については、平成28年度に実施した無線機器の更新に合わせて補修を行いました。今回の補修後は、当面大規模な補修等を行う予定はありませんが、適切な維持管理に努めます。

【防災機材倉庫】

鬼首除雪基地（大崎市）

【防災無線施設】

籠峰山中継所（石巻市）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。 ○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修繕・更新の優先度を判断し、計画的に必要な修繕・更新を行っていきます。 ○ 新技術の導入や新たな知見を積極的に検討し、管理の効率化に努めます。 ○ 同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理費等の削減を図っていきます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、各施設の管理方針に従って計画的な補修工事や更新を行い施設の安全確保を図ります。 ○ 非構造部材の安全対策（外壁，内壁，照明，ガラス，吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の構造や用途等による選別基準を定め、また実際の劣化状況を調査して建替えと長寿命化のコストを比較した上で、長寿命化すべき建物（大規模改修する建物）を選別し、優先度を判断して適切な時期に改修・修繕等を行います。 ○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。 ○ 計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検討し、効果的な維持管理を推進していきます。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来人口の減少による施設利用需要の変化や建物の性能を適正に評価した上で、施設総量の適正化に取り組みます。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種研修・訓練等を通じて、維持管理に必要な知識・技術の習得に努めます。

(6) 環境測定施設

① 現状及び課題

表4-6-1 環境測定施設の施設量等の推移

小分類		棟数	延床面積 (㎡)	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
大気汚染等測定施設	H29.3.31現在	16	199	46,805	18,128	61.3%
	H30.3.31現在	16	197	54,651	26,742	51.1%
	H31.3.31現在	16	197	54,651	25,527	53.3%
	R2.3.31現在	17	212	73,741	43,585	40.9%
	R3.3.31現在	16	200	72,541	42,037	42.0%
放射線測定施設	H29.3.31現在	3	26	5,381	1,506	72.0%
	H30.3.31現在	3	26	5,381	1,399	74.0%
	H31.3.31現在	7	94	62,078	57,988	6.6%
	R2.3.31現在	7	94	62,078	56,747	8.6%
	R3.3.31現在	7	94	62,078	55,505	10.6%

環境測定施設には大気汚染等測定施設と放射線測定施設がありますが、全体として規模が小さいものが多く、多額のコストがかかるものもない現状といえます。

大気汚染等測定施設については、「大気汚染常時管理測定局適正配置計画」に基づき、本県の自然的・社会的状況等を勘案しながら測定局の適正配置を進めております。また、測定機器については精度の維持が重要であるものの、財政的な面とのバランスも考慮する必要があることから、今後も適切な更新に努めます。

放射線測定施設については、「女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画」に基づき、人の居住状況や女川原子力発電所からの距離などを考慮して測定局を設置しておりましたが、東日本大震災の津波により7局のうち4局が流出し、現在は残りの3局及び5局の代替え設備で測定しております。防災集団移転事業が進展し住民の移転規模が固まってきたことから、被災した測定局を再建していきます。

【大気汚染等測定施



迫大気汚染測定局（登米市）

【放射線等測定施設】



女川モニタリングステーション（女川町）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。 ○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修繕・更新の優先度を判断し、計画的に必要な修繕・更新を行っていきます。 ○ 新技術の導入や新たな知見を積極的に検討し、管理の効率化に努めます。 ○ 同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理費等の削減を図っていきます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、各施設の管理方針に従って計画的な補修工事や更新を行い施設の安全確保を図ります。 ○ 非構造部材の安全対策（外壁，内壁，照明，ガラス，吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の構造や用途等による選別基準を定め、また実際の劣化状況を調査して建替えと長寿命化のコストを比較した上で、長寿命化すべき建物（大規模改修する建物）を選別し、優先度を判断して適切な時期に改修・修繕等を行います。 ○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。 ○ 計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検討し、効果的な維持管理を推進していきます。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然的・社会的状況を勘案しながら、施設の適正配置について検討していきます。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種研修等を通じて、維持管理に必要な知識・技術の習得に努めます。

(7) その他公用施設

① 現状及び課題

表4-7-1 その他公用施設の施設量等の推移

小分類		棟数	延床面積 (㎡)	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
用途廃止施設	H29.3.31現在	24	5,442	553,466	50,676	90.8%
	H30.3.31現在	17	4,363	413,722	47,195	88.6%
	H31.3.31現在	29	4,910	478,731	45,560	90.5%
	R2.3.31現在	27	4,301	378,925	31,242	91.8%
	R3.3.31現在	18	3,948	338,073	29,141	91.4%

その他公用施設（用途廃止施設）には、白石牧場などの4施設があります。これら用途廃止施設では、施設状況等に応じて貸付による有効活用を図るほか、利用予定の無い施設については処分を進めています。

【用途廃止施設】



白石牧場（白石市）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。 ○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全を行う施設を絞り込み、特に重要な建物については、長期的な利活用に関する方針を定めた上で、個別施設計画を策定して中長期的な修繕を計画的に実施します。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、施設の安全確保を図ります。また、現在休業中の施設については立ち入り禁止等の措置を講じます。 ○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用途廃止しているため、原則耐震化は行いませんが、施設の必要性に応じて検討します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用途廃止しているため、原則長寿命化は行いませんが、施設の必要性に応じて検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 用途廃止施設については、早期に取り壊しを含めた今後の管理方針を決定し、実行していきます。また、県として不要な財産については、所在市町村による利活用の要望がある場合には市町村へ売却や貸付を行います。市町村の利活用がない場合には、一般競争入札等による売却や貸付を行い、資産として有効活用を図ります。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な売却や貸付のあり方等について、公有財産調整会議で横断的に検討します。

2 公共用施設

(1) 文化・社会教育施設

① 現状及び課題

表4-8-1 文化・社会教育施設の施設量等の推移

小分類		棟数	延床面積 (㎡)	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率	施設利用者数(人)	
図書館	H29.3.31現在	1	18,101	9,408,549	5,845,400	37.9%	H28	386,364
	H30.3.31現在	1	18,101	9,408,549	5,657,229	39.9%	H29	364,080
	H31.3.31現在	1	18,101	9,408,549	5,469,058	41.9%	H30	369,102
	R2.3.31現在	1	18,101	9,408,549	5,280,887	43.9%	R1	334,908
	R3.3.31現在	1	18,101	9,408,549	5,092,716	45.9%	R2	286,573
博物館	H29.3.31現在	28	42,705	17,216,283	9,395,313	45.4%	H28	484,813
	H30.3.31現在	28	42,705	17,265,085	9,094,438	47.3%	H29	360,683
	H31.3.31現在	28	42,705	17,265,085	8,743,786	49.4%	H30	400,600
	R2.3.31現在	28	42,705	17,265,085	8,393,415	51.4%	R1	291,651
	R3.3.31現在	28	42,705	17,265,085	8,043,055	53.4%	R2	255,563
文化会館	H29.3.31現在	1	12,470	2,930,459	0	100.0%	H28	403,037
	H30.3.31現在	1	12,470	2,930,459	0	100.0%	H29	457,699
	H31.3.31現在	1	12,470	2,930,459	0	100.0%	H30	533,614
	R2.3.31現在	1	12,470	2,930,459	0	100.0%	R1	423,255
	R3.3.31現在	1	12,470	2,930,459	0	100.0%	R2	78,271

図書館、博物館及び美術館については、文化の継承を確実にを行うために、貴重な収蔵物を適切に管理する必要があります。そのため、保管のための空調等の経費やスペースの確保にあたり多額の費用がかかっており、利用者の増加と併せてコストの不断の見直しが課題となります。

宮城県図書館は、建設から24年が経過し、設備等の老朽化が進んでいることから、劣化状況に応じ適切な維持・改修等に努めます。

東北歴史博物館は、建設から23年が経過し、設備等の老朽化が進んでいることから、平成26年度に施設設備整備に係る年次計画を作成し、計画的な整備・改修に努めております。

宮城県慶長使節船ミュージアムは、展示の核を担ってきた復元船が老朽化によりその役目を終え、展示等のリニューアルに取り組んでいます。建設から25年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから、計画的な維持・修繕等に努めます。

宮城県美術館は、建設から40年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいることから、美術館としての中・長期的ビジョンを踏まえて策定した、リニューアルに関する基本構想、基本方針等に基づき、施設・設備の改修を行うこととしています。

宮城県民会館は、指定管理者制度の導入などにより本県の財政負担が最小限となるよう努めているものの、建設から57年が経過し、施設や設備等の老朽化が進んでいることから、今後のあり方について検討します。また、利用率は高いものの近年利用者数が減少傾向であることから、利用者増に向けた工夫を行うこととしています。

【図書館】



宮城県図書館（仙台市）

【博物館】



東北歴史博物館（多賀城市）

【文化会館】



宮城県民会館（仙台市）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。 ○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理費等の縮減を図っていきます。 ○ 新技術の導入や新たな知見を積極的に検討し、管理の効率化に努めます。 ○ 修繕・更新の優先度を判断し、必要十分な修繕・更新を行っていきます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、各施設の管理方針に従って計画的な補修工事や更新を行い施設の安全確保を図ります。 ○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別施設計画に基づく計画的な改修・修繕工事等により長寿命化を図ります。 ○ 計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検討し、効果的な維持管理を推進していきます。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別施設計画に定める目標使用年数の到来を見据え、将来人口の減少による施設利用需要の変化や建物の性能を適正に評価した上で、目標使用年数の延長や国・市町村の施設との利用調整、他目的施設との合築等の方策を総合的な観点から検討します。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種研修等を通じて、維持管理に必要な知識・技術の習得に努めます。

(2) スポーツ施設

① 現状及び課題

表4-9-1 スポーツ施設の施設量等の推移

小分類		棟数	延床面積 (㎡)	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率	施設利用者数 (人)	
複合スポーツ施設	H29.3.31現在	32	130,652	51,548,337	29,880,516	42.0%	H28	1,140,636
	H30.3.31現在	34	130,853	51,601,084	28,774,458	44.2%	H29	1,168,487
	H31.3.31現在	34	130,853	51,603,460	27,616,284	46.5%	H30	1,212,557
	R2.3.31現在	34	130,853	51,603,460	26,455,661	48.7%	R1	1,004,792
	R3.3.31現在	33	130,834	51,602,092	25,295,038	51.0%	R2	334,625
単体競技施設	H29.3.31現在	40	15,843	3,740,445	1,603,176	57.1%	H28	164,848
	H30.3.31現在	40	15,843	3,751,515	1,516,018	59.6%	H29	165,488
	H31.3.31現在	40	15,843	3,751,515	1,417,805	62.2%	H30	130,861
	R2.3.31現在	40	15,843	3,751,515	1,321,738	64.8%	R1	134,188
	R3.3.31現在	41	16,389	3,895,814	1,373,150	64.8%	R2	72,037

県有スポーツ施設は、その多くが平成13年に開催されたみやぎ国体に向けて改修・整備された施設であり、整備後20年以上が経過し第1回目の設備更新時期となっています。

また、各施設では雨漏り等も発生しており建築部分も含めて改修を進める必要があります。

県有スポーツ施設は、主としてアマチュアスポーツの競技力向上等を目的とした施設であることから利用料収入が少額である一方で、安全な競技環境を保持する必要があることから、施設の維持管理に多くの費用がかかっております。そのため、コストの不断の見直しによる圧縮はもちろんのこと、アマチュアスポーツ以外の利用による収益増加策を検討する必要があります。

【複合スポーツ施設】



総合運動公園〔宮城スタジアム〕(利府町)

【単体競技施設】



総合運動公園サッカー場(利府町)

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。 ○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理費等の削減を図っていきます。 ○ 新技術の導入や新たな知見を積極的に検討し、管理の効率化に努めます。また、予防保全に努めることによりライフサイクルコストを低減できるよう、早期の修繕・部品交換を実施します。 ○ 修繕・更新の優先度を判断し、必要十分な修繕・更新を行っていきます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、各施設の管理方針に従って計画的な補修工事や更新を行い施設の安全確保を図ります。 ○ 非構造部材の安全対策（外壁，内壁，照明，ガラス，吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存施設については耐震化実施済ですが、今後、基準等の見直しがある場合には、既存施設の見直しについて検討します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実際の劣化状況を調査して建替えと長寿命化のコストを比較した上で、長寿命化すべき建物（大規模改修する建物）を選別し、優先度を判断して適切な時期に改修・修繕等を行います。 ○ 計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検討し、効果的な維持管理を推進していきます。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用実態の把握に努め、有効利用を促進します。 ○ 利用者ニーズ（指定管理者実施のアンケート等）を把握し、県として管理すべき意義が薄れている施設の有無についても検討します。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県と指定管理者との連絡を密にとるとともに、指定管理者による管理状況を把握し、指定管理者へ指導、助言を行います。

(3) 自然レクリエーション施設

① 現状及び課題

表4-10-1 自然レクリエーション施設の施設量等の推移

小分類		棟数	延床面積 (㎡)	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率	施設利用者数 (人)	
自然公園等	H29.3.31現在	46	4,867	2,193,256	959,369	56.3%	H28	7,345,000
	H30.3.31現在	44	4,504	2,289,761	997,634	56.4%	H29	7,278,000
	H31.3.31現在	44	4,535	2,329,518	986,125	57.7%	H30	7,757,000
	R2.3.31現在	44	4,557	2,410,390	1,018,467	57.7%	R1	8,253,000
	R3.3.31現在	44	4,557	2,410,390	961,544	60.1%	R2	5,007,000
森林施設等	H29.3.31現在	27	5,689	1,736,233	623,510	64.1%	H28	354,790
	H30.3.31現在	28	5,715	1,782,039	637,247	64.2%	H29	347,970
	H31.3.31現在	28	5,715	1,782,039	603,942	66.1%	H30	344,236
	R2.3.31現在	28	5,715	1,782,039	571,208	67.9%	R1	351,520
	R3.3.31現在	28	5,715	1,782,039	544,675	69.4%	R2	337,184
自然の家	H29.3.31現在	39	11,958	2,537,441	1,207,106	52.4%	H28	35,548
	H30.3.31現在	39	11,958	2,696,368	1,305,679	51.6%	H29	41,077
	H31.3.31現在	39	11,958	2,696,368	1,247,946	53.7%	H30	43,661
	R2.3.31現在	39	11,958	2,696,368	1,190,213	55.9%	R1	53,308
	R3.3.31現在	41	15,601	4,615,475	3,051,586	33.9%	R2	25,261

自然公園等には各レストハウス、公衆トイレなどの観光拠点施設があります。各レストハウスなどの所在地は山岳地帯や海浜エリア、温泉地等、多様な地形、気象条件のもと、厳しい自然環境のなかに設置されており、比較的劣化が進みやすいことから、今後とも適切な維持・改修に努めて参ります。なお、賽の碓トイレ、駒草平トイレ、刈田峠トイレにおいて、噴石対策構造施設として改築を行っています。

森林施設等では青少年の森（水道施設等）とこもれびの森（森林科学館等）が老朽化しており、更新等を検討すべき施設となっています。なお、こもれびの森においては、平成30年度に屋根外装塗装、展示物の大規模修繕を行い、県民の森においては、令和2年度に衛生設備の大規模修繕を行っています。

自然の家では蔵王自然の家と志津川自然の家の老朽化が進んでいることから、平成28年度に志津川自然の家において、電気設備、衛生設備、建築施設の大規模修繕を行っており、今後とも、劣化状況に応じ適切な維持・改修等に努めます。

【自然公園等】



蔵王国定公園 [蔵王レストハウス]
(蔵王町)

【森林施設等】



宮城県民の森 [中央記念館]
(利府町)

【自然の家】



蔵王自然の家（蔵王町）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。また、遊具の定期点検やそれ以外の点検についても定期的実施します。 ○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理費等の縮減を図っていきます。 ○ 新技術の導入や新たな知見を積極的に検討し、管理の効率化に努めます。また、予防保全に努めることによりライフサイクルコストを低減できるよう、早期の修繕・部品交換を実施します。 ○ 修繕・更新の優先度を判断し、必要十分な修繕・更新を行っていきます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、各施設の管理方針に従って、計画的な補修工事や更新を行い、施設の安全確保を図ります。 ○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別施設計画に基づく計画的な改修・修繕工事等により長寿命化を図ります。 ○ 計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検討し、効果的な維持管理を推進していきます。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特徴等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特徴等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設の必要性を精査し、施設の統廃合について検討します。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種研修等を通じて、維持管理に必要な知識・技術の習得に努めます。

(4) 産業振興施設

① 現状及び課題

表4-11-1 産業振興施設の施設量等の推移

小分類		棟数	延床面積 (㎡)	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率	施設利用者数 (人)
産業振興施設	H29.3.31現在	6	26,334	11,603,899	6,743,026	41.9%	H28 623,876
	H30.3.31現在	6	26,334	11,603,899	6,494,582	44.0%	H29 995,825
	H31.3.31現在	6	26,334	11,603,899	6,246,138	46.2%	H30 675,163
	R2.3.31現在	6	26,334	11,603,899	5,997,694	48.3%	R1 609,345
	R3.3.31現在	6	26,334	11,603,899	5,749,250	50.5%	R2 74,459

みやぎ産業交流センター（愛称「夢メッセみやぎ」）は、東北地方最大級の展示施設として、県の産業振興等に寄与するイベントが多数開催され、年間50万人以上が来場しています。東日本大震災後の本館の年間稼働率（区画）は40%以上に達し、良好なアクセス環境やその収容人数、施設の規模等を踏まえると、本施設は高い必要性及び非代替性を持つものと考えられます。

本施設は、平成7年の開館から26年が経過し、途中、東日本大震災で被災し復旧工事を行いました。津波の直接的な被害を受けていない部分について、経年劣化などによる修繕が今後も必要になります。

現在、指定管理者制度の導入などにより本県の財政負担は最小限となるよう努めているものの、取得価額が高額であるため減価償却費負担が重く、将来、建替え更新を行う場合の負担は今後の課題となります。

また、仙台港国際ビジネスサポートセンター（愛称「アクセル」）は、東日本大震災後の本復旧工事が完了し平成26年7月に1、2階部分はみやぎ産業交流センター西館としてリニューアルオープンしたものの、完成から22年が経過し、空調設備をはじめとして設備関係の大規模工事が発生していることから、今後、一層の適切な管理や計画的な修繕・更新に努め、施設の長寿命化によるコスト縮減に取り組むこととしています。

【産業振興施設】



みやぎ産業交流センター（本館展示棟）
（仙台市）



仙台港国際ビジネスサポートセンター
（仙台市）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。 ○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物本体については、修繕・更新の優先度を判断し、計画的に必要な十分な修繕・更新を行います。 ○ 新技術の導入や新たな知見を積極的に検討し、管理の効率化に努めます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 劣化状況を調査して建替えと長寿命化のコストを比較した上で、優先度を判断して適切な時期に改修を行います。 ○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。 ○ 計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検討し、効果的な維持管理を推進していきます。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在のところ統合や廃止の予定は無いが、状況に応じて、将来的な需要や非代替性など総合的な観点に基づき検討します。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設適正管理（老朽化対策等）の担当部門を設置し、施設管理者への支援機能を充実させるとともに、施設情報を一元的に管理する仕組みや、大規模改修、修繕、更新等の予算を効率的に執行する仕組み等を検討します。

(5) 社会福祉施設**① 現状及び課題**

表4-12-1 社会福祉施設の施設量等の推移

小分類		棟数	延床面積 (㎡)	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率	施設利用者数 (人)	
障害福祉施設	H29.3.31現在	74	40,813	9,600,800	3,680,666	61.7%	H28	250,001
	H30.3.31現在	69	49,218	11,289,051	3,648,765	67.7%	H29	242,477
	H31.3.31現在	54	35,774	9,019,941	3,303,784	63.4%	H30	245,878
	R2.3.31現在	52	34,816	8,907,737	3,161,464	64.5%	R1	236,703
	R3.3.31現在	47	36,610	11,254,059	6,034,133	46.4%	R2	209,302
児童福祉施設	H29.3.31現在	14	7,840	2,199,809	1,016,844	53.8%	H28	10,481
	H30.3.31現在	14	7,840	2,199,670	964,197	56.2%	H29	9,775
	H31.3.31現在	15	7,900	2,214,542	931,785	57.9%	H30	10,224
	R2.3.31現在	15	7,900	2,214,542	889,095	59.9%	R1	10,677
	R3.3.31現在	15	7,900	2,214,542	850,662	61.6%	R2	11,209

障害福祉施設には、障害者支援施設である船形の郷や、福祉型障害児入所施設である啓佑学園などを含む9施設があります。精神保健福祉センターは、相対的に利用者数に比してコストが大きい施設となっており、今後も引き続き運営方法の改善を検討していく必要があります。

なお、船形の郷については、建物・設備の老朽化が著しいことから、令和5年度末までに建て替えることになりました。令和2年9月には新しい居住棟2棟の供用を開始しており、今後も居住棟の建替や大規模改修、活動棟の新築、事務管理棟の建替が行われます。

児童福祉施設には中央児童相談所や子ども総合センターを含む7施設があります。さわらび学園では利用者数に比してコストが大きくなっていることから、今後も引き続き運営方法の改善を検討していく必要があります。また、少子化の進行に伴い、他の施設も見直しが必要になってきます。なお、児童福祉施設の運営費が多額であることから、民間活力の活用方策も検討します。

【障害福祉施設】



啓佑学園（仙台市）

【児童福祉施設】



さわらび学園（仙台市）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。 ○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全を行う施設を絞り込み、特に重要な建物については、長期的な利活用に関する方針を定めた上で、個別施設計画を策定します。 ○ 修繕・更新の優先度を判断し、計画的な修繕・更新を行っていきます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。 ○ 防犯・防災・事故防止等の観点から必要に応じて利用見込みのない施設を除却します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の構造や用途等による選別基準を定め、また実際の劣化状況を調査して建替えと長寿命化のコストを比較した上で、長寿命化すべき建物（大規模改修する建物）を選別し、優先度を判断して適切な時期に改修・修繕等を行います。 ○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設の必要性を精査し、個別施設計画を定めて施設の集約を進めます。 ○ 近接庁舎等の将来的な集約化や総合庁舎化等を、継続的に検討します。 ○ 建替時期が到来した建物等については、国・市町村の施設との利用調整や、他目的施設との合築等の方策を検討します。 ○ 将来人口の減少による施設利用需要の変化や建物の性能を適正に評価した上で、施設総量の縮減に取り組みます。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種研修等を通じて、維持管理に必要な知識・技術の習得に努めます。

(6) 学校

① 現状及び課題

表4-13-1 学校の施設量等の推移

小分類		棟数	延床面積 (㎡)	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
高等学校	H29.3.31現在	1,482	964,752	170,219,838	73,454,333	56.8%
	H30.3.31現在	1,486	960,677	171,325,045	72,511,350	57.7%
	H31.3.31現在	1,500	969,039	178,385,964	77,135,791	56.8%
	R2.3.31現在	1,478	967,537	183,608,247	81,528,497	55.6%
	R3.3.31現在	1,461	958,871	183,173,943	78,647,773	57.1%
特別支援学校	H29.3.31現在	216	140,534	28,589,401	14,164,174	50.5%
	H30.3.31現在	210	139,700	28,639,331	13,662,110	52.3%
	H31.3.31現在	209	139,842	28,971,355	13,436,312	53.6%
	R2.3.31現在	221	141,029	29,693,783	13,577,646	54.3%
	R3.3.31現在	221	142,099	30,325,067	13,627,776	55.1%
高等看護学校	H29.3.31現在	5	2,970	628,201	240,636	61.7%
	H30.3.31現在	5	2,970	628,201	225,730	64.1%
	H31.3.31現在	5	2,970	628,201	210,823	66.4%
	R2.3.31現在	5	2,970	628,201	195,917	68.8%
	R3.3.31現在	5	2,970	628,201	181,011	71.2%
高等技術専門校	H29.3.31現在	73	32,804	6,956,219	2,549,197	63.4%
	H30.3.31現在	73	32,804	6,958,305	2,411,354	65.3%
	H31.3.31現在	73	32,804	6,958,305	2,274,281	67.3%
	R2.3.31現在	73	32,804	6,958,305	2,138,983	69.3%
	R3.3.31現在	73	32,804	6,958,305	2,003,684	71.2%
大学校	H29.3.31現在	33	12,725	2,434,669	1,085,652	55.4%
	H30.3.31現在	33	12,725	2,445,231	1,046,785	57.2%
	H31.3.31現在	33	12,725	2,459,519	1,011,410	58.9%
	R2.3.31現在	33	12,725	2,459,519	961,363	60.9%
	R3.3.31現在	33	12,725	2,459,519	911,317	62.9%

学校施設は、宮城県古川黎明高等学校や宮城県白石高等学校などの高等学校83施設と、宮城県立船岡支援学校などの特別支援学校18施設、高等看護学校1施設、仙台高等技術専門校などの高等技術専門校5施設及び、農業大学校などの大学校3施設からなります。

県立高等学校については、平成31年度に策定した「第3期県立高校将来構想」(平成31年～令和10年度)に基づき、地域の状況や教育の機会均等の確保、活力を維持しうる学校規模、通学への影響や学科バランスなどに配慮しながら、地域の教育的ニーズを踏まえ、計画的に再編等を進めていくこととしております。今後、実施計画に基づき、南部地区における大河原産業高等学校(仮称)や大崎地区における職業教育拠点校の新設を予定しております。

特別支援学校については、仙台圏域の知的障害特別支援学校の狭隘化は喫緊の課題であり、これまでも、平成30年3月に策定した第2期県立特別支援学校教育環境整備計画に基づき、新設校や分校、仮設校舎の設置などの取組を進めてきたところです。また、令和6年4月には、仙台市太白区秋保地区に県立特別支援学校を新設することとしています。

学校施設・設備の整備は、教育環境の充実のために重要であることから、各高校等における教育活動に支障が生じないように、これまでも石巻好文館高等学校(令和3年8月供用開始)など、経年により老朽化し、構造耐力が低下している既存の校舎や屋内運動場の改築や大規模改修などを実施してきたところであり、引き続き、計画的に整備を推進してまいります。また、高校の生徒数減少を踏まえた再編や特別支援学校の狭隘化対策を視野に入れ、効率的な施設・設備の整備を推進するとともに、各学校の特色ある教育活動の充実に配慮した整備を推進します。

なお、中規模改修及び大規模改修による費用の低減・平準化並びに長寿命化を意識した建替についても検討します。

高等看護学校については、令和5年度末で閉校予定であり、閉校までの間、教育活動に支障が生じないように施設・設備の維持補修等を行ってまいります。

高等技術専門校については、令和2年度に策定した「宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画」において、若年者の人口減少、企業が求める人材の変化や将来を見据えた効率的・効果的な校運営の観点から、訓練科を見直し企業のニーズに対応した訓練を実施するとともに、現在の5校を1校に再編することとしており、令和10年4月の新設校開校に向けて、計画的に施設・設備の整備を推進します。

【高等学校】

【特別支援学校】

【高等看護学校】

【高等技術専門校】

【大学校】



宮城県古川黎明
高等学校 (大崎市)



宮城県立船岡
支援学校 (柴田町)



高等看護学校
(名取市)



仙台高等技術
専門校 (仙台市)



農業大学校
[実験調整棟]
(名取市)

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。 ○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建替だけでなく、大規模改修を含めた個別施設計画を策定して中長期的な修繕を計画的に実施します。 ○ 更新の優先順位を判断する基準等を作り、学校全体の計画的な保全・更新等に取り組みます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非構造部材の安全対策(外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等)についても検討します。特に、体育館の吊り天井の落下防止対策については早期の取組を進めます。 ○ 防犯・防災・事故防止等の観点から必要に応じて利用見込みのない施設を早期に除却します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的な改修・修繕工事等により施設の長寿命化を図ります。 ○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高校は、将来的な生徒数の減少も踏まえ、再編も視野に入れながら、効率的な学校施設の整備を進めるとともに、学校内での建物の集約化や減築等、校内の施設規模の適正化を検討します。 ○ 特別支援学校は、令和3年9月に公布された特別支援学校設置基準に沿った適正な施設規模を検討します。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種研修等の機会を通じて、維持管理に必要な知識・技術の習得に努めます。

(7) 公営住宅**① 現状及び課題**

表4-14-1 公営住宅の施設量等の推移

小分類		棟数	延床面積 (㎡)	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率
県営住宅	H29.3.31現在	428	599,749	97,386,697	25,206,057	74.1%
	H30.3.31現在	428	599,749	97,649,670	23,640,126	75.8%
	H31.3.31現在	428	599,749	97,880,860	22,068,246	77.5%
	R2.3.31現在	428	599,749	98,368,848	20,803,709	78.9%
	R3.3.31現在	428	599,749	99,121,119	19,862,454	80.0%

公営住宅は、低額所得者、被災者、高齢者及び障害者など住宅の確保に特に配慮を要する方の居住の安定を確保するため、住宅セーフティネットとしての責任を果たすとともに、住む方の住生活の質の向上が求められており、住宅ストックを有効に活用しながら多様なニーズの変化に適切に対応していく必要があります。厳しい財政状況のなか、限られた予算による老朽化した大量のストックの改善と適切な維持保全が課題となっています。

また、平成23年3月の東日本大震災により、被災市町において災害公営住宅約15,823戸が整備され、震災前からの公営住宅と合わせると、県内の公営住宅は令和3年度末時点で46,298戸となりました。地域の住宅ニーズや特性、社会情勢の変化等を踏まえた適切かつ効率的な管理運営が課題となっています。

県では、「宮城県県営住宅ストック総合活用計画」に基づき、既存ストックの適切な維持保全や改善等による耐久性や住宅性能水準の向上により、県営住宅の長期的活用を図ります。また、耐用年限までの期間が短い住宅や老朽化の著しい住宅などについては、入居者の安全・安心を確保するための適切な維持管理を実施することとし、将来的には用途廃止なども視野に入れます。

さらに、市町の災害公営住宅整備による公営住宅管理戸数の増大、東日本大震災からの復興の進捗、少子高齢化・人口減少の更なる進展など、公営住宅を取り巻く社会情勢の変化が想定されることから、県では、今後も継続的に県営住宅のストック活用の検討を行っていきます。

【県営住宅】

広瀬住宅（仙台市）



将監第二住宅（仙台市）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期点検，日常点検，緊急点検を実施します。これらの点検の実施により，不具合部分の早期発見に努めるとともに，建物状況等の情報の蓄積を図り，計画修繕等のための基礎資料として活用します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入居者の安全性に関する事項，法律により義務づけられている事項を最優先とし，長期的な活用を図る住宅の利用状況を踏まえながら，劣化状況，地域特性，建物特性，苦情，改修履歴，各部位毎の計画的保全サイクル及びコスト縮減等を勘案し，修繕・更新の優先度を考慮します。 ○ 随時修繕・更新計画を見直し，事業量及び事業費等の調整を行い，全体の年次ごとの維持保全計画を作成します。 ○ 同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより，維持管理費等の縮減を図っていきます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築基準法に基づく外壁打診調査を実施し，調査結果を基に必要な外壁改修を実施します。 ○ 腐食した鋼製手すりの改修，分電盤の改善，ガス管改修，エレベーター改修等の安全を確保するための改修を行います。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県営住宅については，耐震化を完了しており，全住棟で耐震基準を満足しています。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的な改修・修繕工事等により施設の長寿命化を図ります。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては，施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては，施設の特性等を踏まえながら，省エネルギー化について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐用年限を迎える住宅等については，地域の実情に応じた公営住宅の需給バランスや建物・入居状況等を勘案しながら，用途廃止の可否の検討を行います。このうち，用途廃止が適当とされた住宅の入居者に対しては，意向調査を実施した上で，公営住宅への斡旋等を盛り込んだ移転支援プログラムを策定するなど，丁寧な対応を実施します。 <p>また，用途廃止を行う場合は，市町に用途廃止後の跡地について意見を伺い，住宅政策の推進に向けた利活用の可能性についても検討を行います。</p>
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県と管理代行者²⁸及び指定管理者との連絡を密にとるとともに，管理委託の状況を把握し必要な指導及び助言を行います。

²⁸ 管理代行制度は，公営住宅法第47条の規定に基づき，指定管理者制度（地方自治法第244条の2）で実施している一部の管理業務に加え，入居者の決定等，事業主体に代わって権限を行使する業務が行える制度であり，地方公共団体若しくは地方住宅供給会社のみが管理代行者となることができる。管理代行できる施設は，公営住宅法で規定される公営住宅及びその共同施設のみとなっており，改良住宅や特定公共賃貸住宅等は管理代行制度の対象外。

(8) その他公共用施設

① 現状及び課題

表4-15-1 その他公共用施設の施設量等の推移

小分類		棟数	延床面積 (㎡)	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)	有形固定資産 減価償却率	施設利用者数 (人)	
運転免許センター	H29.3.31現在	15	18,959	3,865,719	1,811,102	53.1%	H28	504,223
	H30.3.31現在	15	18,959	3,865,719	1,736,639	55.1%	H29	492,840
	H31.3.31現在	15	18,959	3,865,719	1,662,175	57.0%	H30	472,610
	R2.3.31現在	15	18,959	3,865,719	1,587,711	58.9%	R1	493,802
	R3.3.31現在	15	18,959	3,865,719	1,513,731	60.8%	R2	493,944
その他公共用施設	H29.3.31現在	18	1,628	325,257	98,411	69.7%	H28	8,494
	H30.3.31現在	20	1,657	363,240	140,191	61.4%	H29	6,583
	H31.3.31現在	20	1,657	363,240	131,299	63.9%	H30	4,046
	R2.3.31現在	20	1,657	363,240	122,882	66.2%	R1	3,643
	R3.3.31現在	18	1,461	315,594	109,572	65.3%	R2	739
用途廃止施設	H29.3.31現在	54	21,475	3,300,522	1,472,940	55.4%	H28	153,300
	H30.3.31現在	54	21,475	3,300,522	1,414,177	57.2%	H29	150,727
	H31.3.31現在	43	20,652	3,886,319	2,511,714	35.4%	H30	119,087
	R2.3.31現在	67	36,238	5,508,021	4,054,622	26.4%	R1	121,527
	R3.3.31現在	66	35,246	6,504,883	5,071,773	22.0%	R2	47,234

運転免許センターは県内4か所に設置されています。運転免許センターは利用者数が多いことから、施設の老朽化に起因した事故等が生じないよう適切な施設の管理を行う必要があります。

その他公共用施設には、民間非営利活動施設などがあります。

用途廃止施設では耐用年数を迎えている施設も多いため、存続の必要性を精査するとともに更新しないことを見据えて大規模な投資を行わないなどの検討が必要です。また、「県有遊休施設等の有効活用によるNPOの拠点づくり事業」によるNPOへの貸付など、施設の有効活用策を進めていきます。

【運転免許センター】



県運転免許センター（仙台市）

【その他公共用施設】



常盤台霊苑（仙台市）

【用途廃止施設】



ホテル白萩（仙台市）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。 ○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全を行う施設を絞り込み、特に重要な建物については、長期的な利活用に関する方針を定めた上で、個別施設計画を策定して中長期的な修繕を計画的に実施します。 ○ 修繕・更新の優先度を判断し、計画的に必要な十分な修繕・更新を行っていきます。 ○ 同種・同規模の施設間の比較等を行うことにより、維持管理費等の縮減を図っていきます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス、吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。 ○ 防犯・防災・事故防止等の観点から必要に応じて利用見込みのない施設を早期に除却します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災などの経験を踏まえ、施設状況に応じた耐震化等を検討します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の構造や用途等による選別基準を定め、また実際の劣化状況を調査して建替えと長寿命化のコストを比較した上で、長寿命化すべき建物（大規模改修する建物）を選別し、優先度を判断して適切な時期に改修・修繕等を行います。 ○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。 ○ 計画的に行われた改修等についても、改修後にその有効性などを検討し、効果的な維持管理を推進していきます。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近接庁舎等の将来的な集約化や総合庁舎化等を、継続的に検討します。 ○ 建替時期が到来した建物等については、国・市町村の施設との利用調整や、他目的施設との合築等の方策を検討します。 ○ 将来人口の減少による施設利用需要の変化や建物の性能を適正に評価した上で、施設総量の縮減に取り組みます。 ○ 用途廃止施設については、早期に取り壊しを含めた今後の管理方針を決定し、実行していきます。また、県として不要な財産については、所在市町村による利活用の要望がある場合には市町村へ売却や貸付を行います。市町村の利活用がない場合には、一般競争入札等による売却や貸付を行い、資産として有効活用を図ります。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な売却や貸付のあり方等について、公有財産調整会議で横断的に検討します。

(9) 地方独立行政法人施設

① 現状及び課題

表4-16-1 地方独立行政法人施設の施設量等の推移

小分類		棟数	延床面積(㎡)
宮城大学	H29. 3. 31現在	60	69,993
	H30. 3. 31現在	60	69,993
	H31. 3. 31現在	60	69,993
	R2. 3. 31現在	60	69,993
	R3. 3. 31現在	61	71,724
宮城県立病院機構	H29. 3. 31現在	66	64,602
	H30. 3. 31現在	66	64,602
	H31. 3. 31現在	66	64,602
	R2. 3. 31現在	42	49,016
	R3. 3. 31現在	42	49,016
宮城県立こども病院	H29. 3. 31現在	5	28,191
	H30. 3. 31現在	6	28,409
	H31. 3. 31現在	6	28,409
	R2. 3. 31現在	6	28,409
	R3. 3. 31現在	6	28,409

データ出典：施設実態照会（令和4年2月 管財課）

宮城大学（大和キャンパス）は、開学以来20年以上が経過し、教育・研究環境が変化しており、大学院設置に伴うスペース不足やアクティブラーニング対応の教育環境の構築及び老朽化への対応が必要となっています。また、太白キャンパス及び坪沼農場は、平成17年に食産業学部が設置された際に改修又は新築された施設と、旧農業短期大学時代から継続利用している施設が混在しており、特に、昭和40年代に建築された建物等については老朽化への対応が必要となっています。

今後は、修繕・更新による現行機能の維持を計画的に実施するとともに、研究・学習環境確保や利用者の安全性向上の観点から、優先順位を考慮した修繕・改修を計画的に実施し、公共的教育施設として必要な安全性を確保するよう努めていきます。

宮城県立病院機構は、県立精神医療センター、県立がんセンターの2病院を運営しています。県立精神医療センター及び県立がんセンターについては老朽化が進んでおりますが、他病院との統合、合築に向けた協議の状況を踏まえ現施設の修繕等を実施していきます。

宮城県立こども病院は、平成27年に拓桃医療療育センターと統合した際に新築・改修等を行った施設と、平成15年の開院から継続利用している施設が混在しており、開院後18年が経過した施設設備については、耐用年数を経過していることから更新が必要となっております。今後は、利用者の利便性・安全性向上の観点から、優先順位を考慮した修繕・改修を計画的に実施していきます。

【宮城大学】



宮城大学（大和町）

【宮城県立病院機構】



精神医療センター（名取市）

【宮城県立こども病院】



こども病院（仙台市）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法定点検を適切に実施するとともに、法定点検の対象外施設についても「県有建築物定期点検マニュアル」等を活用し統一的な基準に則り施設管理者による点検を行います。 ○ 点検・補修履歴等の管理・蓄積に関する仕組み作りや蓄積したデータの施設保全への活用について検討します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 修繕・更新の優先度を判断し、計画的に必要な十分な修繕・更新を行っていきます。 ○ 随時修繕・更新計画を見直し、事業量及び事業費等の調整を行い、全体の年次ごとの平準化を行い、中期計画に盛り込みます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行うとともに、計画的な補修工事や更新を行い施設の安全確保を図ります。 ○ 非構造部材の安全対策（外壁，内壁，照明，ガラス，吊り天井の落下防止対策等）についても検討します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存施設については耐震化実施済みですが、今後、基準等の見直しに応じた、新たな実施方針を検討します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的な改修・修繕工事等により施設の長寿命化を図ります。 ○ 建物の構造等に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施による長寿命化を検討します。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年実施される減損兆候調査による遊休資産の確認のほか、建替時期が到来した建物については将来的な必要性や利用状況等を精査の上、総合的な観点に基づき対応を決定します。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種研修会等の機会を通じて、維持管理に必要な知識・技術の習得に努めます。

3 社会基盤施設

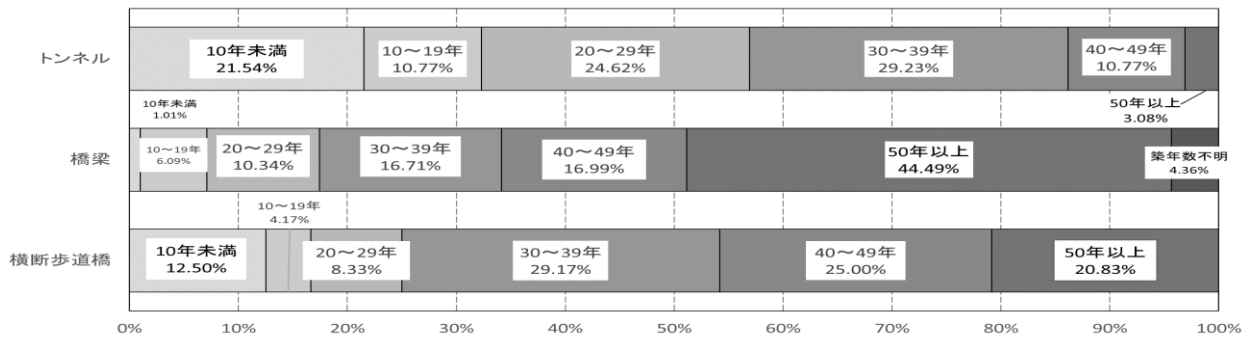
(1) 道路

① 現状及び課題

表4-16-1 道路の施設量等の推移

小分類	H29.3.31現在		H30.3.31現在		H31.3.31現在		R2.3.31現在		R3.3.31現在	
	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率
道路	221路線 2,704.9km	44.7%	221路線 2,712.5km	46.0%	208路線 2,727.1km	46.2%	208路線 2,727.1km	46.2%	209路線 2,727.1km	45.6%
橋梁	1,756橋	55.8%	1,756橋	55.9%	1,789橋	56.8%	1,789橋	54.6%	1,789橋	55.4%
トンネル	56箇所 22.3km	26.9%	59箇所 22.7km	28.3%	65箇所 25.3km	29.6%	65箇所 25.3km	25.4%	65箇所 25.0km	26.8%
道路附属物(横断歩道橋)	24橋	0.0%	24橋	2.3%	24橋	4.6%	24橋	1.0%	24橋	3.3%
道路附属物(横断歩道橋除く)	33箇所	41.6%	34箇所	44.3%	38箇所	35.1%	38箇所	34.7%	38箇所	37.6%

図4-16-1 道路の築年数割合(令和3年3月31日現在)



データ出典：固定資産台帳（平成28年度～令和2年度）、施設実態照会（令和4年5月 管財課）
（以下図4-30-1（P87）まで同様）

道路の主な管理施設については、舗装、トンネル、橋梁があります。舗装施設については、舗装マネジメント計画（平成30年策定）に基づき、交通量区分や劣化状況に応じた補修方法により、補修・更新を行っており、震災以降、復旧・復興関係車両の増加に伴い、路面損傷が進行していることから、補修費を震災前の1.5～2倍に増額し、対応しています。

また、現在、路面状態（ひび割れやわだちぼれ量等）の調査を毎年実施しており、蓄積されたデータを基に、劣化予測式による今後必要となる補修費の算出や舗装マネジメント計画の見直しを行うなど、計画的かつ効率的な舗装補修を進めていくこととしています。

トンネルについては、1980年代に整備を行った施設が多く、約4割が築後30年以上を経過しており、10年後にはその割合が約6割まで増加する見込みとなっております。老朽化が進行することにより、今後維持管理費の増加が見込まれます。これまでの取組として、平成30年3月に「宮城県道路トンネル維持修繕計画」を策定し、計画的な維持・修繕に努めています。

橋梁の高齢化状況については、完成後50年を超える高齢化橋梁の割合は約4割、10年後には約6割と多くの橋梁が高齢化を迎えることとなります。橋梁定期点検結果に基づき、補修を軸に維持管理を行います。

橋梁の維持修繕に要する経費については、予防保全型の維持管理を実施した場合の今後20年間の事業費は約280億円であり、事後保全（対処療法）型の維持管理より、約874億円（△76%）の維持修繕費用の縮減が見込まれます。

【トンネル】



国道108号
荒雄湖トンネル
(大崎市)

【橋梁】



国道113号
丸森大橋
(丸森町)

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等の義務化の対象となる橋梁, トンネル, シェッド・大型カルバート, 横断歩道橋及び門型標識等を対象施設とし, 国が策定した基準等に基づき, 5年に1回の頻度で, 近接目視による定期点検を実施し, 健全度を診断します。 ○ 他の施設については, 施設の特徴や状況に応じた適切な点検方法を検討し実施します。 ○ 道路パトロール等の日常点検により道路施設の状況把握に努めるとともに, 点検結果や診断結果を記録し, 健全度を確認します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 策定済みの「宮城県橋梁長寿命化計画」「宮城県横断歩道橋長寿命化計画」「宮城県トンネル維持修繕計画」「舗装マネジメント計画」に加え, 策定予定の「道路附属物管理計画」に基づき, 計画的かつ効率的に道路施設を保全・更新します。 ○ 点検の結果, 損傷の度合いを考慮し, 優先順位を決定し, 修繕を実施します。 ○ なお, 毎年実施する定期点検結果を踏まえて, 随時個別施設計画を見直していきます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ パトロールや点検により管理施設の損傷状況を把握し, 路線の重要度, 第三者への被害が大きい箇所等から優先順位を付け, 修繕工事を行うことで安全確保を図ります。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の重要構造物である橋梁において, 阪神淡路大震災以前の基準(H8道示前)で建設された緊急輸送道路上の耐震化を優先的に進めます。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 橋梁や横断歩道橋, トンネル, 舗装については, 策定済みの長寿命化計画に基づき, 予防保全型の維持管理を実施します。道路附属物については, 令和5年度までに長寿命化計画を策定します。 ○ 実施に当たっては, 橋梁, トンネル等点検の義務化対象施設はもとより, 舗装などについても定期点検の実施と, 個別施設計画の策定を行い, 予防保全型を基本とした維持管理を実施します。なお, 点検結果に基づき, 損傷が激しく, 供用年数が長い施設を優先します。 ○ 建設, 改修, 補修時における関係図書等を一元的に管理, 蓄積し情報共有を図るとともに, 点検結果や補修履歴などから長寿命化対策を立案・実施します。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては, 施設の特徴等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては, 施設の特徴等を踏まえながら, 省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の利用状況や社会経済情勢の変化を踏まえ, 必要性が認められる施設については, 質的向上, 機能移転や複合化・集約化を図ります。 ○ 供用を廃止した施設については, 安全確保の観点から撤去を推進します。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在実施している道路メンテナンス会議を通じて, 国, 市町村と連携を図るとともに, 担当者会議やストックマネジメント研修を継続的に実施し, 更なる情報共有や知識・技術のレベルアップを図ります。

(2) 交通安全施設

① 現状及び課題

表4-17-1 交通安全施設の施設量等の推移

小分類	H29.3.31現在		H30.3.31現在		H31.3.31現在		R2.3.31現在		R3.3.31現在	
	施設量	有効固定資産 減価償却率	施設量	有効固定資産 減価償却率	施設量	有効固定資産 減価償却率	施設量	有効固定資産 減価償却率	施設量	有効固定資産 減価償却率
交通安全施設	信号機 3,505基	45.5%	信号機 3,530基	44.0%	信号機 3,534基	44.3%	信号機 3,514基	46.7%	信号機 3,507基	48.2%
	道路標識 102,970基		道路標識 103,449基		道路標識 102,480基		道路標識 102,958基		道路標識 104,135基	
	車両感知器 1,270基		車両感知器 1,285基		車両感知器 1,420基		車両感知器 1,268基		車両感知器 1,273基	
	情報収集提供装置(光ビーコン) 918基		情報収集提供装置(光ビーコン) 930基		情報収集提供装置(光ビーコン) 942基		情報収集提供装置(光ビーコン) 966基		情報収集提供装置(光ビーコン) 967基	
	交通監視用カメラ 32基		交通監視用カメラ 32基		交通監視用カメラ 33基		交通監視用カメラ 35基		交通監視用カメラ 35基	
	交通情報板 69基		交通情報板 69基		交通情報板 69基		交通情報板 68基		交通情報板 68基	
	信号機電源付加装置(自動起動式) 566基		信号機電源付加装置(自動起動式) 604基		信号機電源付加装置(自動起動式) 696基		信号機電源付加装置(自動起動式) 747基		信号機電源付加装置(自動起動式) 815基	

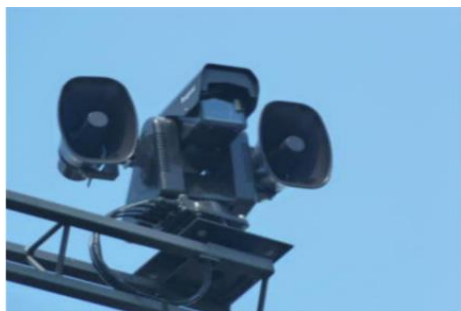
交通安全施設については、令和3年3月31日現在、3,507基の信号機が設置されていますが、耐用年数を越えた制御機を使用している交差点は、222基(6.3%)あります。

信号機の老朽化対策として、耐用年数である19年を経過した制御機の計画的な更新を進めているところです。

交通安全施設の設置数は、年々、増加の一途をたどっており、交通の安全と円滑を図るための重要な社会インフラとして、その継続的な運用を担保する必要があります。

交通安全施設等の維持管理・更新等を着実に推進するため、「警察庁インフラ長寿命化計画」に即して、交通安全施設等の整備状況を把握・分析した上で、老朽施設の更新等の推進を図ります。

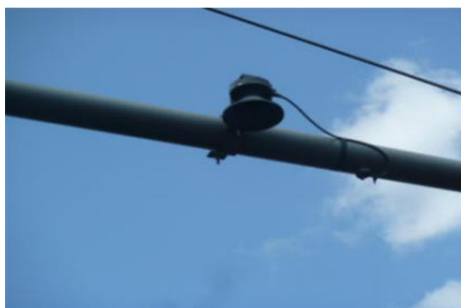
【交通安全施設】



交通監視用カメラ



光ビーコン



車両感知器



信号機

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ メンテナンスサイクルを構築し、実行することで老朽化対策の効率と効果を向上させます。 ○ 職員や委託業者による点検を継続し、必要に応じて信号柱非破壊検査の実施と点検項目の見直しを検討します。 ○ 点検・診断，補修，更新等を一元化し，蓄積したデータを交通安全施設の保全に活用します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的な維持管理をベースとした上で，更新要否について経過年数だけではなく，保守点検結果に基づく優先順位による効率的な更新を併用します。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保守点検等により倒壊等の危険や恐れが判明した交通安全施設は，早期の更新・撤去を行っており，継続した安全確保に努めます。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による道路交通の混乱を防止するため，信号機電源付加装置の整備を推進します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 故障，機能低下，倒壊等の未然防止と本来の機能を適切に維持するため，交通安全施設の周辺環境や使用機材の材質を踏まえ，必要に応じて強度や防錆効果を高める措置を講じるなどの取り組みを推進します。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては，施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては，施設の特性等を踏まえながら，省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通規制等の見直しによる交通安全施設の削減を推進します。 ○ 必要性が低減した交通安全施設については，真に必要な箇所への移設や撤去を検討します。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当業務の見直しや業務の合理化等により，維持管理・更新等の業務体制の充実などを図ります。

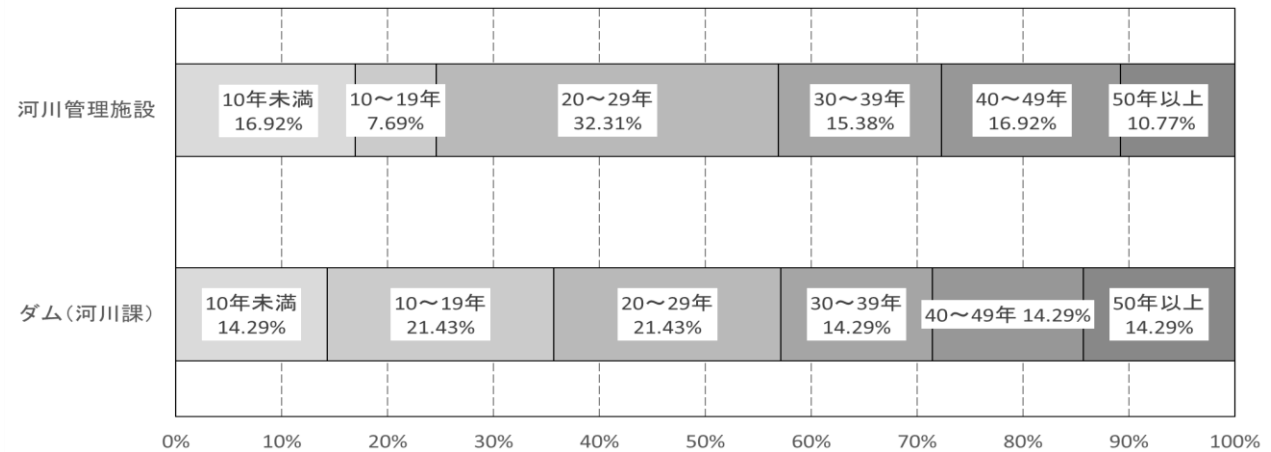
(3) 河川・ダム

① 現状及び課題

表4-18-1 河川・ダムの施設量等の推移

小分類	H29.3.31現在		H30.3.31現在		H31.3.31現在		R2.3.31現在		R3.3.31現在	
	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率
河川管理施設	325河川 2,134.3km	—	325河川 2,134.3km	—	325河川 2,134.3km	0.0%	325河川 2,130.5km	2.0%	325河川 2,130.6km	4.0%
ダム	14基	50.9%	14基	52.9%	14基	57.4%	14基	60.0%	14基	61.8%

図4-18-1 河川・ダムの築年数割合(令和3年3月31日現在)



河川・ダム施設については、河川管理施設とダムがあります。河川管理施設については、約42%が築後30年以上を経過しており、10年後にはその比率が約7割まで増加する見込みとなっております。老朽化が進行することにより、今後、維持管理費の増加が見込まれています。平成30年度策定の河川管理施設の長寿命化計画に基づき、計画的な維持修繕に努めます。

ダムについては、約43%が築後30年以上を経過しており、10年後にはその比率が約6割まで増加する見込みとなっております。老朽化が進行することにより、今後、維持管理費の増加が見込まれるため、順次堰堤改良事業により施設を更新する計画となっております。平成30年度策定したダム長寿命化計画に基づき、計画的な維持修繕に努めます。

【河川管理施設】



荒川サイフォン（登米市）

【ダム】



花山ダム（栗原市）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<p><河川></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川堤防、遊水地、河川トンネル・伏越、水門・閘門、排水機場、床固、防災調整池を対象施設とし、河川維持管理計画に基づき、点検・診断等を実施します。 ○ 河川の治水上、利水、環境上の影響の度合いによって、区間毎に分類し、河川パトロールの頻度を定め、適切な維持管理を実施します。 <p><ダム></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切なダム操作及び貯水運用が図られるよう、計測、点検及び修繕を行います。点検・診断の結果については、データを蓄積し、維持管理計画の見直しに反映します。
維持管理・更新等の実施方針	<p><河川></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川維持管理計画に基づき河川巡視・点検を実施することで、河川管理施設の状態を適切に把握し、出水時に必要な機能が確保されるよう維持管理に努めます。 <p><ダム></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ダム施設の特長や現状を把握した、施設区分（土木施設・機械設備・電気設備等）ごとのダムカルテの作成を継続します。また、点検調査結果を基に劣化状況予測を行い、求められている機能に適合するよう評価基準を設定し、施設の整備、修繕を実施します。平成30年度策定完了した長寿命化計画に基づき、計画的な維持修繕に努めます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検の結果、危険性が認められた場合は、危険性の状況に応じて、短期に修補する施設、長期的に修補する施設に区分し、適切に修繕を実施します。<河川・ダム>
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて、「河川構造物の耐震性能照査指針・解説（平成24年2月）」に基づき、耐震化を実施します。優先度については、施設の更新時期などを勘案し、検討するものとします。<河川・ダム>
長寿命化の実施方針	<p><河川></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川管理施設の多くが、洪水流量の制御や、氾濫浸水を防止する目的の施設であるが、今後の施設の安定的信頼性の確保と、効率的かつ効果的な維持管理のため、各施設における長寿命化計画を策定し、計画的に維持管理・修繕等を行います。 ○ 長寿命化計画については、各施設の健全度調査を行い、劣化予測を基に3つのシナリオ（機能回復型、対症療法型、予防保全型）についてライフサイクルコストを算定し、施設の治水安全度を確保しながら予防保全型の更新を行います。 <p><ダム></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ダムの洪水調節方式や洪水調節影響範囲とダム規模等を基準とし、重要度に応じてゲート調節ダム・自然調節ダム・小規模自然調節ダムの3ランクに区分し、区分毎に、洪水調節時に必要な施設や利水施設等の重要施設については、機能を維持するため重点的に点検・修繕を行います。 なお、管理施設が耐用年数を迎えるなど従前の機能を維持できなくなりつつあるダムについては、長寿命化計画に基づき、計画的に堰堤改良を実施します。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特長等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特長等を踏まえながら、施工時の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設の利用状況や耐用年数を踏まえ、施設の劣化状況等を勘案しながら、統廃合や廃止について検討します。<河川・ダム>
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理に関する研修を行うなど、維持管理を実施していく上で必要な知識の習得に努めます。<河川・ダム>

(4) 海岸保全施設

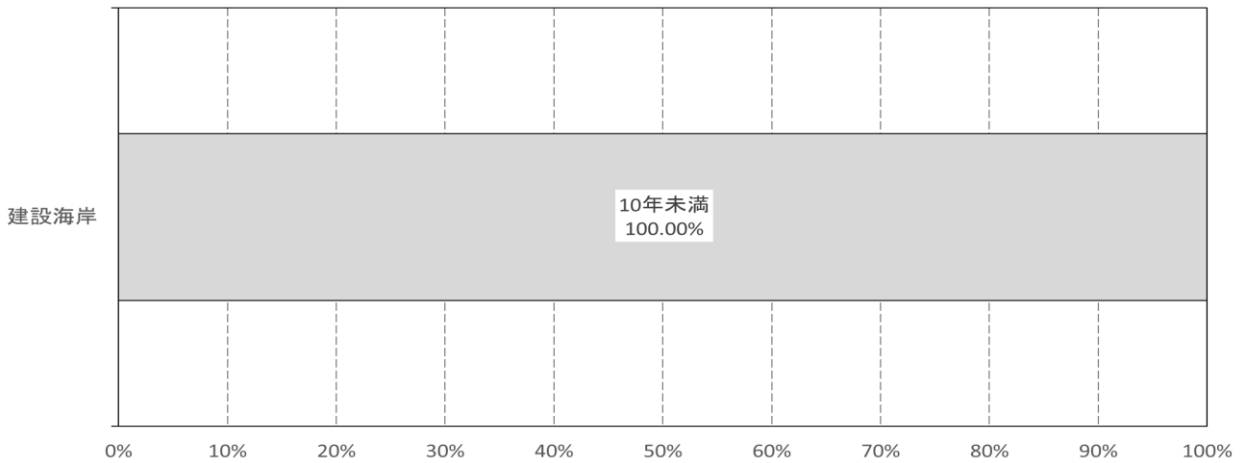
4-1 建設海岸

① 現状及び課題

表4-19-1 建設海岸の施設量等の推移

小分類	H29.3.31現在	H30.3.31現在	H31.3.31現在	R2.3.31現在	R3.3.31現在
	施設量	施設量	施設量	施設量	施設量
ゲート施設					
護岸・堤防・胸壁					
離岸堤	海岸 92.7km	海岸 92.8km	海岸 94.9km	海岸 94.9km	海岸 94.9km
突堤					
防潮堤等					

図4-19-1 建設海岸の築年数割合



建設海岸については、東日本大震災により壊滅的な被害を受け、ほぼ全ての施設について、災害復旧工事が行われ、令和3年度末に全ての災害復旧工事が完了し、更新した施設（更新施設）となりました。今後、各地区海岸において令和3年度末に策定した海岸保全施設長寿命化計画に基づき、適宜点検を実施しながら、計画的な維持修繕に努めます。

【堤防】



大谷地区海岸（気仙沼市）

【ゲート施設】



白浜第1水門（石巻市）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防、護岸、突堤、離岸堤、波消工を対象施設とし、海岸維持管理計画に基づき、点検・診断等を実施します。 ○ 適正な海岸管理を実施するため、海岸の背後状況（資産・人口・重要路線）・災害の発生状況・対策工事の実施状況等により、各海岸の管理区分を設定し、区分毎に海岸パトロールの頻度を定め、各海岸の特性に応じた維持管理項目（施設の巡視点検、海浜の堆砂・侵食状況、異常気象時の施設・砂浜確認）に沿って点検パトロールを実施し、適切な維持管理を実施します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全型の維持管理へ転換することで、維持管理、更新・修繕費用の平準化・縮減を図り、限られた予算と管理体制の中で効率的な維持管理を実施します。施設の損傷程度により「異常なし（Dランク）」「要監視段階（Cランク）」「予防保全段階（Bランク）」「措置段階（Aランク）」に区分し、背後の土地利用状況を踏まえ優先順位を定めます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検の結果、危険性が認められた場合は、危険性の状況に応じて短期に修補する施設、長期的に修補する施設に区分し、適切に修繕を実施します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて、「河川構造物の耐震性能照査指針・解説（平成24年2月）」に基づき、耐震化を実施します。優先度については、施設の更新時期などを勘案し、検討するものとします。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地区海岸において策定した海岸保全施設長寿命化計画及び海岸保全施設維持管理マニュアル（案）（令和2年4月）に基づき、計画的な維持修繕を行う予防保全型の維持管理へ転換し、海岸保全施設の長寿命化を図ります。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、施工時の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設の利用状況や耐用年数を踏まえ、施設の劣化状況等を勘案しながら、統廃合や廃止について検討します。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理に関する研修を行うなど、維持管理を実施していく上で必要な知識の習得に努めます。

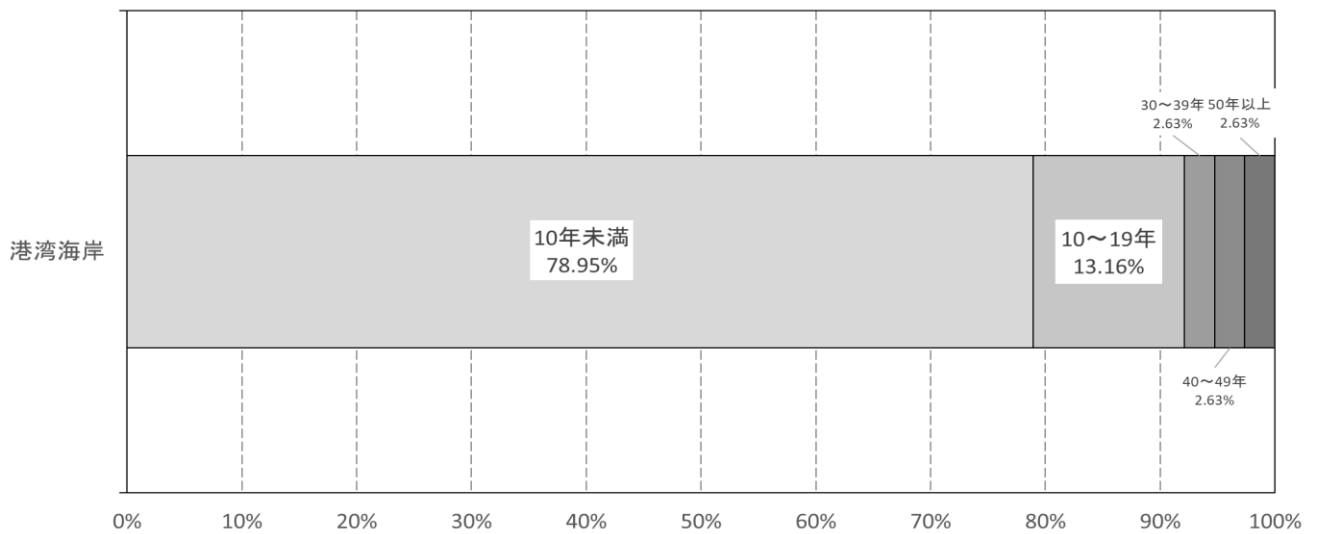
4-2 港湾海岸

① 現状及び課題

表4-19-2 港湾海岸の施設量等の推移

小分類	H29.3.31現在	H30.3.31現在	H31.3.31現在	R2.3.31現在	R3.3.31現在
	施設量	施設量	施設量	施設量	施設量
ゲート施設	230箇所	230箇所	230箇所	230箇所	238箇所
護岸・堤防・胸壁	海岸 54.6km	海岸 54.6km	海岸 54.6km	海岸 54.6km	海岸 54.6km
離岸堤					
突堤					
防潮堤等					

図4-19-1 港湾海岸の築年数割合(令和3年3月31日現在)



港湾海岸については、東日本大震災の津波の影響により、ほぼ全ての施設が被災し、約97%の施設を復旧・復興により更新しています。令和2年度に各地区海岸毎に「維持管理計画」を策定し、適宜点検を実施しながら、計画的な維持修繕に努めています。

【堤防】



松島地区海岸（松島町）

【離岸堤】



西浜南浜地区海岸（石巻市）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防・護岸・胸壁等の海岸保全施設を対象施設とし、「海岸保全施設維持管理マニュアル（案）（令和2年4月）」に基づき、5年以内ごとに定期点検診断（一次点検・二次点検）を実施します。日常点検については、施設ごとに優先度を定め、それに応じた頻度で各確認項目を目視で点検します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防等の防護施設については、定期点検診断結果及び重要度（防護対象等）に基づき優先順位を付け、維持・修繕を実施します。また、維持管理、更新・修繕費用の平準化・縮減を図るべく、予防保全型の維持管理へ転換します。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防等の施設においては、利用状況に応じ、日常点検等を定期的を実施するなど、施設の安全性を効率的に把握し、適時適正に維持・修繕を実施します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 更新する施設については、定期点検診断結果等による優先順位により、「港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成30年5月）」に基づき、耐震化対策を考慮し、施設整備を実施します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の老朽化状況、利用状況及び定期点検診断等による優先度等を考慮した上で、「海岸保全施設維持管理マニュアル（案）（令和2年4月）」に基づき、海岸地区域単位で、維持管理計画を策定し、これに基づいて計画的かつ効率的に改良工事を行うことにより、全体コストを抑制しつつ、個々の施設の延命化を図ります。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性を踏まえながら、施工時の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ ゲート施設においては、利用状況等により、施設の統廃合を図り、効率的な施設維持に努めます。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全計画については、海岸管理者で作成し、陸閘等施設の利用については、港湾利用者と連携し適正な利用を目指します。

4-3 漁港海岸

① 現状及び課題

表4-19-3 漁港海岸の施設量等の推移

小分類	H29.3.31現在	H30.3.31現在	H31.3.31現在	R2.3.31現在	R3.3.31現在
	施設量	施設量	施設量	施設量	施設量
ゲート施設	水門22箇所, 陸閘171箇所	水門22箇所, 陸閘171箇所	水門22箇所, 陸閘171箇所	水門77箇所, 陸閘176箇所	水門77箇所, 陸閘176箇所
護岸・堤防・胸壁					
離岸堤					
突堤	海岸 46.0km	海岸 46.0km	海岸 46.0km	海岸 44.3km	海岸 44.3km
防潮堤等					
ポンプ施設					

漁港海岸については、概ね復旧事業の完了が見える令和2年度を目処に長寿命化計画の策定開始予定であり、機能診断と併せ施設状況の整理を行う予定です。被災していない漁港海岸施設については、老朽化が進行することにより、今後維持管理費の増加が見込まれ、また、新規海岸施設の整備により、ストック量は増加すると見込まれます。被災した漁港海岸施設については、震災後、災害復旧事業により復旧していることから、当面は災害復旧事業に注力していきます。今後、漁港海岸保全施設について、令和3年度以降に計画的な維持・修繕を行う予定です。

【防潮堤】



荒浜漁港（亙理町）



石巻漁港（石巻市）



渡波漁港（石巻市）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 震災により海岸保全施設がほぼ全壊となり、施設の効能が得られない今、復旧、復興が急務となっている現状であり、概ね事業完了が見える平成29年度を目途に適切な点検・修繕等の維持管理に関する方針を策定することを目指します。 ○ 計画策定に当たっては、海岸保全施設の適正なる機能診断、長寿命化や延命化による施設の有効利用およびライフサイクルコストの縮減などを検討します。 ○ 日常の維持管理に当たっては、点検の種類、実施時期や使用する様式等を明示し、点検水準の均等化を図ります。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の老朽化が顕在化する前に保全対策を実施し、施設の機能を適切に維持管理します。 ○ 所要の機能を維持しながら既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減します。 ○ 保全工事が集中する場合には、保全対策に対する「施設優先度」により、所要経費全体の圧縮・平準化に向け保全対策の優先順位をつけます。 ○ 具体的には下記について取り組んでいきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 補修・更新費用の平準化 ・ 補修・更新費用の効率化 ・ 施設管理の目標の明確化 ・ 意思決定の透明化など。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検・診断等により危険が認められた海岸保全施設等については、利用状況や重要性、関係利用者との調整により、長寿命化計画に基づいて事業を実施します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年8月の海岸法の改正及び水産庁ガイドラインに基づき、平成29年度以降から耐震診断等を実施し診断結果を踏まえた耐震化の検討を実施します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の老朽化が顕在化する前に計画的な保全対策を実施し、施設の機能を適切に維持管理します。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ ゲート施設において、利用状況等により、施設の統廃合を図り、効率的な施設維持に努めます。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常の維持管理に係る点検の種類、実施時期や使用する様式等を明示するとともに、点検水準の均等化を図るため、チェックリスト等の活用を図ります。 ○ 離島等の日常点検が困難な地区については、維持管理体制の強化の観点から漁業者等関係者との連携を図ります。 ○ 機能保全計画書に日常点検・詳細点検等関係資料の取りまとめを実施します。

4-4 農地海岸

① 現状及び課題

表4-19-4 農地海岸の施設量等の推移

小分類	H29.3.31現在	H30.3.31現在	H31.3.31現在	R2.3.31現在	R3.3.31現在
	施設量	施設量	施設量	施設量	施設量
ゲート施設	水門（防潮水門） 3箇所	水門（防潮水門） 3箇所	水門（防潮水門） 3箇所	水門（防潮水門） 3箇所	水門（防潮水門） 3箇所
護岸・堤防・胸壁					
離岸堤	海岸 29.8km	海岸 28.4km	海岸 28.4km	海岸 28.4km	海岸 29.4km
突堤					
防潮堤等					
ポンプ施設	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

農地海岸については、東日本大震災により壊滅的な被害を受け、県内103箇所の農地海岸のうち98箇所において災害復旧工事を実施し、令和2年度までに復旧が完了しています。

そのため、当分の間、大規模な施設更新等の必要はありませんが、今後、それらの施設の維持管理、点検管理が重要となります。また、同時期に海岸施設の整備が行われているため、将来的には施設の整備補修、更新の時期が集中することが予想されるため、適切な維持修繕に努めながら海岸保全施設の長寿命化計画を策定しています。

【護岸】



彦和田海岸（塩竈市）

【堤防】



松ヶ島海岸（東松島市）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正な海岸管理を実施するため、海岸巡視員を配置しています。海岸巡視員は目視により定期的に海岸保全施設の巡視を実施し、背後農地や利用者の安全に影響を及ぼす損傷等の有無を確認し海岸管理者に報告します。 ○ 地震、津波、高潮の発生時の異常時点検は、職員及び管理受託者の市町が行い、海岸保全施設の損傷等を確認します。 ○ 災害復旧工事が完了した海岸においては「海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づき5年に1回程度の定期点検を実施し、施設の診断を行います。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理は、限られた予算の中で適切に実施していくとともに、海岸巡視員の配置や関係市町への管理委託するなどにより効率化を図ります。 ○ 修繕・更新は、劣化予測の結果や背後地の土地利用状況、施設の利用状況を踏まえ優先順位を定めるとともにライフサイクルコストの縮減と費用の平準化を図ります。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検の結果、危険性が認められた場合は、応急措置や修繕により安全を確保します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 背後地の状況や海岸保全施設の状態により、必要に応じ優先度の高いものから耐震化を検討します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復旧事業完了後に、定期点検・診断に基づいた予防保全型の維持管理やライフサイクルコストの低減等を踏まえた長寿命化計画を策定しています。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の利用状況を勘案しながら、廃止（所管換）について検討します。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理に関する研修の活用や実施により、管理者の維持管理に係る技術力の向上に努めます。また、管理受託者の市町とは農地海岸協議会等の会議を活用して情報の共有化を図り、管理体制の構築に努めます。

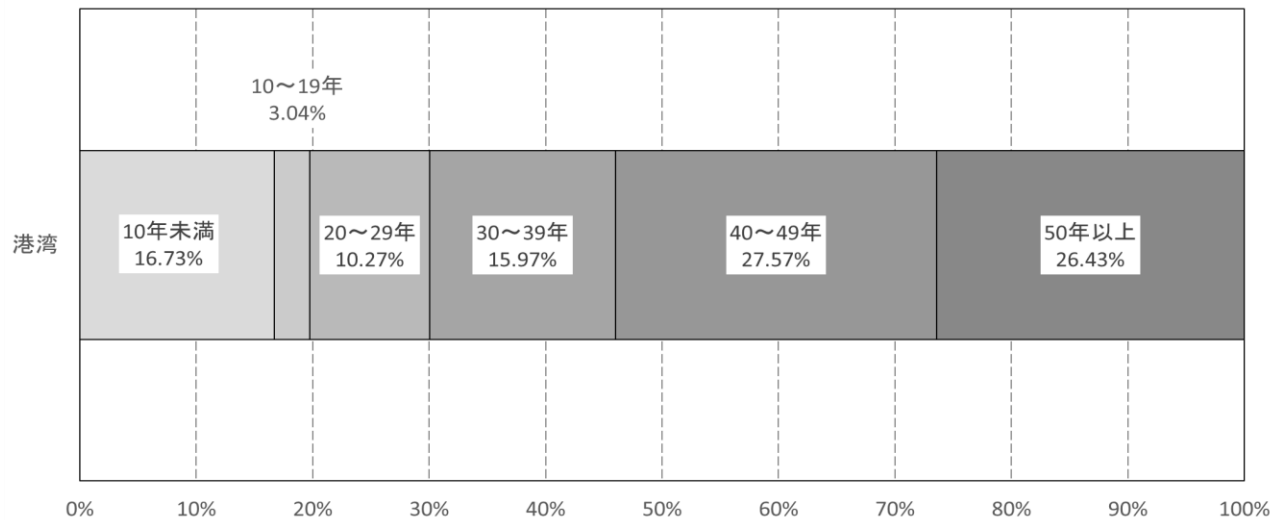
(5) 港湾

① 現状及び課題

表4-20-1 港湾の施設量等の推移

小分類	H29.3.31現在		H30.3.31現在		H31.3.31現在		R2.3.31現在		R3.3.31現在	
	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率
港湾施設	526施設	59.3%	526施設	59.3%	526施設	59.1%	526施設	58.2%	526施設	59.5%

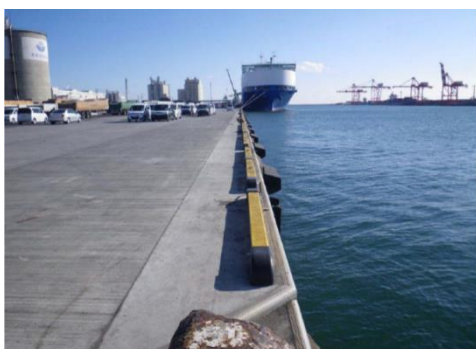
図4-20-1 港湾の築年数割合（令和3年3月31日現在）



港湾施設については、整備後30年以上経過した施設が約7割、耐用年数である50年を経過した施設は約2割弱に達しており、10年後には約半数の施設が耐用年数を超える見込みとなっております。

係留施設については、鋼材を使用している施設が多いことから、腐食の進行により、今後維持管理費の増加が見込まれる一方、外郭施設等については、災害復旧工事等により施設の復旧が完了しているため、当面改修等の対応は必要ないことが見込まれます。なお、係留施設については、既に基礎部の腐食防止等の延命化対策を実施中であり、全施設について、平成26年度から点検・診断と合わせて「維持管理計画」を平成29年3月に策定し、計画的な維持修繕に努めています。

【係留施設（岸壁）】



仙台塩釜港（仙台港区）

【外郭施設（防波堤）】



仙台塩釜港（仙台港区）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 係留施設・外郭施設・臨港道路等の港湾施設については、「港湾施設の点検診断ガイドライン（令和2年3月）」に基づき、5年以内ごとに定期点検診断（一般定期点検・詳細定期点検）を実施します。ただし、当該施設の損壊が、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある施設に当たっては、3年以内ごとに重点点検診断を行うものとします。 ○ 日常点検については、施設ごとに優先度を定め、それに応じた頻度で各確認項目を目視で点検します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 係留施設等の港湾施設については、重点・定期点検診断及び重要度（利用頻度等）に基づき優先順位を付け、維持・修繕を実施します。また、維持管理、更新・修繕費用の平準化・縮減を図るべく、予防保全型の維持管理へ転換するとともに、施設状況の見直しを通じて効率的なふ頭へ再編するなど、戦略的なストックマネジメントを推進します。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 係留施設、臨港交通施設のうち、老朽化が進行している施設について安全確保を図ります。 ○ 日常点検等を定期的に実施するなど、施設の安全性を効率的に把握し、適時適正に維持・修繕を実施します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の拠点港として、港湾計画に基づき、国と調整しながら岸壁等の耐震化を進めます。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の老朽化状況、利用状況及び定期点検診断等による優先度等を考慮した上で、平成29年3月に策定した維持管理計画書及び「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン（令和2年3月）」に基づき、港湾単位で予防保全計画を策定し、これに基づいて計画的かつ効率的に改良工事を行うことにより、全体コストを抑制しつつ、個々の施設の延命化を図ります。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特徴等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特徴等を踏まえながら、施工時の省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 残すべきストックを選別するとともに、機能の集約化等を見直し等を行うことによりコンパクトで効率的なふ頭へ再編します。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全計画については、国有港湾施設を含め、国と港湾管理者と共同で策定します。 ○ 施設の利用については、港湾利用者と連携し適正な利用を目指します。

(6) 漁港

① 現状及び課題

表4-21-1 漁港の施設量等の推移

小分類	H29.3.31現在		H30.3.31現在		H31.3.31現在		R2.3.31現在		R3.3.31現在	
	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率
漁港施設	1,093施設	51.0%	1,093施設	50.7%	1,093施設	51.2%	1,093施設	51.1%	1,093施設	51.4%

漁港施設については、平成22年度から各施設について機能保全計画策定を進めていましたが、東日本大震災により休止していたことから、平成28～29年度に機能保全計画を策定し、今後機能診断と併せて施設状況の整理を行い計画的な維持・修繕を行う予定です。被災していない漁港施設については、老朽化が進行することにより、今後維持管理費の増加が見込まれる一方、被災した漁港施設については、震災後に災害復旧事業により復旧していることから、当面改修等の対応は必要ないことが見込まれます。被災していない漁港施設については、令和4年度までに策定する機能保全計画に基づき更新計画を策定し保全工事を実施していく計画です。

【係留施設（岸壁）】



女川漁港（女川町）

【係留施設（岸壁上屋）】



石巻漁港（石巻市）

【輸送施設（橋梁）】



閑上漁港（名取市）

【水域施設（泊地）】



閑上漁港（名取市）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県管理である各漁港（27漁港）において、平成28年度から令和4年度にかけて機能保全計画の策定を予定しています。 ○ 漁港施設の適正なる機能診断、長寿命化や延命化による施設の有効利用およびライフサイクルコストの縮減を考慮した計画を策定し、計画に基づき点検・診断等を実施します。 ○ 日常の維持管理に当たっては、点検の種類、実施時期や使用する様式等を明示し、点検水準の均等化を図ります。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の老朽化が顕在化する前に保全対策を実施し、施設の機能を適切に維持管理します。 ○ 所要の機能を維持しながら既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減します。 ○ 保全工事が集中する場合には、保全対策に対する「施設優先度」により、所要経費全体の圧縮・平準化に向け、保全対策の優先順位をつけます。 ○ 具体的には、下記について取り組んでいきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・補修・更新費用の平準化 ・補修・更新費用の効率化 ・施設管理の目標の明確化 ・意思決定の透明化など
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検・診断等により危険が認められた漁港施設等については、利用状況や重要性、関係利用者との調整により、一時的に使用停止等処置し、保全計画に基づき保全工事を実施します。 ○ 今後利用見込みのない漁港施設等については、関係利用者との調整し、漁港施設の利活用等を検討します。 ○ 職員による定期的な巡視を行い、施設の安全性を効率的に把握し適時適正に維持・修繕を実施します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宮城県地域防災計画に位置付けされた漁港施設について、平成28年度から令和4年度にかけて機能診断に併せ耐震診断を実施し、診断結果を踏まえた耐震化の検討を実施します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の老朽化が顕在化する前に保全対策を実施し、施設の機能を適切に維持管理します。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の小規模漁港のほとんどは漁港の背後に漁村が形成され、漁業者の生活に密着したものであるため、漁港機能の集約・再編を図ります。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常の維持管理に係る点検の種類、実施時期や使用する様式等を明示します。点検水準の均等化を図るため、チェックリスト等の活用を図ります。 ○ 離島等の日常点検が困難な地区については、維持管理体制の強化の観点から漁業者等関係者との連携を図ります。 ○ 機能保全計画書に日常点検・詳細点検等関係資料の取りまとめを実施します。

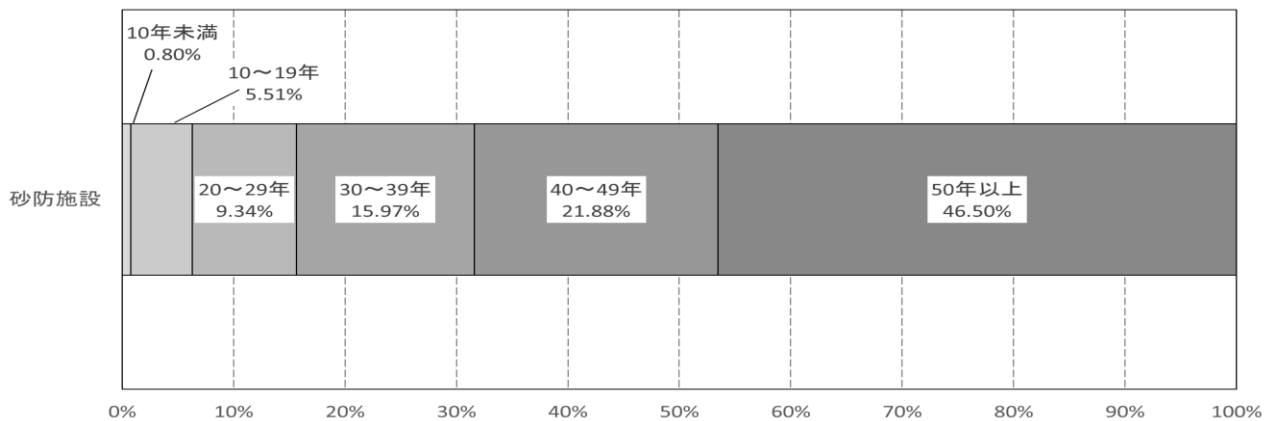
(7) 砂防施設

① 現状及び課題

表4-22-1 砂防施設の施設量等の推移

小分類	H29.3.31現在		H30.3.31現在		H31.3.31現在		R2.3.31現在		R3.3.31現在	
	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率
砂防施設	2,392箇所	62.2%	2,394箇所	68.0%	2,396箇所	73.3%	2,398箇所	78.6%	2,396箇所	83.9%
地すべり防止施設	38箇所	34.4%	39箇所	36.4%	39箇所	35.3%	39箇所	37.0%	39箇所	39.0%
急傾斜地崩壊防止施設	364箇所	39.2%	367箇所	40.6%	368箇所	42.4%	365箇所	44.4%	365箇所	46.3%

図4-22-1 砂防施設の築年数割合(令和3年3月31日現在)



砂防施設については、1980年より以前に整備したものが多いため、現時点で7割の施設が建設後40年以上を経過しており、10年後には、建設後40年以上経過した施設がおよそ8割まで増加することから、施設の老朽化の進行に伴い、今後維持管理費の増加が確実となっています。

このうち、堰堤については、機能不全に直結する損傷等は少ないものの、流路工については、すでに補修が必要な箇所が発生しています。

地すべり防止施設については、地すべりの現象が確認された際に事業化されるものであり、事業が長期にわたることから20年以内の整備完了箇所が5割程度に留まっています。地すべり防止施設については、適切な排水機能を維持することにより、地すべりを抑制する必要があることから、集水井、排水工等の修繕が必要となります。

急傾斜地崩壊防止施設については、昭和44年に制定された法律に基づく施設整備を行ってきましたが、今後、老朽化の進行により施設の更新費用や維持管理費の増加が見込まれており、施設の保全・更新について今後検討が必要となっています。

砂防関係施設の保全については、平成27年度に策定した砂防関係施設長寿命化計画に基づき行っていますが、現計画では、機能が低下している施設に対して保全(事後保全)することとしているため、今後、ライフサイクルコストの考え方を取り入れた計画に改訂したうえで、予防保全型管理の長寿命化計画となるよう努めていきます。

また、課題として、砂防施設の改修にあたっては、砂防指定地・要設備地の追加買収、地すべり防止のための観測機器の更新や、急傾斜地崩壊防止施設に係る大規模改修を行う場合には、受益者の負担金に伴い地元との合意形成が必要となることが挙げられます。加えて、維持管理業務

の担い手の不足が業界全体として懸念されていることから、より効率的な維持管理や点検の手法についても今後検討していきます。

【砂防施設】



湯向沢（仙台市）

【地すべり防止施設】



平（村田町）

【急傾斜地崩壊防止施設】



前浜の2（石巻市）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「土砂災害危険箇所点検パトロールマニュアル（案）」に基づき、砂防施設、地すべり対策施設、急傾斜対策施設を対象施設として、点検診断を行います。 ○ 平成25年度までに実施した一斉点検を基に、定期パトロール、異常気象時のパトロールを実施し概ね5年毎に点検を実施します。 ○ 点検結果に基づき、点検データを更新し、長寿命化計画の見直しを行います。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の修繕・改修については、改訂予定のライフサイクルコストを考慮した「砂防関係施設長寿命化計画」に基づき行い、予防保全型の維持管理への移行に努めます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目視等の点検を定期的に行い、変状を確認し、変状が確認された場合、施設の安全性が低下する前に予防保全を実施します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設が損傷し、耐震性能が低下する際には対策等を実施し、適切な管理に努めます。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「砂防施設等の維持管理方針（案）」に基づく砂防施設等の長寿命化計画については、県内の砂防関係施設を対象に健全度について評価するとともに、施設の重要度（保全対象等）やライフサイクルコストも考慮して対策優先度を決定します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ その性質上、施設の廃止や統廃合は難しいことから、施設の延命を図り、施設の効果を維持します。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「砂防施設等の維持管理方針（案）」、「土砂災害危険箇所点検パトロールマニュアル（案）」に基づいた管理を行うとともに、適宜マニュアル等の改訂を行うなど、適切な維持管理方針となるよう取り組みます。

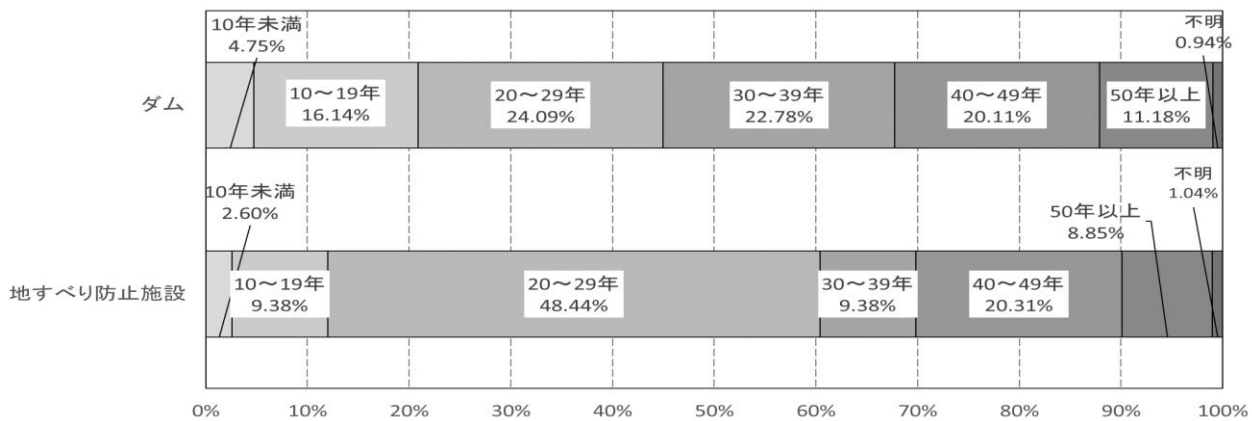
(8) 治山施設

① 現状及び課題

表4-23-1 治山施設の施設量等の推移

小分類	H29.3.31現在		H30.3.31現在		H31.3.31現在		R2.3.31現在		R3.3.31現在	
	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率
ダム	4,443基	0.0%	4,443基	0.4%	4,392基	3.1%	2,821基	6.0%	2,441基	8.5%
地すべり防止施設	21箇所	-	21箇所	-	82箇所	-	196箇所	-	192箇所	-

図4-23-1 治山施設の築年数割合(令和3年3月31日現在)



治山施設については、1980年以前に積極的に整備を行ったことにより、約5割が築後30年以上を経過しており、10年後にはその比率が約8割まで増加する見込みです。保安林の指定目的（機能）を達成するため森林を造成、維持するために設置した施設であるため、当面は森林の状況を確認しながら施設の点検等維持管理が必要となります。

地すべり防止施設については、比較的事業の規模が大きく、整備される施設は多岐にわたります。主に整備されている集水井については、約4割が築後30年以上を経過し、10年後にはその比率が約9割まで増加する見込みです。地すべり及びばた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するための施設であるため、当面は施設の機能を確認しながら点検等維持管理が必要となります。

治山施設・地すべり防止施設共通のこれまでの取組みとして、毎年山地災害防止キャンペーン期間中（5月20日～6月30日）に集中して各市町村等と連携し施設の点検を実施しています。

また、点検等により施設の機能を損なうような異常を確認した場合には、修繕等の補修工事を実施しています。

【治山施設】



朴沢（仙台市）



諏訪部（角田市）

【地すべり防止施設】



蟹沢（栗原市）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「治山施設維持管理及び山地災害危険地区点検要領」に基づき、各施設が有する機能や周辺環境等に応じ、破損等の変状や経年劣化等を把握するための点検のほか、災害発生後の変状を把握するための緊急点検等を実施します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等を実施し、その結果に基づき施設の補修や更新、機能強化などの必要な対策を適切な時期に、着実に実施します。なお、実施に当たっては維持管理・修繕等に係るトータルコストの縮減や平準化に努めます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検の結果を基に保全対象の安全確保が必要な施設については、修繕等を実施します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の設置・更新等に当たっては、国の治山技術基準に基づき施工します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 策定済の「宮城県治山施設長寿命化計画」に基づき、健全度が低い施設から優先して対策を行います。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地形の改変がなければ施設は廃止されないことから、施設の延命を図り、施設の効果を維持します。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の点検・診断から補修・機能強化等に至る一連の技術の向上を図る研修の充実等を進め体制を確保します。

(9) 林道

① 現状及び課題

表4-24-1 林道の施設量等の推移

小分類	H29.3.31現在		H30.3.31現在		H31.3.31現在		R2.3.31現在		R3.3.31現在	
	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率
道路	27路線	91.1%	27路線	92.0%	29路線	92.7%	29路線	89.5%	29路線	90.1%
橋梁	4橋	74.7%	4橋	76.4%	4橋	77.4%	4橋	78.5%	4橋	79.5%

二口線の橋梁（3基）は1960年代に整備された施設であり、築年数は40年以上を経過しています。当該橋梁については、耐震補強工事は実施済ですが、修繕計画を立て必要に応じて修繕を実施しています。

内の目線の橋梁（1基）については、平成6年度に架設されてから27年が経過しています。当該橋梁については、今後、長寿命化計画の策定、点検・診断の上、必要な修繕を実施し、その後も5年毎に点検・診断を行い、必要に応じて修繕を実施します。当面、架け替え等の施設更新はせず、予防保全等により施設の長寿命化を図ります。

林道については、定期点検及び外部委託業者による巡視等の結果を基に、必要に応じて法面や路面等の補修を行っており、今後も適切な維持管理に努めます。

【林道】



二口線（仙台市）



田の入線（大郷町）

【橋梁】



二口線【風の洞橋】（仙台市）



内の目線【内の目橋】（利府町）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「林道施設長寿命対策マニュアル（暫定版）林野庁作成」を参考に橋梁施設を中心に通常点検（年数回巡視）や定期点検（10年に1回程度）を実施します。 ○ 一部の林道及び橋梁について、外部委託による巡視の中で毎年目視・点検を行います。異常が認められた場合は、必要に応じて診断の実施を検討します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常点検や定期点検の結果から、必要に応じて補修等の維持管理工事を実施し通行の安全確保を図ります。 ○ 橋梁については定期的な修繕の実施を検討します。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検・診断等の結果から高度の危険性が確認された場合は、原則通行止めや通行車両の制限を行うなどし、安全確保措置を取ります。 ○ 高度の危険性が認められた場合には、一般車の通行止めの措置を講じるとともに必要な対策工事を実施します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 橋梁については、点検・診断を検討する中で必要な耐震強度を確保します。（二口線の3橋については耐震化済）
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検を適切な時期に実施し、ライフサイクルコストの低減を図りながら施設を保全・更新します。 ○ 不具合があった場合には、不具合が拡大する前に修繕を行います。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用実態の把握に努め有効利用を促進します。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 点検等に従事する職員を対象にした研修会の開催、若しくは関連する研修会への参加を行い技術習得を図ります。 ○ 専門部署の担当職員研修等の機会をとらえ、適切な管理体制を確立できるよう取り組みます。

(10) 農業水利等施設

① 現状及び課題

表4-25-1 農業水利等施設の施設量等の推移(基幹的施設)

小分類	H29.3.31現在		H30.3.31現在		H31.3.31現在		R2.3.31現在		R3.3.31現在		備考
	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	
ダム	5基	57.8%	5基	59.4%	5基	61.0%	5基	62.6%	5基	64.1%	県所有施設
ため池	41箇所	-	41箇所	-	41箇所	-	17箇所	-	17箇所	-	
頭首工	23箇所	-	23箇所	-	23箇所	-	19箇所	-	19箇所	-	
用水路	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
用排水機場	168箇所	-	168箇所	-	168箇所	-	87箇所	-	87箇所	-	
地すべり防止施設	5箇所	70.1%	5箇所	72.1%	5箇所	74.1%	5箇所	72.6%	5箇所	74.6%	県所有施設

※ため池、頭首工、用水路、用排水機場については、県が「所有」及び「管理」する施設ではありませんが、県営事業として「更新」する可能性がある施設を計上しています。

ため池、頭首工、用水路、用排水機場の施設量については、令和2年度に事業実施の意向を施設管理者に確認し県営事業で実施する施設を整理しているため令和2年度末日の数です。

ダム・頭首工・用排水機場等の農業水利施設は、全体の6割以上が耐用年数を経過しており、今後、さらにその割合が増加する傾向にあります。そのため、「みやぎ農業水利施設ストックマネジメント推進計画」、「農業村整備事業管理計画」に基づきストックマネジメント事業を計画的に進めていきます。今後、事業化が見込まれる施設においては、機能保全計画（長寿命化計画）を策定します。

ため池については、防災重点農業用ため池に指定された519箇所を対象として浸水想定区域図及びハザードマップを作成しており、順次宮城県及び関係市町村のホームページに掲載しています。関係市町村は、これを活用して避難計画等を策定するとともに、日常点検や緊急点検の体制等のソフト対策を整備します。また、堤体の変状等の調査を実施し、対策が必要とされるため池については、関係市町村と調整を図りながら対策工事を推進します。

地すべり防止施設については、対策工事から40年以上を経過した施設もあり、定期的な巡視を行いながら施設の機能を確認するとともに挙動監視を継続的に実施し、地すべり防止施設の長寿命化計画に基づき管理を行います。

【ため池】



名子沢ため池（大和町）

【頭首工】



秋山頭首工（栗原市）

【用排水機場】



田尻排水機場（大崎市）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針

〈農業水利施設（ダム・頭首工・用水路・用排水機場）〉

- 施設管理者の日常管理における点検に加えて、各管内毎に関係機関で組織しているストマネ地方推進会議による1次機能診断（簡易診断）を定期的の実施します。
- 点検や診断結果は各施設台帳に記載するなど、年1回の見直しを行います。

〈ため池〉

- 管理者は、「ため池管理マニュアル（令和2年6月）」に基づいてため池の点検を実施します。点検は目視を基本として行いますが、水中部にある構造物はため池の落水時に点検するなど、可能な範囲で対応します。

〈地すべり防止施設〉

- 地すべり防止区域内を定期的に巡視し、その結果を記録します。

<p>維持管理・更新等の実施方針</p> <p>〈農業水利施設（ダム・頭首工・用水路・用排水機場）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1次機能診断の結果、詳細な調査が必要とされた場合には専門機関による2次機能診断を実施し、その結果に基づき機能保全計画を策定します。 ○ 予防保全対策は、機能保全計画に基づき経済的かつ効果の高い方法で実施します。 <p>〈ため池〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理者は定期的に堤体の草刈りや洪水吐工の清掃等を実施します。 ○ 日常点検で堤体の変状等が認められた場合には、詳細調査によりため池の安全性を検証し、改修等の必要性を検討します。 <p>〈地すべり防止施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地すべり防止区域内で挙動監視のための観測を行い、データを蓄積します。 ○ 観測データにより異常が認められた場合には、施設の補修や更新、新たな施設の必要性など、適切な対策を実施します。
<p>安全確保の実施方針</p> <p>〈農業水利施設（ダム・頭首工・用水路・用排水機場）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の始動時前に動作確認を行うなど、非常時への対応準備を実施します。 <p>〈ため池〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急点検で決壊が予想される場合には、緊急放流や応急対策措置を講じ下流域の安全を確保します。 <p>〈地すべり防止施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観測データにより異常が認められた場合には、施設の補修や更新、新たな対策施設の設置等、適切な対策を実施します。
<p>耐震化の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の重要性、社会性等を勘案して必要と認められる施設において「土地改良施設耐震設計の手引き（平成16年3月）」に基づき耐震化を実施します。〈各施設共通〉
<p>長寿命化の実施方針</p> <p>〈各施設共通〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機能診断では、施設の健全度や優先度を客観的に判断した上で段階評価を行い、予防保全型維持管理の考え方に基づき適時的確な機能保全対策を行いトータルコストの縮減に努めます。 ○ 次のストックマネジメントサイクルを確立し長寿命化を図ります。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 日常管理による点検 2. 定期的な機能診断 3. 診断結果に基づく劣化予測、効率的な対策工法の検討及び機能保全計画の作成 4. 関係機関等との情報共有と適切な役割分担に基づく対策工事の実施 5. 調査・検討の結果、対策工事に係る情報の段階的・継続的な蓄積等に基づく対策手法の改善
<p>ユニバーサルデザイン化の推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
<p>脱炭素化の推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
<p>総量適正化の推進方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耕作地の改修等による各施設の利用状況の変化、施設造成後の経過年数等を踏まえ、施設の役割や劣化状況等を勘案しながら統廃合や廃止について検討します。〈各施設共通〉
<p>体制の構築方針</p> <p>〈農業水利施設（ダム・頭首工・用水路・用排水機場）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各管内毎に関係機関で組織しているストマネ地方推進会議で管理者と行政との協働による取り組みを継続していきます。また、ストックマネジメント研修会を定期的開催し、施設管理者のスキルアップを図ります。 <p>〈ため池〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年、農業者の高齢化や減少によりため池の管理が脆弱化しており、従来の管理組織への地域住民や多様な組織の参画による保全管理組織の構築を図ります。 <p>〈地すべり防止施設〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地すべり防止区域内の定期的な巡視と合わせて地元住民の地すべり兆候に関する聞き取りを行うなど、地元住民の協力体制を構築します。

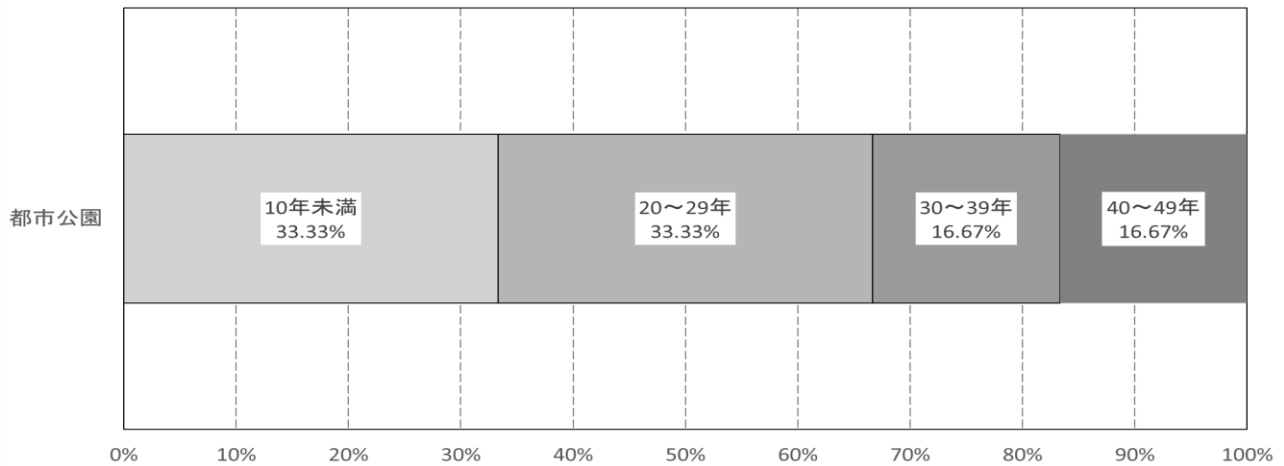
(11) 都市公園

① 現状及び課題

表4-26-1 都市公園の施設量等の推移

小分類	H29.3.31現在		H30.3.31現在		H31.3.31現在		R2.3.31現在		R3.3.31現在	
	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率
都市公園	5箇所	70.4%	5箇所	71.7%	5箇所	72.6%	5箇所	71.6%	6箇所	54.7%

図4-26-1 都市公園の築年数割合(令和3年3月31日現在)



土木部所管の5都市公園については、1970年代に1公園、1980年代に1公園、1990年代に3公園が、供用を開始しており、東日本大震災以前は、各公園年間数万人から数十万人の利用があり、県民の憩いの場となっていました。

東日本大震災により全公園が被災しましたが、比較的施設被害が少なかった仙台港多賀城地区緩衝緑地、加瀬沼公園、宮城県総合運動公園については、早期復旧を図り再開園しました。壊滅的な被害を受けた岩沼海浜緑地、矢本海浜緑地については、再整備を行い、岩沼海浜緑地の南ブロックは、平成27年4月、北ブロックは平成29年3月、矢本海浜緑地については、平成31年4月に再開園しました。

公園施設全体を再整備した矢本海浜緑地については、大規模な更新を当面行う必要がないものの、他の4公園については、公園施設の老朽化が著しく、計画的に施設更新していく必要があるため、「宮城県公園施設長寿命化計画」に基づき、維持管理やライフサイクルコスト等を考慮した計画的な施設更新等を推進していきます。

【都市公園】



宮城県総合運動公園（利府町）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土木所管の5公園（仙台港多賀城地区緩衝緑地，矢本海浜緑地，岩沼海浜緑地，加瀬沼公園，宮城県総合運動公園）を対象施設とし，施設管理を実施します（※宮城県総合運動公園の有料施設は除く） ○ 毎日の巡回点検，月2回の日常点検，年2回の定期点検，3年に1回の健全度調査等を実施し，部材の損傷・劣化状態を目視・触診・動作確認等により施設の長寿命化を図ります。 ○ 施設には様々な材質が使用されていることから，各種材質に応じ損傷や劣化が生じやすい箇所に着目し点検を行います。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設への対策は，各施設に設定した管理水準を保持するよう修繕を行い，劣化要因の排除に努めます。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常点検等において，管理水準を下回るような激しい劣化や損傷が発見された施設については，使用禁止とし，早期の修繕・更新を行います。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遊具については，「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に準拠した施設を設置します。 ○ 管理棟等は，建築基準法に準拠して設置します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設に管理類型（予防保全，予測保全，事後保全，観察保全）を定め，ライフサイクルコスト縮減が期待できる施設は，部材等の機能が低下する前に対策を実施します。 ○ 日常及び定期的な点検による健全性の把握を適時実施し，点検結果の蓄積に努め，実態に応じた長寿命化計画の見直しを行います。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては，施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては，施設の特性等を踏まえながら，省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した施設の更新に当たっては，利用者ニーズ（指定管理者実施のアンケート等）を把握した上で，長寿命化計画に基づき施設更新を行います。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本庁，事務所及び指定管理者との連携を密に取り，情報の共有化を図るほか，指定管理者による管理状況を把握し，指定管理者へ指導，助言を行い，施設の安全性を確保するとともに，長寿命化対策を図っていきます。

(12) 空港関連施設・鉄道施設

① 現状及び課題

表4-27-1 空港関連施設・鉄道施設の施設量等の推移

小分類	H29.3.31現在		H30.3.31現在		H31.3.31現在		R2.3.31現在		R3.3.31現在	
	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率	施設量	有形固定資産 減価償却率
空港関連施設	1箇所 ほか	17.7%	1箇所 ほか	22.1%	1箇所 ほか	26.5%	1箇所 ほか	30.9%	1箇所 ほか	35.3%
鉄道施設	1路線 6km	12.7%	1路線 6km	15.2%	1路線 6km	17.7%	1路線 6km	20.3%	1路線 6km	22.8%

空港関連施設（仙台空港臨空公園）は、整備からおおよそ10年が経過したことから、一部遊具など耐用年数を超えるものが出てきており、利用者の安全性及び利便性を確保する観点から、日常的な点検及び維持管理が必要となっています。

このため、日常的な清掃及び点検費用、遊具等の設備の修繕及び老朽化に伴う更新費用及び樹木等の緑地の維持管理費用が毎年度見込まれることから、予防保全型の修繕を行うなど維持管理経費の縮減に努めます。（管理業務は所在市である岩沼市に委託）

また、鉄道施設については、仙台空港鉄道株式会社において、定期的な点検を行い、大きな変状等は確認されていないことから、今後も、定期的な点検を実施し、変状等が確認された場合には、速やかに個別の修繕計画を作成し、適切に進行管理を行うこととしております。

しかしながら、老朽化が進行し、大規模な修繕・更新等が必要となった場合の費用負担については、今後の課題となります。

【空港関連施設】



仙台空港臨空公園（岩沼市）

【鉄道施設】



仙台空港アクセス鉄道（名取市）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針
<p>< 空港関連施設 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ トイレ、遊具等の設備及び緑地帯を含む公園全域について日常的な清掃及び点検（週3回程度）を行います。 <p>< 鉄道施設 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「仙台空港アクセス鉄道インフラ長寿命化計画」（令和3年度策定予定）に基づき、定期的な点検（一般検査：2年に1度、特別検査：10年に1度）を実施します。

維持管理・更新等の実施方針	
<p><空港関連施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的な点検により設備の破損等の不備が見つかった場合には、安全性及び利便性の観点から優先度を考慮した上で、適宜修繕等の対応を行います。 ○ 利用者等からの通報があった場合には、現場確認の上、上記と同様の対応を行います。 ○ 公園内の緑地については、樹木管理及び除草を適宜行い維持管理に努めます。 ○ 遊具等の設備の耐用年数を10年としていることから、安全性を考慮し、仙台空港臨空公園長寿命化管理計画に基づき、確実な設備更新を実施します。 <p><鉄道施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な点検を実施し、その結果に基づき、施設の修繕や更新などの必要な対策を適切な時期に実施します。なお、実施に当たっては、修繕等に係るコスト縮減や平準化に努めます。 	
安全確保の実施方針	
<p><空港関連施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的な点検等及び定期的な設備更新等により安全性を確保します。 <p><鉄道施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な点検を実施し、安全確保が必要な施設については修繕等を実施します。 	
耐震化の実施方針	
<p><空港関連施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遊具については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に準拠した施設を設置します。 <p><鉄道施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「鉄道構造物等設計標準・同解説（耐震設計）」等に基づき、鉄道施設の特性に応じた耐震性能で整備しています。 	
長寿命化の実施方針	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「仙台空港アクセス鉄道インフラ長寿命化計画」に基づき、計画的な改修・修繕工事等により施設の長寿命化を図ります。 	
ユニバーサルデザイン化の推進方針	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。 	
脱炭素化の推進方針	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。 	
総量適正化の推進方針	
<p><空港関連施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化遊具の更新においては、利用状況等を把握し、計画的に施設更新を行います。 <p><鉄道施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道運行のためには必要な施設であることから、施設の保全を図り、施設の効果を維持します。 	
体制の構築方針	
<p><空港関連施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 管理を受託している岩沼市及び下請業者等との連絡体制を整備し、適切かつ迅速な対応を行います。 <p><鉄道施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理・更新等を着実に推進するために必要となる人材・体制の継続的な確保に努めます。 	

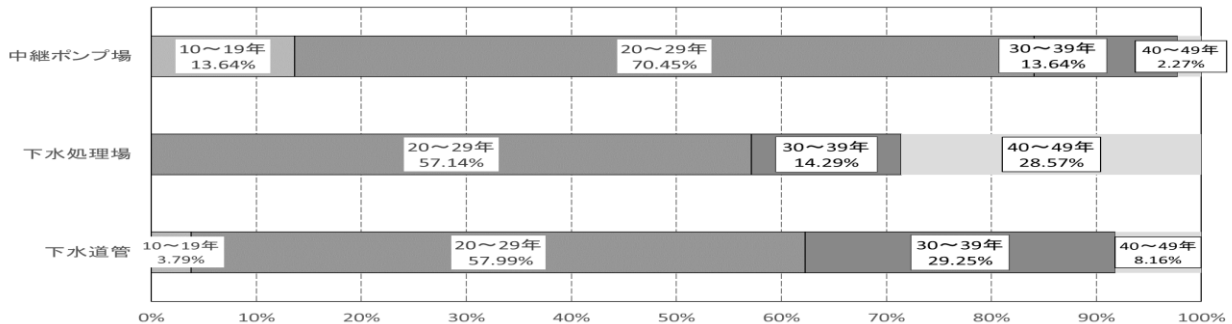
(13) 下水道施設

① 現状及び課題

表4-28-1 下水道施設の施設量等の推移

小分類	H29.3.31現在	H30.3.31現在	H31.3.31現在	R2.3.31現在	R3.3.31現在
	施設量	施設量	施設量	施設量	施設量
中継ポンプ場	46施設	46施設	46施設	45施設	46施設
下水処理場	7施設	7施設	7施設	7施設	7施設
下水道管	292.5km	293km	293km	295.7km	293km

図4-28-1 下水道施設の築年数割合(令和3年3月31日現在)



下水道施設については、1990年代後半に集中的に整備を行った施設であり、下水処理場においては築後30年以上経過した施設は4割程度、下水道管については、3割以上が布設後30年以上経過しています。下水処理場及び中継ポンプ場については、老朽化が進行することにより今後維持管理費の増加が見込まれます。下水道管については、道路陥没事故を引き起こす可能性が高いとされる50年以上経過管は現時点ではありません。

老朽化した施設の改築更新については、平成22年度から順次策定した「宮城県流域下水道長寿命化計画」に基づき実施しています。今後は施設全体の管理を最適化するストックマネジメントを推進することとし、マネジメント手法を定め、維持・修繕及び改築に関する計画を策定し、点検・調査から修繕・改築に至るまでの一連のプロセスを計画的に実施していきますが、予算制約の元、今後一層増大する改築需要にいかに対応できるかが、課題と認識しています。

このことから、経営の健全性の確保と経営基盤の強化を図るとともに、経営状況の的確な把握を行うため、平成31年度から流域下水道事業を企業局に移管し、地方公営企業法を適用しております。

さらに、令和4年度からは、全国初となる上水道、工業用水道及び流域下水道の3事業をコンセッション方式で一体的に管理・運営を行う「宮城県上工下水一体型官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)」を開始し、官民連携により民の力を最大限活用して、効率的な施設管理に努めていきます。

【下水処理場】



鹿島台浄化センター(大崎市)



仙塩浄化センター(多賀城市)



大和浄化センター(大和町)

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水処理場、中継ポンプ場及び下水道管を対象施設とし、これまで蓄積してきた点検履歴と運転実績を踏まえ、保守計画を定め定期的に保守点検を実施します。 ○ 保守点検のほか、日常点検等により施設の現状把握を行いその点検結果により年度毎に保守計画の見直しを図り効率的な管理を行います。 ○ 国交省策定「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」に準じて実施します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保守点検結果等を基に、修繕必要施設等の抽出・優先度の選定等を行い、効率的な施設の修繕を図ります。条件により長寿命化等の検討を実施します。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 腐食環境にあるコンクリート管の防食対策を計画的に実施します。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化計画事業に基づく改築更新時に、次の方針に準じて実施します。 【基本方針】「下水道施設計画・設計指針と解説（(社)日本下水道協会）」 「第12節 地震対策」 【詳細方針】「下水道施設の耐震対策指針と解説（(社)日本下水道協会）」
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化計画（平成23年度策定、平成28年度改定予定）に基づき、計画的な改築更新を実施し、実施に当たっては国交省策定「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」に準じます。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来下水道処理人口等の将来フレームを考慮し策定する次の各種計画見直しの都度、随時検討を実施します。 <ol style="list-style-type: none"> ① 流域別下水道整備総合計画（下水道法第2条の2に基づく） ② 都道府県構想（国交省、農水省、環境省通知に基づく制度） ③ 流域下水道全体計画（上記マスタープラン（①②）に掲げる目標等に基づき、将来的な下水道施設の配置を定める計画） ④ 流域下水道事業計画（下水道法第25条の11に基づく）
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設を適切に維持管理するためには、水質管理、施設に関する知識、老朽施設に対する修繕・更新の方法、耐震化対策等求められる技術や知識も多岐にわたります。このため、職員研修の充実を図り技術力の維持・向上を図るとともに技術の継承を行います。

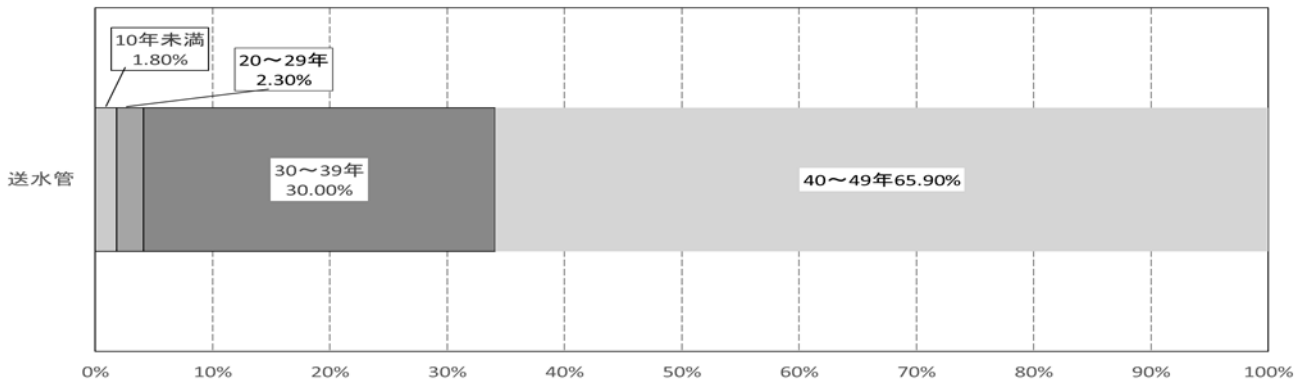
(14) 水道

① 現状及び課題

表4-29-1 水道の施設量等の推移

小分類	H29.3.31現在	H30.3.31現在	H31.3.31現在	R2.3.31現在	R3.3.31現在
	施設量	施設量	施設量	施設量	施設量
取水・導水・浄水・送水施設	送水管 333km	送水管 333km	送水管 333km	送水管 333km	送水管 333km

図4-29-1 水道の築年数割合(令和3年3月31日現在)



水道については、1970年代～80年代に整備を行った施設であり、今後老朽化によって大規模な更新需要が継続的に発生することが見込まれます。また、東日本大震災では送水管に大きな被害が生じ送水停止を余儀なくされる状況に陥ったため、これを教訓として施設の強靱化を図る必要があります。

長期人口減少社会の到来により今後、給水量、料金収入の減少が見込まれる一方で、施設の更新・耐震化費用が増大する中においても、安定した経営を継続する必要があります。このため、中長期的な視点に立ち施設のライフサイクルコストの最小化を図りながら、効率的な管理運営を行うことが必要不可欠となっています。

これら水道事業を取り巻く課題の解決に向け、平成26年度に「宮城県企業局新水道ビジョン」、「水道事業経営管理戦略プラン」及び「新経営計画」を策定したところであり、計画的に各種施策に取り組んでいます。

さらに、令和4年度からは、全国初となる上水道、工業用水道及び流域下水道の3事業をコンセッション方式で一体的に管理・運営を行う「宮城県上工下水一体型官民連携運営事業(みやぎ型管理運営方式)」を開始し、官民連携により民の力を最大限活用して、効率的な施設管理に努めていきます。

【取水・導水・浄水・送水施設】



門沢取水堰 (加美町)



南部山浄水場 (白石市)



北屋敷水管橋 (大崎市)

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道水の安定供給を確保するために、個々の施設及び設備ごとに重要度・点検内容・頻度を検討し点検・診断等を実施します。点検・診断結果は、集積・蓄積し総合管理計画の見直しに反映させるとともに維持管理・修繕・更新計画に活用します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の維持管理については、老朽化等により水処理停止や送水管の損傷等による断水などが生じないように、予防保全型の修繕の考え方を取り入れトータルコストの縮減を図り適切に行います。 ○ 将来にわたり安定した供給を持続させるため、アセットマネジメント²⁹の手法を活用し、将来の需要に対応した施設規模の適正化を検討した上で計画的に更新を行います。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全で安心な水の供給はもとより、災害時においても安定供給を行うことができるよう施設の維持管理を行います。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災の教訓を踏まえ「水管橋・管路・基幹土木施設・伸縮可撓管」の更なる耐震化及び受水市町村と連携した新たなバックアップ体制を構築するなど、災害に強い水道を構築します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道施設の点検・診断等の実施、予防保全型の修繕及び、ライフサイクルコストの最小化を意識しながら、水道施設の長寿命化を図ります。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性等を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期人口減少社会の到来や産業構造の変化等により水道水利用の大幅な伸びが期待できず、今後、多くの施設・設備の更新需要の発生が見込まれ大規模な資金が必要となります。このため、今後実施する施設の更新については、ダウンサイジングを考慮しながら計画的に進め、総量適正化に努めます。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道施設を適切に維持管理するためには、水質管理、施設に関する知識、老朽施設に対する修繕・更新の方法、耐震化対策等求められる技術や知識も多岐にわたります。このため、職員研修の充実を図り技術力の維持・向上を図るとともに技術の継承を行います。

²⁹ 持続可能な水道事業を実現するため、中長期的な視点を持って更新需要や財政収支の見通しを立てることにより計画的な更新投資を行うことで事業可能性を担保するもの。

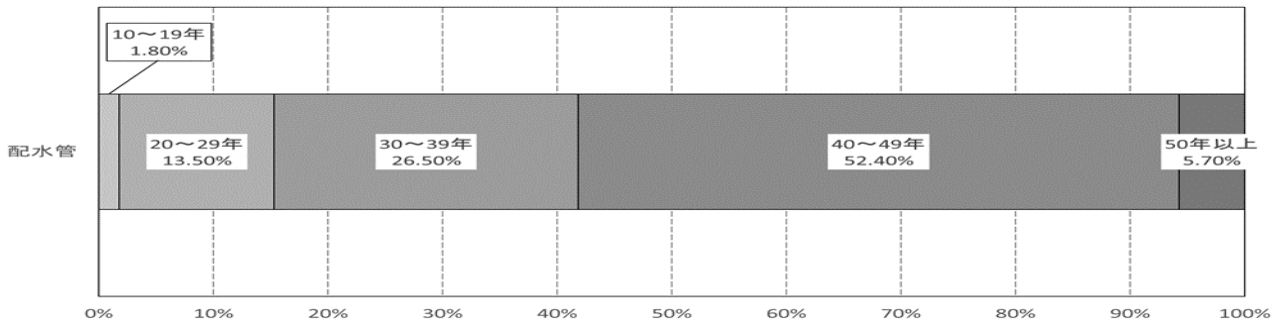
(15) 工業用水道

① 現状及び課題

表4-30-1 工業用水道の施設量等の推移

小分類	H29.3.31現在	H30.3.31現在	H31.3.31現在	R2.3.31現在	R3.3.31現在
	施設量	施設量	施設量	施設量	施設量
取水・導水・浄水・送水施設	配水管 150km	配水管 150km	配水管 150km	配水管 150km	配水管 150km

図4-30-1 工業用水道の築年数割合(令和3年3月31日現在)



工業用水道については、1960年代～80年代に整備を行った施設であり、今後老朽化によって大規模な更新需要が継続的に発生することが見込まれます。また、東日本大震災では配水管に大きな被害が生じ配水停止を余儀なくされる状況に陥ったため、これを教訓として施設の強靱化を図る必要があります。

産業構造の変化等により、今後、給水量、料金収入の減少が見込まれる一方で、施設の更新・耐震化費用が増大する中においても、安定した経営を継続する必要があります。このため、中長期的な視点に立ち施設のライフサイクルコストの最小化を図りながら、効率的な管理運営を行うことが必要不可欠となっています。

これら工業用水道事業を取り巻く課題の解決に向け、平成26年度に「宮城県企業局新水道ビジョン」、「水道事業経営管理戦略プラン」及び「新経営計画」を策定したところであり、計画的に各種施策に取り組んでいます。

さらに、令和4年度からは、全国初となる上水道、工業用水道及び流域下水道の3事業をコンセッション方式で一体的に管理・運営を行う「宮城県上工下水一体型官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）」を開始し、官民連携により民の力を最大限活用して、効率的な施設管理に努めていきます。

【取水・導水・浄水・配水施設】



大槻浄水場（仙台市）



広瀬川水管橋（仙台市）



桔梗平配水池（大衡村）

② 管理に関する基本的な考え方

点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工業用水の安定供給を確保するために、個々の施設及び設備ごとに重要度・点検内容・頻度を検討し、点検・診断等を実施します。点検・診断結果は、集積・蓄積し、総合管理計画の見直しに反映させるとともに、維持管理・修繕・更新計画に活用します。
維持管理・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の維持管理については、老朽化等により水処理停止や送水管の損傷等による断水などが生じないように、予防保全型の修繕の考え方を取り入れトータルコストの縮減を図り適切に行います。 ○ 将来にわたり安定した供給を持続させるため、アセットマネジメントの手法を活用し、将来の需要に対応した施設規模の適正化を検討した上で、計画的に更新を行います。
安全確保の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時においても安定供給を行うことができるように施設の維持管理を行います。
耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災の教訓を踏まえ「水管橋・管路・基幹土木施設・伸縮可撓管」の更なる耐震化及び受水市町村と連携した新たなバックアップ体制を構築するなど、災害に強い水道を構築します。
長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道施設の点検・診断等の実施、予防保全型の修繕及びライフサイクルコストの最小化を意識しながら、水道施設の長寿命化を図ります。
ユニバーサルデザイン化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性を踏まえながらユニバーサルデザイン化について検討します。
脱炭素化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の改修等に当たっては、施設の特性を踏まえながら、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの導入について検討します。
総量適正化の推進方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長期人口減少社会の到来や産業構造の変化等により水道水利用の大幅な伸びが期待できず、今後、多くの施設・設備の更新需要の発生が見込まれ大規模な資金が必要となります。このため、今後実施する施設の更新については、経営状況を踏まえ、ダウンサイジングを考慮しながら総量適正化に努めます。
体制の構築方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道施設を適切に維持管理するためには、水質管理、施設に関する知識、老朽施設に対する修繕・更新の方法、耐震化対策等求められる技術や知識も多岐にわたります。このため、職員研修の充実を図り技術力の維持・向上を図るとともに技術の継承を行います。

資料

1 公用・公共用施設の施設量（令和3年3月31日現在）

大分類	中分類	小分類	施設数	延床面積 (㎡)	取得価額 (千円)	帳簿価額 (千円)
公用施設	庁舎	合同庁舎	12	211,272	59,387,057	25,936,107
		単独庁舎	35	42,725	8,486,674	3,398,707
	試験研究教育施設	試験研究施設	15	105,934	29,810,007	14,155,592
		研修教育施設	6	46,436	12,682,459	7,926,987
	警察施設	警察署	25	75,707	16,766,049	8,839,563
		交番	77	8,269	1,785,189	807,226
		駐在所	140	14,469	2,491,386	901,853
		連絡所	1	94	18,155	0
		執行隊	3	10,954	1,497,816	1,041,738
	職員住宅	知事部局職員宿舎	24	51,728	10,006,533	5,625,862
		教職員宿舎	11	13,518	2,941,626	1,486,234
		警察職員宿舎	52	57,574	9,492,494	5,055,902
	防災関係施設	防災機材倉庫	38	8,238	1,246,771	585,273
		防災無線施設	15	740	335,072	158,086
	環境測定施設	大気汚染等測定施設	16	200	72,541	42,037
		放射線測定施設	7	94	62,078	55,505
	その他公用施設	用途廃止施設	4	3,948	338,073	29,141
公共用施設	文化・社会教育施設	図書館	1	18,101	9,408,549	5,092,716
		博物館	3	42,705	17,265,085	8,043,055
		文化会館	1	12,470	2,930,459	0
	スポーツ施設	複合スポーツ施設	3	130,834	51,602,092	25,295,038
		単体競技施設	5	16,389	3,895,814	1,373,150
	自然レクリエーション施設	自然公園等	7	4,557	2,410,390	961,544
		森林施設等	6	5,715	1,782,039	544,675
		自然の家	3	15,601	4,615,475	3,051,586
	産業振興施設	産業振興施設	2	26,334	11,603,899	5,749,250
	社会福祉施設	障害福祉施設	9	36,610	11,254,059	6,034,133
		児童福祉施設	7	7,900	2,214,542	850,662
	学 校	高等学校	77	958,871	183,173,943	78,647,773
		特別支援学校	20	142,099	30,325,067	13,627,776
		高等看護学校	1	2,970	628,201	181,011
		高等技術専門校	5	32,804	6,958,305	2,003,684
		大学校	3	12,725	2,459,519	911,317
	公営住宅	県営住宅	100	599,749	99,121,119	19,862,454
	その他公共用施設	運転免許センター	4	18,959	3,865,719	1,513,731
		その他公共用施設	3	1,461	315,594	109,572
		用途廃止施設	14	35,246	6,504,883	5,071,773
	地方独立行政法人施設	大学	1	71,724	-	-
病院		2	49,016	-	-	
こども病院		1	28,409	-	-	
計			759	2,923,149	609,754,733	254,970,713

2 社会基盤施設の施設量（令和3年3月31日現在）

大分類	中分類	小分類	施設量	
社会基盤施設	道路	道路	209 路線 2,727.1 km	
		橋梁	1,789 橋	
		トンネル	65 箇所 25.0 km	
		道路附属物（横断歩道橋）	24 橋	
		道路附属物（横断歩道除く）	38 箇所	
	交通安全施設	交通安全施設	信号機	3,507 基
			道路標識	104,135 基
			車両感知器	1,273 基
			情報収集提供装置（光ビーコン）	967 基
			交通監視用カメラ	35 基
			交通情報板	68 基
			信号機電源付加装置（自動起動式）	815 基
	河川・ダム	河川管理施設	325 河川 2,130.6 km	
		ダム	14 基	
	海岸保全施設	建設海岸	ゲート施設	海岸 94.9 km
			護岸・堤防・胸壁	
			離岸堤	
			突堤	
			防潮堤等	
		港湾海岸	ゲート施設	238 箇所
			護岸・堤防・胸壁	海岸 54.6km
			離岸堤	
			突堤	
			防潮堤等	
		漁港海岸	ゲート施設	水門 77 箇所 陸閘 176 箇所
			護岸・堤防・胸壁	海岸 44.3 km
			離岸堤	
			突堤	
			防潮堤等	
			ポンプ施設	
		農地海岸	ゲート施設	水門（防潮水門） 3 箇所
			護岸・堤防・胸壁	海岸 29.4km
			離岸堤	
			突堤	
	防潮堤等			
	ポンプ施設		1 箇所	
	港湾	港湾施設	526 施設	
	漁港	漁港施設	1,093 施設	
	砂防施設	砂防施設	2,396 箇所	
		地すべり防止施設	39 箇所	
		急傾斜地崩壊防止施設	365 箇所	
治山施設	ダム	2,441 基		
	地すべり防止施設	192 箇所		
林道	橋梁・道路	4 施設・29 路線		
農業水利等施設	ダム	5 基		
	ため池	17 箇所		
	頭首工	19 箇所		
	用水路	—		
	用排水機場	87 箇所		
	地すべり防止施設	5 箇所		

大分類	中分類	小分類	施設量
社会基盤施設	都市公園	都市公園	6 箇所
	空港関連施設・鉄道施設	空港関連施設	1 箇所 ほか
		鉄道施設	1 路線 6km
	下水道施設	中継ポンプ場	46 施設
		下水処理場	7 施設
		下水道管	293km
	水道	取水・導水・浄水・送水施設	送水管 333km
	工業用水道	取水・導水・浄水・送水施設	配水管 150km